

2014（平成26）年度 環境シンポジウム報告書

アスベスト被害 予防の現状と課題  
～建物に使用されているアスベスト問題～

2015年3月

東京弁護士会 公害・環境特別委員会

# 目次

はじめに	P. 1
講師・パネリストの紹介	P. 2
開会挨拶 栗林 勉（弁護士／東京弁護士会副会長）	P. 4
第一部 弁護士報告・講演	
1. 弁護士報告	
（1）アスベストに関連する近年の最高裁判決 津村 八江（弁護士／東京弁護士会公害環境特別委員会委員）	P. 5
（2）建物解体・改修におけるアスベスト飛散事故と裁判例 牛島 聡美（弁護士／東京弁護士会公害環境特別委員会アスベスト部会長）	P. 8
（3）アスベスト処理と廃棄物処理法 芝田 麻里（弁護士／東京弁護士会公害環境特別委員会委員）	P. 11
2. 講演	
（1）被害・救済の現状とこれからの対策 外山 尚紀（NPO法人東京労働安全衛生センター）	P. 14
（2）解体・リノベーション工事に関するアスベスト対策 島田 啓三（建設廃棄物協同組合理事長）	P. 24
（3）石綿被害の救済と防止 浅野 直人（中央環境審議会会長 福岡大学法科大学院教授）	P. 31
第二部 パネルディスカッション	P. 41
浅野 直人（中央環境審議会会長 福岡大学法科大学院教授） 島田 啓三（建設廃棄物協同組合理事長） 外山 尚紀（NPO法人東京労働安全衛生センター） 牛島 聡美（弁護士／東京弁護士会公害環境特別委員会副委員長） 小澤 英明（弁護士／東京弁護士会公害環境特別委員会委員）	
閉会挨拶 西島 和（弁護士／東京弁護士会公害環境特別委員会委員長）	P. 62
当日配布資料	
1（1）アスベストに関連する近年の最高裁判決（津村八江） （2）建物解体・回収におけるアスベスト飛散事故と裁判例（牛島聡美） （3）アスベスト処理と廃棄物処理法（芝田麻里）	P. 64 P. 71 P. 82
2（1）被害・救済の現状とこれからの対策（外山尚紀） （2）解体・リノベーション工事におけるアスベスト対策（島田啓三） （3）石綿被害の救済と防止（浅野直人）	P. 99 P. 108 P. 114
3 石綿に関する建築基準法改正の経過（齊田紀子）	P. 126
おわりに	P. 138

## はじめに

2005年、アスベスト工場の周辺住民にまで、アスベストによる死に至る病が複数発症していることが発覚しました（クボタショック）。当時、当会でもアスベスト部会を設けており、公害としての扱いを主張しました。

それから10年、環境被害者は増えていますが、亡くなってもわずか320万円程度を救済金として払われているだけです。

また、現存する建物に多く残存しており、解体・改修工事で飛散するアスベストの対策のため、大気汚染防止法の改正が2013年になされ、2014年施行されました。

その内容や現場の問題点を確認し、改善点を把握するために、本シンポジウムを開催しました。法改正にご尽力なされた浅野直人先生、島田啓三先生、外山尚紀先生には、貴重なご講演を頂き、実務との連携に資するきっかけとなったと思います。これからも、アスベストを多用した建物の解体、改修、耐震工事のラッシュが予測されており、国、行政、自治体、住民、司法による被害防止が機能することを求め続けたいと思います。

公害・環境特別委員会

副委員長・アスベスト部会長 牛島 聡 美

# 講師・基調報告者及びパネリスト略歴

浅野直人氏

1943年名古屋市生まれ

1966年九州大学法学部卒

九州大学大学院法学研究科、同法学部助手を経て

1972年から福岡大学法学部に勤務

1980年から教授 2014年定年退職、名誉教授

あわせて福岡大学法科大学院特任教授

現在、中央環境審議会会長、福岡県・北九州市・福岡市・太宰府市で

環境審議会会長、環境法政策学会副理事長など

中央環境審議会大気騒音部会石綿飛散防止専門委員会委員長として

大気汚染防止法改正の審議にもあたっている

島田啓三氏

1949年 京都生まれ 名古屋工業大学建築学科卒

1973年 建設省入省 近畿地方建設局、下水道事業団、本省官庁営繕部、関東地方建設局  
国際科学技術博覧会協会、本省建設業課等に勤務

1988～1989年 建設省建設業課勤務時

建設廃棄物問題に関与したことを契機に、廃棄物問題をライフワークとして活動する  
ため、建設省を退職し鹿島建設に入社。以降、建設会社内で廃棄物問題に従事

1994年 鹿島建設(株)入社 東京支店総務部廃棄物処理計画室、同安全環境部に勤務

2009年 鹿島建設(株)定年退職（東京建築支店安全環境部担当部長）

2009年 社）日本建設業団体連合会（現 日本建設業連合会）参与

2011年 社）日本建設業連合会参与を辞す

建設廃棄物協同組合理事長に就任

外山尚紀氏

環境省中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会委員

環境省・厚生労働省東日本大震災アスベスト対策合同会議委員

国土交通省委嘱アスベスト調査推進サブワーキンググループ委員

経済産業省委託国内標準開発 I S O (国際標準) 分析方法に関する国内標準化検討委員会委員

労働衛生コンサルタント

作業環境測定士

## 講師・基調報告者及びパネリスト略歴

牛島聡美弁護士

オリーブの樹法律事務所弁護士

1995年東京弁護士会弁護士登録。東京弁護士会公害・環境特別委員会副会長、同アスベスト部会長。日本弁護士連合会 公害対策・環境保全委員会副委員長

東京都公害審査会委員、中皮腫・じん肺・アスベストセンター運営委員

2000年 日本弁護士連合会客員研究員派遣制度によるニューヨーク大学ロールコール客員研究員（環境法専攻）

2010年～2013年 司法試験考査委員（環境法）

アスベストに関する共著・論文等

『建物の煙突用石綿断熱材』（アットワークス）、「保育園児のアスベスト曝露に関する損害賠償請求事件について—建物改修での多量なアスベスト曝露とリスクコミュニケーション」（日弁連公害環境委員会ニュース 2005年10月）、「石綿救済法の費用負担問題について—アスベスト関連企業の負担は、基金の事業主部分の3.6%」（同上）、「ビルオーナーにとってのアスベスト対策と今後の法的問題—その現状把握・法的責任・資産価値改善方法—」（株不動産経済研究所 講演録）、「アスベスト問題について」（自由と正義 2013年4月号 日弁連）、「Eternit Activity and Emerging Victims in Japanese Case」（“Eternit and the Great Asbestos trial” 2012、日本語版 「エタニット社の業務と現在の犠牲者：日本のケース 『エタニット 史上最大のアスベスト訴訟』）

小澤英明弁護士

長崎県生まれ。西村あさひ法律事務所弁護士（不動産法・環境法）、東京弁護士会公害・環境特別委員会委員。

1978年東京大学卒業後、1980年東京弁護士会弁護士登録、1985年東京大学大学院工学系都市工学修士課程修了、1991年コロンビアロースクールLLM修了、1992年NY州弁護士資格取得。

主な著書に「土壌汚染対策法と民事責任」、「温泉法—地下水法特論」、「建物のアスベストと法」（いずれも白揚社）などがある。

芝田麻里弁護士

芝田稔秋法律事務所所属。

東京弁護士会公害・環境特別委員会委員。立教大学法学部卒業。平成24年弁護士登録。全国産業廃棄物連合会機関誌「INDUST」に『実例で見る廃棄物の過去、現在とこれから』、東京産業廃棄物協会機関誌「とうきょうさんぱい」に『よろず法律相談』連載。

津村八江弁護士

お茶の水合同法律事務所弁護士。

東京弁護士会公害・環境特別委員会委員。

中央大学法科大学院卒業後、平成25年弁護士登録。

## 環境シンポジウム

「アスベスト被害 予防の現状と課題 ～建物に使用されているアスベスト問題～」

(司会) 本日は「アスベスト被害 予防の現状と課題～建物に使用されているアスベスト問題」のシンポジウムにご来場いただきまして、ありがとうございます。開始に当たりまして3点お知らせがございます。1点目、シンポジウムの様子の写真撮影を予定しております。差し支えのある方がいらっしゃいましたら、お手数ですが受付の方までお知らせください。2点目、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに変更をお願いします。3点目、お手元の資料についてです。冊子が1冊、質問票、アンケート用紙があります。冊子の2ページ目に目次がございます。今回のテーマである被害者救済、建物のアスベストに関連し、講演者の資料などをまとめてございます。

では本題に入ります。主催の東京弁護士会公害環境特別委員会担当副会長栗林勉より、ごあいさつを申し上げます。

(栗林) 東京弁護士会副会長の栗林でございます。本日は土曜日にもかかわらず、たくさんの皆様にご参集いただきまして、ありがとうございます。東京弁護士会の公害環境委員会では、毎年この時期にシンポジウムを開催しております。本年はアスベストの問題ということで、公害環境委員会のアスベスト部会を中心として、研究に取り組んできたテーマでございます。今後建物解体等を通じてまだアスベストの被害拡大の恐れがありますので、本日のシンポジウムを通じてアスベストによる被害防止について、皆さんで知見を共有できればと思っております。よろしく願いいたします。

## 第一部 弁護士報告・講演

### 1. 弁護士報告

#### (1) アスベストに関連する近年の最高裁判決

(司会) では、第1部の講演に入ります。まず、津村八江公害環境特別委員会委員より、アスベストの基礎知識および近時の最高裁判決をご紹介します。

(津村) ご紹介にあずかりました、津村と申します。座ってで失礼いたします。私の方からは、近年のアスベストに関する最高裁判決のご報告をさせていただきます。まず、詳しい説明は後ほどあるかと思いますが、アスベストについて簡単に説明させていただきます。

アスベストというのは、こちらにある原石のような、本来は天然の繊維状の鉱物で、クリソタイルやクロシドライト、アモサイト等の種類があります。アスベストの特徴ですが、非常に細かい繊維状の物質で、こちらの下吹き付けアスベストのように、およそ髪の毛の5,000分の1ぐらいの大きさのものに加工されて使用されています。戦前から船の機関室などで使用されていたそうですが、国策でアスベストの使用が推奨されていまして、1980年代ごろまで多くの建築資材や電化製品等に使用されていました。性質としては、加工がしやすく耐久性や耐熱性に優れるという性質があります。

アスベストの被害についてですが、非常に細かいものですので、空中に飛散して肺がんや悪性中皮腫の原因になります。症状が発生するまでに数十年という潜伏期間が長いのも特徴のひとつで、閾値がなく、少量を暴露したとしても健康被害が発症する可能性があります。

現在実際に建物に使用されているアスベストについてなんですけれども、レベル1からレベル3までに分類されておりまして、これはアスベスト自体がどの程度飛散しやすいかということで分類されています。写真に載っているのはレベル1の吹き付け材ということですが、これは鉄骨などに直接アスベスト、石綿などが吹き付けられている状態で、非常に飛散しやすいものです。レベル2は、保温材ですとか断熱材に含まれているもので、レベル3は、整形板などに含まれていて非常に安定はしているもので、基本的に破壊などをしない限りは飛散の確率はあまりありません。

続きまして、平成26年10月9日の泉南アスベスト判決についてご説明させていただきます。この事件は大阪の泉南地域というところで、アスベスト製品を製造していた工場で、その製品の製造に従事していたことによって肺がんですとか悪性中皮腫を発症した元労働者またはその遺族が、国に国賠請求をしたというものです。国の責任としては、石綿の疾患の発生を防止するために、法に基づく規制権限を行使すべきであったのに行使しなかったことということで、請求が行われました。

この訴訟ですが、2006年に提訴された第1陣と、2009年に提訴された第2陣がありま

す。第 1 審判決に限っては、双方とも国の責任を認めて請求の認容ということになったんですけれども、第 1 陣の方の第 2 審は請求棄却、第 2 陣の方は請求認容となっています。内容についてですが、第 1 陣は、アスベストについて厳格に許可制を取るということをすると、企業の自由な発展を妨げることになり、経済的な発展を阻害するというので、国の規制権限を行使しなかったという判断も合理的であるという認定がされました。第 2 陣ですが、こちらはやはりアスベストによって人の生命や身体に関して被害が出るということを重視して、技術の進歩や医学的な知見に合わせて、適時適切に規制権限を行使すべきという判決で、請求が認容されています。

最高裁の判断枠組みですが、基本的に第 2 陣訴訟の 2 審と同じで、平成 16 年にありました筑豊じん肺訴訟を引用して、このように認定しています。読み上げさせていただきますが、権限を定めた法の趣旨、目的、権限の性質等に照らして、具体的事情の下において、不行使が許容限度を逸脱して著しく合理性を欠くときは、その規制権限の不行使は違法であるということになっています。

本件においては、昭和 33 年 5 月 26 日に労働基準局長がアスベストの労働環境について予防対策をするべきだという通達を出しておりまして、そのころから医学的知見が確立しており、その図に描いてあるんですけれども、局所排気装置を義務付けることによって、被害の発生をある程度防止できたということで、その義務付けに対する必要な技術的な知見もあったという認定をしています。

それでこの通達のありました昭和 33 年の 5 月 26 日から、局所排気装置の義務付けを定めた特定化学物質等障害予防規則ができました昭和 46 年の 4 月 28 日までの間で、局所排気装置を設置すべきなのに設置されていなかった石綿工場内において、石綿に暴露をしたことによって石綿関係の疾患を発症したという原告に対しては、損害の賠償を認めています。

具体的な認定額ですが、第 2 陣は 2 審の方で認容されているので、そのまま原告 54 人に対して約 3 億 3,000 万円。これは症状などにもよりますが、死亡の場合は 1,300 万円ということになっています。第 1 陣は棄却されていますので、差し戻されて最高裁の認定額と同様の額が認定されています。現在厚生労働省は、石綿工場で働いていた方が訴訟を提起した場合は、今回の最高裁の認定額と同様の支払いを認めているようです。

続きまして、平成 25 年 7 月 12 日の判決の報告をさせていただきます。これは鉄道高架下の建物を賃借したという事案で、鉄道会社と個人営業している文具店に昭和 49 年の 3 月に賃貸借契約を締結して、そこから平成 14 年 5 月まで粉塵暴露し、その結果その取締役の方が悪性中皮腫に罹患して死亡された事案です。この件で問題になったのがこの 2 階部分ですが、クロシドライトという非常に危険性の高い吹き付け材が、約 3 センチの厚さでむき出しのまま施工されていました。鉄道の振動によってどんどんアスベストの繊維が落ちてきて、倉庫内にも降り積もる状態で、平成 15 年に測定した際にもかなり高い数値が出ています。

原告の請求ですが、民法 717 条の工作物責任に基づく賠償を行っています。これは土地の工作物の設置または保存に瑕疵があった場合に、他人に損害が生じたときに責任を負うというものになります。問題になったのはこの建物に瑕疵が生じた時期、いつから瑕疵とされるのかというところですが、原告の主張では学校の施設や公共施設でのアスベストの建物使用が社会問題になった昭和 62 年ごろ。被告の主張は、この 62 年ごろまではアスベスト資材は指定耐火材として認められていたので、この時期ではなく平成 17 年 7 月という、国が建物吹き付け石綿に対する規制を始めた時以降であると主張しています。

最高裁の判断ですが、土地の工作物の設置または保存の瑕疵というのは、過去の最高裁の判例を踏襲して、通常有すべき安全性を欠いていることとしています。今回の石綿の被害というのは、粉塵暴露の健康被害の危険性などについては、科学的知見や一般人の知見や法令の規制などの対応がどんどん変化しているという特色がありまして、責任を負うかどうかは、人がその中で勤務する本件建物のような建築物の壁面に吹き付け石綿が露出していることをもって、通常有すべき安全性を欠くと評価されるようになったときからその後の、それ以降に原告が吹き付けられた石綿の粉塵暴露をして、それ以降の暴露と悪性中皮腫発症の間に因果関係があることということを審議して初めて判断できるとしています。原審はこれがいづからかを明らかにしてないので差し戻しされました。

瑕疵があるとされた時期は昭和 63 年 2 月ごろ。このころに、建物のアスベストについての対策についての通知を厚労省が出しています。このころから危険性が明らかになったということで認定しています。相当因果関係についてですが、結局その昭和 63 年の 2 月から発症まででも 13 年 9 カ月という、潜伏期間として相当な期間があつて、それから昭和 45 年の最初に借りたときからの期間が不可分一体となって被害者を中皮腫に罹患させたとして認定されていて、遺族合計で 6,000 万円の請求が認められています。

今回の最高裁の判断は、知見の発展とともに瑕疵と認識された場合に工作物責任を負うかについてどう判断するかということで、瑕疵と判断される基準時とそれ以降の損害の間に相当因果関係を認定するということが必要であるということを示しています。ただ、今回はアスベストの使用建物がいつから瑕疵があるのかということをもとに最高裁で判断したものではなく、アスベストを使用した建物の瑕疵があるかどうかをどのように判断するのかという考慮要素までは判断されていません。

また、債務不履行や不法行為を求める際の前提となるアスベストの被害に対する予見可能性の判断枠組みも示されていないので、これらについては今後の判例が待たれることになるかと思えます。以上です。

## (2) 建物解体・改修におけるアスベスト飛散事故と裁判例

(司会) では、次に牛島聡美副委員長より、建物解体またはリノベーションでアスベストが問題になって、実際に裁判になった事件を二つ紹介いたします。

(牛島) はじめまして、弁護士の牛島と申します。よろしくお願ひいたします。当会は、公害環境委員会の中にアスベスト部会というのを置いている珍しい弁護士会です。たぶん日本でひとつではないかと思ひます。そのきっかけは、今日お話しする第2の事例のさしがや保育園という文京区立保育園での保育中の改修工事でのアスベスト飛散事故について、法律相談を東京弁護士会の当公害環境委員会が受けたということでした。その事例も含めてお伝えします。

説明の順序としては、改修工事より解体工事の方が分かりやすいので、解体工事の事例1(資料9-11ページ)を先に説明をします。事故は平成17年4月ごろで、訴訟になって平成18年から21年の約2年間で解決したケースです。資料9ページの左下の写真が、建物の解体途中のもので、鉄骨周りに非常にべったり付着している灰色の物が、アスベストでして、それを本来であれば、解体工事前に除去しなければいけないのに、除去をしないで、アスベストが飛散するままに、建物を壊していたというケースです。初めは資料9ページの右下のように、シートが覆いかぶさっていたので、近隣の周辺住民もよく分からなかったんですが、途中で周辺住民がアスベストがあるのではないかとということで、住民がアスベストの専門家(中皮腫・じん肺・アスベストセンター)に相談しながら、業者と交渉して中を見たところ、屋根の裏には資料10ページ左上の写真のようにアスベストが付着していました。

資料10ページ右上の写真は解体の現場ですね。住宅が大変密集している中です。当然周辺住民がアスベストに曝露させられます。資料10ページ左下の写真は、鉄骨の上の方にシートがかぶさっていますけれども、この中にアスベストが付着しています。これは途中で工事を止めることとなって、とりあえずの覆いを被せた状況です。他にもブルーシートで、サンプルを採取している写真です。資料10ページ左下の写真は、解体途中の地面ですね。解体現場の地面の上には、建材の破片であるガラなどが混在していますので、この中にアスベストも混じってしまったということです。

そもそも、日本全体で建設廃材は膨大になっているため、コンクリート、木材、鉄など可能な限りリサイクルを薦められており、建設リサイクル法が規定されています。が、アスベストなど危険な物が付着している場合には、解体前に除去することになっています。本件では途中でアスベストがあるはずだとの住民が区などにも苦情を言って、ようやく工事が途中で止められました。その際、ブルーシートなどで、解体部分をちょっと覆ったりしました(資料11ページ右上)、ブルーシートの下や横など、すき間だらけという状況で、現地にはアスベストが非常に飛散したといえる状態でした。

時系列は資料 11 ページの左下にあります。平成 16 年 9 月、工事より約半年前に住民が、マンション建設目的でスーパーを解体するらしいけれども、アスベストは大丈夫なんでしょうかという素朴な質問を投げ掛けまして区に行きました。ところが、まあ、うやむやに終わって、翌年の平成 17 年、6 月にはクボタショックが起こる年なのですけど、1、2 月に住民説明会が 2 回開かれます。3 月には、特に問題ないという形で解体工事が開始されてしまいます。

4 月 15 日に、風も強かったので粉塵が飛散しまして、近隣住民のベランダに付着します。それを住民の方がぞうきんでふきました。ここに、アスベストがあるということが後に検出されました。4 月、その後、区は、始末書を騒音の観点から業者に出させました。ところがアスベストというのはなかなか難しいということで、ちょっと遅れて、これはちゃんと調査してないのじゃないですかという指摘をします。

それから、また第 3 回の住民説明会が行われるのですが、この場でもアスベストはないと業者は断定します。この理由は、このスーパーがもともと昭和 52 年に建てられたものだから、52 年というのはアスベストはもう吹き付けはないんですよというような、中途半端な知識です。確かに、昭和 50 年にアスベスト吹き付け原則禁止となりますが、実際には 5 重量%を超える吹き付けが禁止されたのであり、それ未満のものは吹き付け禁止となっていませんでした。住民は素材調査をちゃんとしてくれと要求します。素材を先ほどのように採って見たところ、アスベストが濃厚に見つかりました。工事中断をして謝罪することになり、その後に工事協定というのを結びます。そして除去を完了します。ちょうど石綿障害予防規則が発効した頃で、8 月になると区は遺憾表明を業者に出します。

それから住民は損害賠償を求める交渉を始めましたけれども、うまくいかなかったので提訴ということになり、約 2 年かけて訴訟上の和解となりました。原告は近隣住民約 25 名で、近隣の就業者も含まれます。被告は建物所有者、すなわち、解体目的で古いスーパーと土地を購入した人なんですね。スーパーとしてはいらないけれども、それを壊してマンションを建てるという目的です。二人目の被告は解体業者です。訴訟では損害賠償を求めまして、中盤になって、建材の専門家が裁判所の専門委員となってかかわっていただきました。和解金額は全体で 300 万円弱だったのですけど、いろいろな費用が掛かりましたので、業者側には結構なコストとなっております。

事例 2 をお伝えします。これが東京弁護士会で初めてアスベストに出くわした事件。文京区立のさしがや保育園というところですが、0 歳児の定員を増やすために 1999 年に 0 歳児室を拡張する改修工事をしたのです。そのときに保育中にアスベストを飛ばしてしまったということです。資料 12 ページ右上の写真は、赤い鉄骨周りの吹付けアスベストなんですけれども、2~3 センチぐらいの本当に厚いものでした。赤茶けて見える部分は、吹付けアスベストをこそぎ落としたところですね。その下の写真の赤茶色の部分もこそぎ落としたということです。これはアスベストに気付いた保護者が工事止めさせて、それから写真を撮ったものです。

なぜこういうことになったかという、従来の0歳児室が資料12ページ左下の斜線の右下部分の一部屋だったのを、斜め上の斜線の部屋まで拡張して拡幅して、斜めに広げようという、そういう改修、リフォーム工事ですね。住民の側は、ここにアスベストがあるんじゃないですかと、学校パニックが昭和62年にあったからあるんじゃないですかと言いますが、文京区役所の方ではないですと。いや、絶対あるはずだからまた調べてくれと言ったら、いや、ありましたけれども天井はあたらないし、天井板の後ろのアスベストにはあたらないから大丈夫ですと言います。

ところが、実際に着工した後はその板は外されていて、保護者が指摘します。そうしたところ、いや、外していても吹付けアスベストをこそぎ落としはしないから、大丈夫というようなやりとりが何回もなされて、結局、こそぎ落としていました。訴訟になりまして、園児は108人いたんですけど、そのうちの保護者と園児6名が1次訴訟、2次訴訟は2名ということで、原告になった人は少ないんですけども、文京区と業者を被告として損害賠償請求をしました。

司法改革の当時のことで、審理を早く進めましょうというモデルケースとなりました。そして、プロセスカードなどで、いつまでに何をやってくださいという宿題の期限が原告被告双方にはっきりしているなかで、保育園の園長などを私の法律事務所にまで呼んで、聞き取りをしていいよと、証拠もどんどん出しなさいという形でやり、1年強で終わりました。海外の証拠開示制度であるデポジション、ディスクロージャー制度を取り入れてもらったのです。（なお、海外ではアフリカなどの諸国でも、イギリスなどから学んでこのような制度がとられるのですが、日本では、その後も、デポジション、ディスクロージャー証拠開示制度は法制化されていません。）その訴訟中に、文京区の検討委員会が、約1週間の工事で東京大気中に住む場合の一生分の発がんリスク上昇がありましたと報告をします。

和解となりまして、1次は300万円、2次は60万円の解決金の他、謝罪と継続した健康対策をその後ずっと受けられ、もし中皮腫になったような場合は、文京区が負担するという約束をすることにしました。さらにいろいろとシミュレーションもしましたので、非常に費用が掛かり、最終的には要綱と協定が結ばれることになりまして、これによって元園児108名のほぼ全員に一人10万円の見舞金が行き渡っています。区としては、元園児の台帳整備、健康診断などを含め、1億円近い費用負担をしております。

取りあえず事例二つは以上です。また後になりましたら、第3、第4、第5の事例をご紹介します。

### (3) アスベスト処理と廃棄物処理法

(司会) では、次に芝田麻里委員より、建物解体後のアスベスト廃棄物についてどのように処理されるのか、その法制度の解説をいたします。

(芝田) ただ今ご紹介いただきました、弁護士の芝田麻里です。私の方から、アスベストと廃棄物処理法との関係についてご紹介させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

アスベストと廃棄物処理法との関係なんですけれども、廃棄物処理法はアスベスト含有廃棄物の排出時、解体後から最終処分、すなわち埋め立て処分までの流れを規制している法律です。ですので、解体時の解体の手順ですとか方法そのものを規制するものではありません。解体の手順、方法等に関する法令としましては、こちらの表にありますような建築基準法、建設リサイクル法、大気汚染防止法、労働安全衛生法関係で石綿障害予防規則などが重要なものとして挙げられます。これらの法律については、このシンポジウムで後でご説明のあるところかと存じます。

廃棄物処理法については、廃棄物とはどういうものなのかということについて、レジュメ 21 ページの右下に一覧表にあります通りいろいろ分類があるんですけれども、今回このシンポジウムで取り上げますアスベスト含有廃棄物としては、この表のうちの<5>番、特定有害産業廃棄物である廃石綿に該当するかと思います。廃石綿等特定有害産業廃棄物といえますのは、この表のウに該当するところで、いわゆるアスベストのレベルのレベル 1、レベル 2 に該当するもので、飛散性があるものと分類されているものになります。これらについて、廃棄物処理法がどのように規制しているかについてご説明したいと思います。

比較の対象としてですが、一般廃棄物というのはレジュメ 22 ページの右上のように処理されています。まず排出がありまして、それから廃棄物の収集、運搬を行い、自治体の清掃センターなどで焼却というものが行われます。焼却灰について埋め立て処分が行われます。埋め立て処分は、管理型という最終処分場がありまして、ここに埋め立てられることになります。最終処分場については、種類が安定型、管理型、遮断型というのがありまして、この最終処分場の種類と主な特徴については、お配りしております冊子の 29 ページからご説明がありますので、適宜ご参照ください。

では、廃石綿の処理はどのように行われるかということですが、これについては、まず固定化、飛散防止という措置を行った後、ビニール袋などで二重に梱包するということを行います。そして廃石綿である表示を行い、飛散防止措置を採る。そうした上で、収集運搬を行います。収集運搬の際には他の廃棄物と区別して収集運搬を行うこと、積み替え保管を行うことといった規制がかけられます。このような状態で管理型の埋め立て処分場、最終処分場へ運んでいきます。

ここにおいて、一定の場所で分散しないように埋め立て、覆土することというのが定め

られています。つまり、アスベスト含有廃棄物である廃石綿等は、ここに埋めましたよということが分かるように埋め立てなさいというところです。ただ、管理型最終処分場というのは、用語集として配らせていただいておりますレジユメの 31 ページに写真があるんですけども、そちらの写真で見ただけであればちょっと分かるんですが、山林、谷などを掘削して建設いたしますので、非常に数が限られているというところがございます。なので、非常に数が限られているので、なるべく管理型最終処分場ではなくて、リサイクルできるようにしたいというのが、環境省などこれからの流れということになります。

じゃあ、リサイクルするにはどうしたらよいかといいますと、レジユメ 22 ページ右下のスライドになりまして、熔融、無害化という中間処理を行いますと、再生、リサイクルできますよということになります。じゃあ、それはどういう処理フローをとるのかといいますと、まず最初に飛散防止梱包措置を採って、廃石綿であることの表示を行うこと、飛散防止措置を採ること、というのは通常の廃石綿の処理フローと同じです。保管廃棄物と区別して収集運搬、積み替え保管を行った後、中間処理施設に持ち込まれます。

この中間処理施設において、1,500 度以上の高温で熔融処理を行うことという処理を行うか、もしくは無害化処理という処理を行うこととされています。無害化処理といいますのは、1,500 度以上の高温で行う熔融処理とは異なって、科学的方法によって石綿の成分を変化させることによって、石綿が検出されなくなるということになります。ただ、無害化処理というのは非常に高度な科学的技術を用いて行うものとされておりまして、今日本ではまだ 2 社だけしか認定されておりません。このような処理を行った後はリサイクルが可能となります。これは一般の廃棄物の処理なので、後をご覧ください。

では、処理基準に違反した場合にはどうなるかということなんですけれども、これは事業停止命令の対象となります。事業停止命令に違反した場合はどうなりますかということ、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、またはこれを併科ということになります。

では最終処分場に石綿含有廃棄物、アスベストが埋め立てられた後はどうなるかといいますと、まず最終処分場を廃止するまでに 2 年間の監視期間というのが設けられておりまして、その間に有害物質等の検出がなくてももう大丈夫ということになれば、最終処分場の廃止という届出を行います。廃止の届出を行った区域については、最終処分場跡地について指定区域として指定されまして、この指定区域について都道府県知事が指定区域台帳を作成します。この指定区域台帳にはどんな廃棄物がいつ埋め立てられたのかということが記載されることになって、アスベストについては埋め立てる場所が決まっておりますので、ここに埋めましたよということが分かるようになります。

この指定区域を再開発しようとする場合には、再開発をしようとする業者が都道府県知事に届出を行って、再開発をしても、廃棄物を埋め立てた土地を掘り起こしても大丈夫かというようなことを知事が判断して、もし不適切と判断された場合には、その再開発等の計画の変更を命じることができることとなります。それぞれその届出および変更命令に違反した場合には、罰則が科されているということになります。以上で、アスベストと廃

棄物処理法との関係のご紹介を終わりたいと思います。

## 2. 講演

### (1) 被害・救済の現状とこれからの対策

(司会) では、講演の方に移ります。まず、外山尚紀様からアスベストの「被害、救済の現状と対策」についてご講演いただきます。外山様は NPO 法人東京労働安全衛生センターの事務局として、また中央環境審議会石綿飛散防止専門委員会委員としてご活躍です。よろしくお願いいたします。

(外山) ご紹介ありがとうございました、東京労働安全衛生センターの外山と申します。私たちは NPO ということで、NPO の立場からアスベストの被害者の方の相談を受けたり、周辺住民の方のご相談を受けたりということもやっています。あとはいろいろな調査、研究、分析、測定などもやらせていただいている NPO です。今日は「被害、救済の現状と対策」ということですが、一般向けの講習会ということなので、アスベストとは何かというあたりの話からも含めてお話をしていきたいと思えます。

初めにアスベストについては 3 種類あります。クリソタイル、アモサイト、クロシドライト。一番上のクリソタイルは白石綿というものです。天然の鉱物繊維で、世界中で使われました、20 世紀を通じて大量に使われてきたんですね。けれども発がん性があるということで、世界的には今禁止の方向性になっています。覚えておいていただきたいのは、クリソタイルがたくさん使われたんですけども、アモサイト、クロシドライトの方が発がん性は高いということです。アモサイト、クロシドライトも商業的に使われました。

アスベストが厄介なのは、掘り出してから捨てるまで非常に長いプロセスの間、しっかり管理をしないと被害者が出てしまうということです。最初の採掘、輸送、製造、加工、これはもう日本で禁止されていますが、その後の過程はまだまだ先があります。前半の部分に注目していますが、これはカナダのセツフォードという大きなアスベスト鉱山で、アスベストを露天掘りしています。私は 2008 年に行きましたが、そのときはまだ操業していて、こういう状態でした。

国内外の批判もあって 2011 年に閉山して、2014 年にもう一遍行きましたが、こんな形で水がたまってしまっています。採掘の現場、ここでも大きな被害が出ていますし、現在でもロシアですとかブラジルやジンバブエなどアスベストを掘っている国もたくさんありますし、使っている国々もアジアの中でまだまだたくさんあるという状況であります。ここでも被害が出ました。

そのあと、輸送ですね。これは日本の港湾の荷役の労働者の方ですけども、麻袋に入ったアスベストを扱って、穴が開いていたりする。これは荷崩れを起こして中身が出てきてしまっている。こういうところでも被害が実際に出てきているという状況があります。

それから製造です。これは実はベトナムの写真ですけども、ロシアとかジンバブエから輸入してきたアスベストを使って、この人は袋を開けて、解綿というアスベストをとき

ほぐすようにしています。すごい粉塵が出るんですけども、自分で作ったようなマスクしか使っていない。これもアジアの現状ですね。ここで何を作っているか。波板スレートですね。日本中でもたくさん使われた波板スレートを、50人ぐらいの小さい工場でもたくさん作っているという状況があります。製造の現場、ここでもたくさん被害が出ています。

加工。これは、日本の写真です。2000年に撮影しています。ごく普通の建設現場です。外壁材にアスベストが入っています。だけれども、作業しているこの方はマスクもしていませんし、電動丸のこで防じん装置も付けないで切断してしまっている。これが2000年ごろには普通にあったんですね。この方もアスベストを吸ってしまいますし、隣に住んでいる方も何も知らないでアスベストを吸ってしまうという状況が、つい10年ちょっとぐらい前の日本でも普通に見られていたということになります。

アスベストはどんなところに使われたのか。これはクリソタイルの吹き付け材です。鉄骨耐火被覆ですね。これは落ちちゃっていますね。この下を歩いたりすると粉塵がいっぱい出てきますし、これは一番危険なレベル1建材とされています。この下で働いていた方は中皮腫になってしまいました。次のスライドはクロシドライト、青石綿ですね。これは見ただけでわかりますので、これを見つけたら危ないなと思ってください。目に付くところはだいぶ除去されたんですけども、地下室などにはまだたくさんこういったものが残っています。

次のスライドはおじさんが天井を見上げていますけど、小学校ですね。岩綿吹き付けです。岩綿はアスベストではないんですけども、アスベストを混ぜて施工していた時期があって、問題になっています。これが小学校にあると子供たちが吸ってしまうということで、現在では除去したり対策が取られていますけれども、2002～2003年ごろはこのような状況にもありました。

次のスライドは、ひる石（バーミキュライト）の吹き付け。見たことがある方もいらっしゃるかと思うんですけども、茶色いざらざらした感じですね。集合住宅の居室の天井なんかにある。これもたくさんあるんですけども、実は含有しているものはそんなに多くはありません。でも調べないと分からないという問題があります。次のスライドは耐火被覆材です。耐火被覆材の中に鉄骨が入っています。この外側のものにアスベストが入っています。天井部分はALCという材料でアスベストは入っていません。次は配管の保温材。表面が破れて中が出てきています。この部分にアスベストが入っているということです。これは屋根用折板裏断熱材。この屋根の部分にちょっとフェルト状のアスベストが張り付けてある。これも飛散しやすいです。

次は煙突用石綿断熱材です。建物に煙突はあるのかと聞かれることがありますが、屋上から出ているのが煙突ですね。屋上部分だけじゃなくて1階か地下まで続いています。下にボイラー室があります。煙突の中をのぞくとどうなっているかという、こんな感じになっていて、劣化して毛羽立っています。これにはアモサイトが80%ぐらい入っている材

料があります。これはボイラーをたぐとときに外に飛散しているというデータもあります。

このように、いろいろなものに使われています。

次は成形板という建材です。切ったり削ったり、力が加わらなければ飛散しないというものです。これは東日本大震災の被災地の写真です。被災地で調査していると「木造住宅なのに何でアスベストがあるんですか？」と聞かれたことがあります。木造住宅でも屋根材、壁材それから軒下などにアスベストは使われている可能性がある材料がいろいろあります。これは典型的な材料です。波板スレート。だいぶ劣化してきているこういうもの、工場だとか倉庫だとかたくさん残されています。住宅屋根用化粧スレート。これ、施工したのは板金工の方ですけども、肺がんで亡くなってしまいました。自分でこのような写真を撮っていましたから、アスベストの粉塵が飛んでいたという証拠となって、その方は労災認定されました。こんなものにも使われています。あとは水回りとか火の周りによくアスベスト含有建材が使われます。石綿セメント板などが天井材や壁材として使われていたりします。この写真は、集合住宅の隔て板ですが、非常の際はここを破って隣戸に避難できますと書いてあります。これを破るとアスベストが飛散してしまいます。こんなものにもアスベストが使われているということになります。

石膏ボードは厄介なものです。入っている確率はすごく低いんですけども、大量に使われているので調べないと分かりません。紙の部分にアスベストが入っています。P タイルも厄介です。本体に入っていることもあるし、接着剤に入っているというものもあるので、分析が結構難しいです。

代表的なものだけお見せしましたがけれども、多くの建材にアスベストは使われていて、これはすべてじゃないんですけども、ある年代以降のデータを集めると、スレート波板の生産量はだいたい分かります。皆さんのお手元の資料にもあるかと思うんですけども、スレート板が圧倒的に多いです、これね。78%ぐらいスレート板ということなので、この部分の対策をやっぱりしっかりしないといけないということになります。

これは波板スレートです。こんな感じで割れたところを持ってきました。ちょっと拡大して見るとこんな感じで。ちょっと白っぽい繊維状のものが見えます。これ、飛び出しています。これがクリソタイルというものです。ルーペで見るとこのくらい、もうはっきり分かります。ものすごく細い繊維だということですね。スレート板などが割れると中から出てきてしまうということです。400倍に拡大するとこんな感じで、ものすごく細い、アスベスティフォーム（Asbestiform）とか石綿様形態という特殊な用語があるぐらい、すごく特徴的な細い繊維で、これ 1 本の繊維に見えますが、これも繊維の束なんですね。非常に細かい繊維の集まりです。これを吸い込んでしまうと病気になってしまうということなんですね。

被害と補償がどうなっているのかというあたりの話を次でしますけれども、これはもう先ほど言いました。今日お話をしたいのは主に中皮腫の話ですね。アスベストが原因のなんです、悪性腫瘍です。2013年には1,410名の方が中皮腫で亡くなっているということに

なります。あと、肺がんですね。肺がんはだいたい全国に 7 万人ぐらいの方が亡くなっていますけれども、ほとんどは喫煙だろうといわれています。でもアスベストで亡くなる方が、中皮腫の死亡者の 2 倍ぐらいいるといわれているんですけれども、アスベストだけが原因、喫煙だけが原因と明確には分けられないわけですね。ですので、よく分からない、把握がされにくいということがあります。それからもうひとつ大きな特徴は、潜伏期間が非常に長いということです。20 から 40 年ということで、非常に長い時間がかかって病気を起こしているという、そういう特徴があります。

日本はアスベストを輸入して使ってきました。これが輸入業のグラフです。高度経済成長のころにずっと増えて、その後 20 年間ぐらいピークが続いて、90 年に入って落ちるといいうことで、アスベストの輸入業に対してその 40 年後に中皮腫という病気が急増している。2000 年代に入って急激に増えているということが言えます。この影響がここで出てきているということです。2013 年には 1,410 名の方が亡くなっているということになります。

私たちはいろいろな相談を受けますけれども、2000 年ごろからやっぱりアスベストの相談がすごく多くなってきているなという感じがしました。やっぱりそういったことがすごく表面化してきていったということですね。これは 2002 年の写真です。女性の方ばかり並んでいますけれども、お父さんや夫を中皮腫で亡くした方が初めて集まって、厚生労働省に陳情したということが書かれていますね。早くやめてくださいということをこのときは申し上げたわけですね。この記事には厚生労働省は「鈍い反応」と書いてありますけれども、2 年後、2004 年にはアスベスト含有建材の使用禁止ということになっていきます。実はこういう動きがあって禁止にしていっていったということがありました。

皆さん記憶にあるかどうか、もう 10 年たとうとしていますがけれども、クボタショックというのは 2005 年、これ、6 月 29 日の毎日新聞で報道されて、大きな反響を呼びました。こちらですね、アスベストの工場の中で 10 年間で 51 人亡くなっている。住民 5 人も中皮腫。周りに住んでいるだけで病気になっちゃうのかということですよ。公害ではないのかということです。クボタは見舞金を検討していて、2 人は亡くなっているという報道がされました。

この写真ですね。これがクボタの社屋ですけれども、3 人後ろに写っている方、この方々が当時生き残っていた 3 人ですけれども、今は 3 人とも亡くなってしまっているという状況です。

半年後の報道では、5 人じゃないということです。85 人中皮腫が見つかっている。この図の中心はクボタの工場ですね、その周辺で 85 人が中皮腫で亡くなっているということが分かって、これがさらにやはり大変だということになっていきました。今は 260 名以上の方がクボタに対して何らかの請求をしているということですから、尋常ではない事態だと思います。

クボタの工場で何が起きていたのかということについては、いろいろ情報開示もしてくれました。60 年代にクロシドライトという中皮腫を起こしやすい、発がん性の高い物質を

使った水道管を作っていました。工場は3階建てだったということのようです。1階で材料を仕入れたものを2階、3階に上げて行って、そのときに大きなダクトで、風圧で上げていくということで、それが煙突のような効果で周辺にまき散らしてしまったのではないかとされているということですね。周りは住宅地でした。

こんなことを言った人がいます。「現在の知識に照らして過去を振り返ると、アスベスト関連疾患の発見と防止の機会をみすみす逃したということをつくづく感じざるを得ない」。誰の言葉かというよりも、いついわれたのかということが問題になってくると思います。これはイギリスの監督官が1934年に言っているんですね。クボタがアスベストを使い始める二十数年前に、「遅かった」と言っている人が実はいます。イギリスでも日本でも、この後何十年もたってアスベストを大量に使うという時期が来てしまうわけですが、やはりこうしたこと、こういった教訓、ほかの産業でも十分世界中で生かされているのかというと、必ずしもそうではない現状があると思います。

それで、中皮腫の被害、始まって十数年経ちますけれども、まだまだこれから増えるだろうということが、2002年に村山武彦先生という方が予測をしています。2030年ごろピークになるのではないのか。今から十数年後ですね。これは2万人という数字ですが、これは5年間で2万人、1年間にすると4,000人ぐらいの方が中皮腫で亡くなるのではないのかということがいわれていて、今の2倍ちょっとぐらいの方が中皮腫で亡くなっていくという時代が、もう十数年後に来ているということですので、これに備えなくてはいけないということを考えていかなくちやいけないということになります。

それからアスベストの補償ですね。労災補償は皆さんはご存じだと思います。労災保険、船員もありますし公務災害保険もあります。これ以外の方に関しては、石綿被害救済法というのが2006年、クボタショックの後につくられて、それ以外環境ばく露という方ですとか、家族ばく露ですとか、あと事業主の方も含めて、こちらの枠に入りきらない方をこちらで補償しましょうという枠組みができたんですけれども、補償の厚さとしては労災保険の方がずっと厚いんですね。ですので、やっぱりこちらを取りたいということで、こちらで請求したけれども、労災で請求したけれどもだめだったという方が、行政訴訟を起したりというようなことが日本中で起きています。

どのぐらい救済されているのかということ、石綿対策全国連絡会議というところがあって調べてくれました。これは中皮腫で亡くなった方ですね。1995年から2013年までありますけれども、まず補償されてない方が3分の1ぐらいずっといらっしゃるということです。それからもうひとつ見ていただきたいのは、労災補償はここまでです、労災関係の補償。こちら3分の1ぐらいにとどまっているという感じですね。アスベストの病気は、8割から9割ぐらいは仕事が原因だといわれているんですけれども、その厚い労災補償を受けられている方がこれだけしかいないという現状もありますし、肺がんの数は正確には分かりません。中皮腫の2倍として計算をすると1割から多くても2割ぐらいの方しか実は救済されていないという問題があります。ですので、まだまだいろいろところで裁判、

行政訴訟ですとかが起きていますけれども、なかなか認定の基準が厳しいということで、こういった状況になってしまっているということがあります。

アスベストのリスクの特徴を今までお話ししたことをおさらいしますけれども、たくさん残されているということですね、大量にある。容易に発塵して目に見えない。においもしない。知らないで吸ってしまうということですね。閾値がないという話をしました。それから致命的な病気を起こす発がん物質。病気の潜伏期間が極めて長い。今後も被害が増え続ける。誰でも病気になる可能性があるということなので、強力な規制も必要なんですけれども、やっぱり中小零細企業者さん向けへの支援ということも必要になってくるだろうと思います。

次に建物のアスベストリスクについてお話をしていきたいと思います。まず、たくさん残されているわけですが、そのリスクをどうやって測るのかということ。なかなかこれをちょっと簡単に説明できないんですけれども、ひとつは、これは何か作業をしていますね。電動丸のこで切っていますね。ここに機械があります。これはフィルターとポンプがあるんですね。これに吸引をして本数を数えます。1ml、1cc ですね。1cc 当たり何本見つかりました。こちらは 1L 当たり、その 1,000 倍ですね、1L 当たり何本あるかを数えます。単位は f/ml(ファイバー/ミリリットル) または f/L(ファイバー/リットル) になります。でも粉塵の挙動というのはすごく難しくて一般的には作業の方、この人が一番いっぱい吸っちゃいますので。それからその近くにいる方、それからさらにその周辺にいる方という順番になるかと思うんですけれども、いろいろな要因があって、風とか、清掃とか、歩行とか、何か付着したりとかということもあって、簡単には予測できないという点があって、やっぱり実際に測ってみるとということが大変重要だということになります。

ばく露の濃度、1L 当たり何本にするということが分かりました。そうすると、それに何時間ばく露したのかということと掛け合わせてあげると、ばく露量というものが出てきますね。アスベストの場合はばく露量と発がんリスクが基本的に比例関係にあると。本当はもう微妙に違うんですけど、取りあえずこう考えていただいて結構です。アスベストの場合はたくさんの疫学データがありますので、かなり信頼性の高い発がんリスクの計算というものができます。これは皆さんのお手元の資料を後でよく見てもらいたいんですけれども、これはだいたい世界で使われているそういう指標のリスクの指標をまとめたものですが、日本は産業衛生学会というところが出している数値は、1f/ml に 1 時間ばく露したときに、100 万人に対して発がんリスクが 0.068 人ということになります。単純な掛け算で一応これで出せると考えていただいて結構です。

ほかにもアメリカの EPA とか国際機関の WHO だとか、あと Hughes という方は子供を対象にした計算をしているということで、これはいろいろな指標が出てきているので、それぞれ適したものを使っていれば、ばく露量とリスクの関係は分かります。

弁護士さんの関係では、訴訟となった場合のばく露量と補償の基準の話ですね。中皮腫の場合は原因はほぼアスベストですから、労災認定基準となるばく露量というのは、だい

たい職業ばく露歴 1 年あればいいですよということで、職業的な暴ばく露が 1 年あれば認められます。

それから肺がんに関しては喫煙の方が多いわけですね。ですけれども、労災認定のこれは目安と書きました。明言していません、はっきり書いていません。だけれども、裁判などで争われるときには  $25\text{f/ml} \cdot \text{年}$  といわれています。つまり  $25\text{f/ml}$  の環境で 1 年間働く、または  $1\text{f/ml}$  で 25 年でもいいです。1 年間というのは年間労働時間数、1 日 8 時間、週 40 時間ということですね。そのときに発がんリスクが 2 倍になりますよということが言われているので、これをクリアできるかどうか。  $25\text{f/ml} \cdot \text{年}$  というのが一応労災認定というか、職業ばく露の基準になっていると考えてください。

日本は産業衛生学会というところがあって、先ほどのリスク評価の値からこういう職業ばく露の基準というものを出しています。それによるとクリソタイルのみの場合は  $0.15\text{f/ml}$ 、 $150\text{f/L}$  の方が分かりやすいかもしれません、この基準だと。これ以下にしてくださいねということですね。クリソタイル以外を含むときは  $30\text{f/L}$  という基準があります。これ以下だからゼロになる、リスクはないよということではないですけれども、一応これを目安にするということになっています。発がんリスクは 1,000 人に 1 人という基準です。ですので、実際に濃度を測ったりしようとするときに、おそらくこの 10 分の 1 ぐらいのばく露があると職業ばく露と言っていいのではないのかなと思いますので、数  $\text{f/L}$ 、0.00 数  $\text{f/ml}$  ぐらいのばく露があれば、職業ばく露と見なせるのではないのかなと考えていいと思います。

実際の作業を見ていきますけれども、これも皆さんのお手元の資料をずっと見ていくと 47~48 ページに、これは私がずっといろいろな文献を見てまとめたものが全部一覧表になって入っています。その中から取ってきました。

吹き付け石綿作業というのはものすごく危険なんですよ。これは  $100\text{f/ml}$  を超えるぐらいのばく露。だからこの環境だと 3 カ月ここで働くと  $25\text{f}$  年を超えちゃうわけですね、非常にばく露濃度が高いということです。ほかの関連作業をここに順番で書きました。こんなことです。非常に濃度が高い。

じゃあ、建材とかを切断するような、さっきお見せしたようなデータはどうかというと、結構これはばらついてきますね。1973 年イギリスの調査だと 2 から  $20\text{f/ml}$  というものがあります。Hisanaga 先生は結構高い、700 とか、そういう数百、これより一けたぐらい多い数値を示しています。

私が 2004 年に測ったのは  $3.5\text{f/ml}$  ということ、こっちに近いのかなという感じはしますが、これはもう建材の種類とか、含有率とか、のこぎりの歯の出方とか、そういったものでがらっと変わってきますし、作業場のこういう密閉度によっても変動してくるので、簡単にはこれは言えないということですね。なので、似たような作業等を見ていくということになるかと思います。

こんな作業で実際測ってみたんです。このときは先ほど申し上げましたが、 $3.5\text{f/ml}$  ぐらいということなので、問題なく職業ばく露ということで結構高い濃度になってくるという

ことです。

あとは解体の現場も私たちはずいぶん行きました。こういった現場で天井にあるスレート板を破砕するような作業ですね。このとき測ってみると 4.3f/ml ですから、そんなに電動丸のこで切るみたいにたくさん粉塵は出ないですけれども、それでも先ほどの許容濃度と比べると、28 倍ぐらいのものが出てきてしまっているということなので、明らかにやっぱり建設の作業は危険になるということが言えると思います。

それで建設現場の特徴としては屋外のこともあります。臨時の作業場所ということもありますので、作業環境測定とか局所排気装置の義務付けが実はないですね。だけれども、ずっと屋外というわけじゃないですね。だんだん建物ができてくると屋内環境に近くなっているということなので、特徴としては管理されていないということが建設現場の問題だと思っています。

それぞれの職種の都合で勝手に予告なしに、いつでも自覚なしにアスベストの粉塵作業は行われてしまうということで、これも先ほどの『レイト・レッスンズ』からの引用ですけれども、石綿ばく露の中の最悪のケースと言える石綿使用現場の労働者の実態認識していなかったことが、石綿への対応が遅れて不適切であった理由の一部であるということが言われています。建設現場で使われるというのが非常にやっぱり環境が悪かったということが反省を込めて言われているということですね。

大気汚染防止法とこれからのアスベスト対策ということで、今後のことを少し、もうあまりほとんど時間がないですけれども、少しだけお話をしておきたいと思います。大気汚染防止法が改正されまして、改正内容ですけれども、ひとつは、やはりアスベスト除去作業を行う建設工事の実施の届出義務者の変更ということで発注者が責任を負う。所有者ですとか発注者が枠組みの中に入ってきたということ、これがやっぱり非常に大きな変更点だと思います。枠組みを変えていくということがなされたわけですね。

それから事前調査も行うということで、それを発注者に説明をしなくてはいけないということも出てきました。それから報告および検査の対象拡大、これは自治体の関係です。立ち入り検査をできる作業場が増えたということですね。入って行って自治体の職員の方が監視がしやすいようになったというような改正点があります。

私も今日お話しいただく先生方は、皆さん、その委員会でいろいろ検討したんですけれども、委員会で検討されたけれども、見送られてしまった事項というのも実は多くありまして、もっとたくさんあるんですが、一応、私どもは 4 つだけ説明したいと思いますが、ひとつは濃度測定の義務付けと評価基準、これが決まらなかったということですね。

それからレベル 3 建材に関しては規制がかからなくなったと、大気汚染防止法の中で。それから罰則強化もされなかった。完了検査も見送られたというあたりが課題ではないのかなと思います。

大気濃度測定の重要性という点では、このような報道がありました。これは東日本大震災のアスベストの飛散事故ですけど、仙台の駅前で非常に解体の現場から高濃度なアスベ

ストが発見されたとか、大気中濃度測定で分かったということです。これは仙台市の方が一生懸命ここで測っていたから分かったんですね。ですので、ほかの自治体のやってないところもたくさんあるわけですね。そういうところでは分からないということなので、大気濃度測定は重要です。

それからこの報道は去年 6 月ですけども、東日本大震災に被災して厚生労働省が解体現場で調査をしました。その現場の 16%で漏洩があったということなんですね。これも厚生労働省が大震災の後入って行って調査をした結果分かったということで、これは被災地に限ったことではないでしょう。日本全国同じような状況になっているということが言えるだろうと思います。やっぱり濃度測定をするということは非常に重要だということです。

それからレベル 3 の建材に関して、これは朝日新聞ですけども、こういう民地解体というんでしょうか、重機でばりばり壊してしまうような工事というのが実はたくさん行われていて、私たちは今年度いろいろな場所で調査をしています。

解体現場のこういうところを見つけました。見てみると、これはアスベストが入っている建材です。屋根材ですね、これがばらばらに壊されて下に落ちているという状況が、多くの場所で実は見ついているということがあります。レベル 3、この建材に関して野放しに近いような状態で、これは看板ですね、アスベストなしに丸が付いています。けども実際にはありません。こういう現場があります。

これは調査の結果はまだ確定してないんですけども、だいたいまとめてみると、大防法の規制をやっていない市では、半分以上で実は問題事例があるということです。大防法の規制をやっている、つまり市町村に環境課があるようなところですね。そういうところだと 7.7%から 23.5%ぐらいで、かなりしっかりやっている、レベル 3 も条例でしっかり見えていますよというところは、実はなしだという結果になっていますので、これを見てもやっぱりレベル 3 に関して監視を誰かしていかないと、きちんとできないということが言えるだろうと思います。

罰則強化もほかの廃掃法などと比べると非常に軽い 50 万円ですね、廃棄物処理法は罰金 3 億円ということがあります。完了検査もこれも私たちの調査の中で見つかったものですが、アスベストの取り残しがあるまま解体されてしまうというような建物が非常にたくさん多く見つかっています。

今後の話ですね、リスクを軸としたリスク管理、リスクコミュニケーションを軸にしたアスベストの対策を進めていく必要があるということで、欧米ではこんなことで 2014 年ですけども、欧州議会ではこういう決議を挙げて、アスベストをリスク管理に基づいてやっていこうということが始まっています。被害者の支援ですとか、世界的石綿禁止へ向けた戦略も立てようというようなことも入っています。

オーストラリアも同じ感じです。ぜひこれはホームページを見てやってください。こういう新しい取り組みが先進国で実は始まっています。これは最新情報ですが、3 月 5 日のオランダからの情報です。日本では撤去を義務付けていないレベル 3 の屋根材等について

オランダでは 2024 年までに撤去しなきゃいけないということが決まったということです。世界はやっぱりアスベストに関して動いているということが言えると思います。

日本では昨年、大気汚染防止法が改正されました。枠組みを変えるという意味で一步前進したと思います。それから今日触れませんでしたけれども、国土交通省は新たな調査者というアスベスト含有建材を調べる、そういう公的な資格を導入していますし、分析方法も新しい国際標準の分析方法が始まっているということで、日本でもようやくこれからアスベストの対策が本格的に進んでいくであろうという時期に来ているのかなと思います。最後、宣伝ですみません。明日、私たちが被災地で行ってきた調査をまとめた報告会をやりまます。明日で申し訳ありません。連日アスベストという感じですけども、後ろにチラシを置いてありますので、ご用とお急ぎのない方は、ぜひおいでいただけたらと思います。ご清聴ありがとうございました。

## (2) 解体・リノベーション工事に関するアスベスト対策

(司会) 外山様、ありがとうございました。では次に島田啓三様から「解体・リノベーション工事におけるアスベスト対策」についてご講演いただきます。島田様は建設廃棄物協同組合理事長として、また中央環境審議会石綿飛散防止専門委員会委員としてご活躍です。よろしくお願いいたします。

(島田) 皆さん、こんにちは、今ご紹介いただきました島田と申します。私の本職は廃棄物処理の方ですけど、もともとのいろいろなつながりがあって、この石綿関連の仕事をしております。

どちらかというと施工業者、あるいは自治体の方向けに大気汚染防止法であるとか、石綿則であるとか、そういう法律にのっとった形で、具体的にどう施工するのかといったようなことの話をしているわけですけど、今日は一般の方が非常に多いということもございまして、少し趣を変えましてお話ししたいと思います。建物の解体なり、改修工事いろいろな法律が絡んでいます。そういった法律がわりと皆さんごっちゃになって理解されているところがありますので、この石綿という側面から見て、そこら辺の考え方を少し整理したいということで資料を用意いたしました。

ということで石綿関連法令について、ちょっと全体の関係をお話ししたいと思います。今まで何度も話が出てきておりますけれど、建築基準法、石綿障害予防規則、大防法、それから廃棄物処理法、それから後でお話ししますけれども、建設リサイクル法といったような法律もあります。

石綿（アスベスト）に特化した形で4つの法律に分けたわけですけど、このうち右側の三つ、石綿障害予防規則と大防法と廃掃法、これは建物を解体、改修するときに絡む法律ですね。ですから先ほど来お話しになっていきますけれど、石綿則のところを見ていただきますと、レベル1、レベル2、レベル3という分類があって、これがベースになっております。これは石綿含有建材を除去するときの発塵量の大きさを分類しているということでご理解をいただきたいと思います。

実は平成17年(2005年)に石綿則ができて、7月1日から施行されているわけです。先ほどありましたように直前の6月29日にクボタ報道がされて、クボタショックが起こったわけですけど、それまではこの三つの法律、それぞれそれなりにアスベストを規制する条項があり、この対象は、このそれぞれの法律でばらばらだったんですね。全部補足されていなかった。それが平成17年のクボタショック以降、平成18年の大防法の改正、建築基準法の改正、廃掃法の改正等々でこう整理をされました。

今は解体等工事、解体・改修工事におけるその対象は、それぞれ整合が取れております。レベル1の吹き付け材、それからレベル2の保温材、断熱材、耐火被覆材、これらは大気汚染防止法では特定建築材料ということで、石綿則、大防法いずれも届出対象です。

廃棄物処理法の場合は、そのような建材は特別管理産業廃棄物の廃石綿等という分類をされているということで先ほどお話がありました。それ以外、レベル3のものについては、石綿則は、その規制がありますけれども届出はありません。大防法は特定建築材料という対象にはなっていない。

廃棄物処理法の場合は、これは特別管理産業廃棄物ではなくて普通の産業廃棄物になりますけれども、特に石綿含有産業廃棄物という名称で呼ばれておりまして、処理に当たっての規制が少し一般の産業廃棄物よりも厳しくなっている。中間処理で破砕が禁止されている等々、若干厳しくなっているというところです。

それに対しまして一番左端の建築基準法ですけれども、今、多くの建物に鉄骨の耐火被覆と吹き付け材が使われており、この建築基準法の場合は、その規制対象はここにありますようにレベル1、吹き付け材全体ではなくて、そこの中の吹き付け石綿と石綿含有吹き付けロックウールのみです。

吹き付け石綿は昭和50年にもう製造は中止されていまして、昭和50年以降何年間かは石綿含有の吹き付けロックウールが使われてきたというところですが、それだけが規制対象ということで、それ以外のものについては今のところ規制対象にはなっていない。

これは先ほど申し上げましたように右の方が解体・改修工事に伴う規制に対して、建築基準法は一応建物を使っている状態での粉塵飛散、粉塵暴露を防ぐための規制ということで、国交省としては通常使っている状態で、この吹き付け石綿ないしは石綿含有吹き付けロックウール、これ以外のものの飛散状況に関して知見が十分でないということで、今のところ吹き付け石綿と石綿含有吹き付けロックウールのみになっております。

今、申し上げましたように大防法では特定建築材料はレベル1、レベル2だけが対象だと申し上げましたけれど、ところがこれをちょっと見てください。今回、大気汚染防止法が改正されました。今年の6月1日から改正されたものですが、この赤字で書いているところが、今もご説明にありました改正された内容です。

元請けにその事前調査、それからその発注者への事前調査結果の書面による説明、それからその結果を公衆の見やすい場所に掲示をする。この三つが元請けに義務付けになったんですね。これは大防法の規制そのものは、この表を横軸に見ていただきますと、一番上に解体等工事、これはすべての解体・改修工事が対象になります。

その2段目に特定工事となっていますが、これが大防法で届出を義務付けている工事なんですね。特定建築材料がある工事になります。ところが、その特定建築材料があるかどうかというのを調査するというですから、調査対象としては、レベル3しかない、レベル1とレベル2はなくてレベル3しかない、あるいはレベル3すらもないというものであっても、全部事前調査の対象になりますということになるわけです。

自治体の方で報告徴収なり、立ち入り検査をする権限も拡大されて、それに伴ってすべての解体・改修工事に対して、立ち入る権限が付与されることになりました。ここが重要だと思います。後ほどこれについてはまた補足してお話をします。

その調査の結果、特定建築材料があったというものは、この特定工事に該当するわけですが、それだけがこの作業届の対象になるということですね。この場合の届出の届出義務者は発注者ということに変更されたということです。これはまた後ほどお話があると思いますけど、併せて大防法の施行規則が改正されまして、作業基準が改正されたわけです。一番下に書いてありますけれども、作業基準として粉塵漏洩監視が強化をされることになりました。

先ほど外山さんの話にありましたように、解体等工事で漏洩がかなり見ついている。実はその大半がどうもセキュリティーゾーンといいまして、その隔離された入り口、あるいは集じん・排気装置の出口、そのところからの漏洩が多いということで、そのところの漏洩監視が強化をされたというところですね。

先ほど石綿則も同じようなスキームになっていると申し上げましたけれど、同じような状態で表を作りました。実は石綿則では、これがレベル1、レベル2でこれがレベル3、これは石綿含有吹き付け材等がないケースですね。石綿則はもともとすべてについて事前調査が義務付けされていたわけです。併せて、その調査結果をこれは作業員向けではありませんけれども掲示が義務付けをされていたというところですね。

今回、大防法の改正が行われて、これに平仄が合ったというところですね。いまや完全に同じようなスキームになっているとご理解をいただいているかなと思います。

ここに掲示の部分だけをちょっと抜き書きをしております。この掲示についてのちょっと経緯をお話ししますと、平成17年にクボタショックが起こりまして6月29日から始まったわけですが、8月の確か2日だったと思うんですけど、厚労省が通知を出しました。この通知の中で、解体等工事で届出をする行為、届出をしないけれどレベル3を解体する行為、調査をした結果、その石綿含有建材がないという場合、これらについて、こういう掲示をしてくださいというのが通知で出されました。

その1週間後、環境省から同じような内容の通知が出されたんですね。環境省の場合はこれだけでしたけど、その後、平成18年に大気汚染防止法の施行規則が改正されまして、この掲示が規則で法的に義務付けになりました。その後、その石綿則が改正になりまして平成20年だったと思いますけど、この事前調査結果の掲示が義務付けになった。今回、今年の6月から大防法のこの部分が義務付けになったわけですね、ここの掲示がですね。

なぜこれをくどく言っているかと申しますと、これは平成17年から行政指導とはいえ、ここまで含めて掲示が義務付けになっていたんですけど、この掲示がされているのが時々たまご覧になることがあると思うんですけど、こちらの掲示はほとんどされていなかったんですね。

大防法は対象外だったわけですが、この石綿則における掲示が義務付けになっても、ほとんど外向けには出ていなかったということがありまして、今そのすべての解体・改修工事で、こういう掲示がきちり外向けに出されることが、皆さんの関心と監視を強める意味からも極めて重要であろうと思っております、ここのところをいかに周知徹底させる

のかということが非常に重要なことだと思っております。

それから届出対象そのものも、平成17年以前はいろいろありましたけれど、いまやこういってレベル1、レベル2について除去・封じ込め・囲い込みすべてが同じ対象、大防法、石綿則とも同じ対象になりました。ただ、大防法は発注者に届出の義務付けが変わりましたので、その分が新たな違いがちょっと出てきているというところなんです。

大気汚染防止法の作業基準ですが、施行規則に作業基準というのがありまして、レベル1、レベル2の特定建築材料を、ここに書いてありますように、かき落とし等で除去する場合は、こういう基準に従って施工しないとだめよということになっています。

先ほど義務付けになったと言いました作業方法の掲示がゼロになっています。

あと作業場を隔離する、前室（セキュリティーゾーンと言いますけれど）を設ける。フィルター付きの集じん・排気装置で排気をして負圧にすること。薬剤等によって湿潤化する。作業場の隔離を解除する際に、その飛散防止剤の散布と粉じんの処理をしないといけないということですね。ここまではこれまで大防法の施行規則で作業基準が決められていた。それに対して昨年の6月に改正されて、この5番目の分が追加になりましたよというところなんです。

今日はこのところは詳しくお話ししませんが、だいたいの概念を見ていただきますと、これは除去等をする作業場ですね、ここをプラスチックシートで密閉をする、入り口は、セキュリティーゾーンと言いますけれど、こういうここから漏洩しないような仕掛けをつくって入り口を設ける。

この作業場全体は、このHEPAフィルター付きの集じん・排気装置を設けて、この中の空気を吸ってHEPAフィルターという高性能フィルターでクリーンにして清浄な空気を外に出している。空気をこれで外に出してやるので、この作業場全体が負圧になる。ですから粉じんが外に漏洩していかない、そういう全体の構造で作業をするということになります。細かなことはいっぱいありますけれど、こういったことでやるわけです。

先ほども言いましたように、その解体等工事のモニタリングの中で、この部分とこの部分からの漏洩というのが非常に多かった。先ほど16%漏洩していることが分かったといわれていましたけれど、そのうちの大半がこのいずれかだったんですね。

そこで、ここでの漏洩監視を強化するというので、セキュリティーゾーンからの漏洩のためには、前室の負圧を確保して空気が常に中に吸い込まれるようなことを見守っていく。

それから集じん・排気装置からの漏洩という意味では、この装置そのものの構造的な欠陥が結構多い。これを事前に見てあげる。このダクトの空気をきっちり粉じん計等で確認をして、漏洩をしていないことを確認してやるという、そういったことが新たに義務付けになったということです。

もうひとつ、その全体のフローからいきますと、要は隔離をして、その除去をして隔離を解除する、ここでのポイントが三つあります。

まず、隔離をした後、除去が完全に終わるまで、ここの中が負圧になっていないといけないということからしますと、24 時間連続的に集じん・排気装置を稼働させて、ずっと負圧を確保するというのが原則になってくるわけですね。除去が複数日にわたるような場合については、夜間必ずしも連続運転できないので、そういうときはきっちり措置を講じてやる。そういう隔離の確保をきっちりやるということがひとつです。

それから先ほどの仙台のホテルでの漏洩の話もありましたが、吹き付け等があるときに天井材の上に脱落した吹き付け材が堆積している可能性がある。そうしたときには隔離をした後でこの天井材をきっちり取らないといけないよということを再度徹底していくということですね。

それから最後、隔離養生を撤去するとき、このときの先ほど環境検査というのがありましたけれど、もう検査ということではなくても、それを目視でもう取り残しがないことを確認すると併せて、この隔離されている作業場の中に粉じんがいっぱい浮遊しているわけですが、それをいかに処理するか、処理をした後を測定で処理されていることを確認するということまでが、厚労省のマニュアルの中でうたわれてきております。そういう形でこの粉じん処理を確実にしてやるということですね。そういったことが今回のその大防法、石綿則の改正の中で明確になってきたということなのです。

これはレベル 3 建材の解体の主な規制です。これは石綿則の規制なんですけれど、ここで言いたいのは、レベル 1、レベル 2 とレベル 3 とは施工者の間で、ずいぶん認識というか、意識が違うんですけど、基本的には石綿則の中での規制は隔離をすることを除けば、ほとんど措置としては同じような内容になっているということですね。隔離と届出の必要がないということ、その二つの違いはありますけれど、それ以外はほとんど内容的には同じだということです。

これからちょっと趣を変えまして建設リサイクル法の話をご紹介します。これはなぜやるのかということなんですけど、今、申し上げたように大防法のその事前調査がすべての解体・改修工事で必要になるということになったわけなんですけれど、それがいかにしてやられるか、その事前調査を的確に実施するというのをどうやって担保するかという問題があるんですね。届出がないものをどうやって捕捉できるのか、そのためにこの建設リサイクル法の届出というのがひとつの鍵になるのかなということでご紹介をしたいということです。

建設リサイクル法の場合は、この届出対象が非常に広いんですが、ちょっと条件が異なります。特定建設資材、これは木材、コンクリート、アス・コン、この三つです。この特定建設資材を使っている建物等ですね。あるいはそれを使って工事をする場合、そういうもので、この 2 番目にあるような規模以上の工事が届出対象になるということです。

もう石綿含有建材については現在生産されていませんので、新築工事等では一切関係ないわけですね。問題は解体なり改修工事、今ある建物の中の材料です。解体工事の場合は床面積 80 平米以上のものが届出対象ですから、もう個人住宅も含めてほとんど届出対象な

んですね。木材かコンクリートを必ず使っている。ですからこれはほとんど届出対象です。問題は改築工事の場合は請負金額が 1 億円以上の工事ということで、このところが漏れるものが多いということです。

建設リサイクル法の中で発注者は事前届出（これは大防法と同じです）、元請業者は事前調査、こういったことをやらなきゃいけないということが決められていますが、要は解体工事における届出対象が広いということで、行政が工事把握をする手段として極めて有効になるというものです。

その業者の観点から少しご説明しますと、解体工事とリフォーム工事、言い換えれば解体・改修工事ということなんですが、一応、法律上は解体工事というのは躯体を壊す工事が解体工事、簡単に言えばですね、躯体はそのままにして内装だけをやり替える工事、これがリフォームなりリノベーション、改修工事と定義をされているものです。

他人から工事を請け負って建設をする場合、施工をする場合は建設業法に基づく建設業の許可というものが必要になるわけですが、その法律の中で 500 万円未満の工事だけを工事をする、こういうのは軽微な工事と言っていますが、軽微な工事だけを行う業者の方は、この建設業許可がありませんということになっているんですね。ところが戸建て解体の場合だと、500 万円未満の工事が大半になりますので、これを落としてしまうと何も規制ができないということで、建設リサイクル法の中で、この解体工事業者については登録をなさないとことになっています。ですから、この解体工事の場合、登録業者か、建設業の許可業者か、どちらかの業者がやることになるということですね。

一方、リフォームの場合は、この建設リサイクル法で言う解体工事業者登録には該当しないです。ですから、あくまでも建設業のその業許可業者ということになりまして、500 万円未満のそのリフォーム工事の場合は、まったく法律の適用対象にはなりませんよということになります。

通常、リノベーション・リフォーム工事をやっている業者というのは、こういった種類の業種の方がやられているかと思うんですけど、いずれにしても 500 万円未満の工事のみを請け負う業者、この方はその対象外ですし、こちらの方は、それ以上の工事については建設業の許可を受けた業者である必要があるということです。

じゃあ、リノベーション・リフォーム工事と、その修繕の中身、あるいは石綿含有建材との関係がどんなことがあるかということなんですけれど、まずその法律の関係からいくと、リノベーション・リフォーム工事というのは、通常であれば建築基準法そのものはほとんど関係しないということです。

建設業法上は、その 500 万円以上のものは建設業許可ですけど、ですからマンションの大規模修繕なんかは 500 万円以上になりますので、たぶんそうでしょうけれど、それ以外の戸建てのリフォームやマンションの 1 室リフォームですね、そういったもの、その他のリノベーションも 500 万円を超えない限り建設業法上も適用対象外ということになります。建設リサイクルは先ほど言った通りです。

これらに対して、だいたい石綿含有建材ってどんなものがあるのかということですが、多い戸建て住宅の場合は、レベル1、レベル2が使われている可能性は極めて低い。ただし、レベル3はほとんどあります。そのほかこれを見ていただければ、こんな感じになるのかなど、私がえいやと書いた表なので、ちょっと抜け落ちがあるかも知りませんが、こういった住宅以外のリフォームの場合は、すべての石綿含有建材があり得ることになるかと思えます。

要は石綿の飛散防止、漏洩防止をやる場合に事前調査が極めて重要だと認識しております、すべての工事で確実に正確な事前調査をやるということをどうやって担保するかということですね。特に住宅関係では大半がレベル3ですので、そういったことについても適切に対応する必要があるということです。ちょっと雑駁な話になりましたけれど、私の話は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

### (3) 石綿被害の救済と防止

(司会) 島田様、ありがとうございました。次に浅野直人先生から「石綿被害の救済と防止」についてご講演いただきます。浅野先生は福岡大学法科大学院教授、中央環境審議会会長、同石綿飛散防止専門委員会委員長としてご活躍です。よろしくお願いたします。

(浅野) 今の前のお2人の大変細かい話をいただきました。島田さんはご自分のご発表を雑駁とおっしゃったのですが、私の報告はさらに雑駁でして、依頼をされた趣旨は、前の方が非常にきちきちと細かい話をされるので最後にばさっと大まかな話をせよと、こういうことだったと理解いたしましたので、これが誤解であったのかもしれませんがかなり粗っぽい話をさせていただくことをおゆるしてください。

津村弁護士から最高裁の判例についてのご紹介がございまして、石綿被害の救済について、裁判所はどのような考え方を持っているかということをご紹介いただいて、私も勉強になったのですが、多くの場合、作業に従事しておられる方々に石綿の被害を生じた場合には労災補償ということになるわけですが、労災補償にも限界がありますので、それを補完するための民事の損害賠償請求の訴訟が起こるといことはよくあることです。

しかし、いずれにせよ、労災の対象にまったくならない方々というのが実は出てきてしまうわけです。これが一番問題でして、これらの方々の救済のために2006年ですが、石綿による健康被害の救済に関する法律ができました。この2006年は政府が石綿被害について、かなり本気でいろいろ考えなきやいけないということで、廃掃法の改正、あるいは大防法の改正とこんなことがあった年ですが、これらにあわせて特別救済制度ができました。

この労災の対象にならない方というのは、労働災害補償はもともと雇われているということが前提になって、労働者である方がこの救済の対象になるというものですので、自らが経営者の立場にある方は救済対象外ということになります。しかし、中小の企業の場合には、実際には下請けで元請けの言うなりに仕事をしておられるような方が多いわけです。これらの方々には、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、「一人親方」などという呼び名があります。ところが自ら事業者であるということの理由をもって労働者じゃありませんので、労働災害の救済を受けられない、こういうことになってしまいます。

もっともそういう方もちゃんと保険料さえ払えば救済対象を受けることができるんだから、保険料を払ってないのが悪いんだと言わんばかりの話を聞くこともあるのですが、これは、しかし、いかがな話かなという気もするわけです。

それからさらに石綿粉じん被害の中には、家族の中に現場で働いておられる方があって、その方々が作業着のままに家に帰ってこられた場合に、その作業着に付着している石綿粉じんが家の中で飛散をするといったような理由で、労働者のご家族も石綿粉じん暴露する可能性があったらうと、こんなことも指摘されていることはご存知のとおりだと思います。

さらにはクボタショックの事件で明らかになったように、状況によっては工場や事業場の周辺の居住者にも石綿粉じんによる被害が生じる可能性があるだろうというわけで、こういう方々について、特別救済の制度ができました。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」、さっき言いましたように 2006 年にこの法律ができて、その年の補正予算でもって国がお金を積み上げて、まずは基金をつくるということになりました。何としてもその 2006 年度中には、制度を発足させなきゃいけないということがあったものですから、急いでとにかくお金を積むことが必要だった。そして法律の施行が確か平成 18 年（2006 年）の 3 月 27 日だったと思いますけど、ぎりぎり駆け込みの形で、この年度内に制度が動きはじめるということになったわけです。

その後、2010 年 7 月 1 日からは指定疾病が追加されるというようなことがございまして、私は実はこの指定疾病の追加を検討するための、中央環境審議会環境保健部会石綿被害救済小委員会の座長もやらされて、その検討をする中でいろいろと考えさせられました。被害が起こってから何とかしなきゃいけないというようなことではそれも困るわけですし、少なくとも今後とも石綿建材の使用された建物解体工事は相当期間続くであろうから、これをほったらかしにしておいたのでは大変なことになるだろうということをついにたびたび発言をしておりました。そのためでしょうか、今度は大防法の改正についてもつきあえ、ということになったのだらうと思います。

外山さんがさっきおっしゃいましたように、こんな救済制度をいくらつくってみても、新たな被害者が出ることを抑えない限りエンドレスということが言えますので、この特別救済制度があるからというだけで安心はできないということ、救済小委員会の委員長の仕事をしてみて、つくづく、感じた次第でした。

特別救済制度の内容についてですが、この制度はもともと労災補償制度と違っていて、一種の緊急避難的な制度だという位置付けになっています。といいますのは先ほど言いましたように労働者の方々に、事業者が掛け金を払って救済のための資金が用意されているわけではなく、そういうものがまったくない方々に対する救済を図らなければいけないということですので、費用を誰が負担するのかという問題も出てくるわけです。

そこで、この制度では費用負担者をおよそあらゆる事業者を含むものとしています。つまり人を雇って仕事をさせている者であれば、工場を経営する者に限らずデパートだろうと銀行だろうと一切構わず、すべての事業者が費用を負担させる、こういうことになっているわけです。

それはなぜかというと、石綿というものが便利で有用なものと考えられて我が国で使われてきて、それなりにみんなが、ある意味での恩恵もうけてきたのだから、被害が発生した以上、その費用の負担をみんながするのは当たり前だ、とこういうことになっていて、言ってみれば、これは公害健康被害救済の一番最初の段階での制度（1969 年の公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）とよく似ています。

当時の公害健康被害の救済制度は、経団連の外郭団体がお金を集めてあらゆる事業者が

負担をするという仕組みになったわけですが、石綿粉じんの特別救済も費用の徴収方法が労災の保険料に上乘せという簡単な方法によった点を除けば、考え方はそれに近い形でスタートいたしました。ただし、これだけでは不合理ですので、石綿粉じんを多く排出、飛散させる可能性の大きい一定の要件に該当する事業者については追加費用を払っていただくことになっています。

具体的には、労働保険の保険料の支払いをする人は、少なくともその自分の払っている賃金総額の計算の基礎になるお金の 1,000 分の 0.05 を掛けた金額を払えと、こういうことになっているわけですね。

ただ、実際にその後 2014 年からは料率が下がっております。このあたりも被害者救済制度の議論をやったときには、かなり被害者の方々からご批判がありまして、こんなに下げるぐらいだったら、もっとちゃんと救済レベルを上げてもいいのではないかというご主張がありました。私もそうだなと思ったんですが、このあたりは私どもの委員会の権限でいえば、手の出せる領域ではありませんので、残念ではないですが。

ところで先ほど言いました事業者が特別に負担をするというそれについては、結構細かいことが書いてありまして、私の頭の中で理解できることをざくっと言うところになるようです。要するに過去に石綿の使用がほとんど禁止されるまでの間にどの程度輸入されたか。それから、それぞれの事業所で中皮腫による死亡者をどのぐらい出したか、そういったようなことを係数に入れて、それぞれの事業者の負担割合を決める、こういうことでして、要するに我が国全体で輸入された石綿の量に対して、その事業主が 1 万トン以上の石綿を使ったかどうかということを考える。

さらにまた特に中皮腫死亡者が多い地域であって、自らが事業者で石綿による労災給付を受けた人がいるかどうかと、その人数はどのぐらいかということで比率を掛けて負担額を決めると、こういう二段構えで費用負担をしていただくという仕組みになっています。

そのほかさらに国もまったく無責任というわけにはいきませんので、先ほど言いましたように制度発足のときに補正予算で出されましたお金が基金となる。さらにそれ以降については事務費については国が負担をする。また、地方公共団体も一定期間は国が出したお金の 4 分の 1 までは拠出をすると、こういうことになっていまして、それによって石綿健康被害救済基金がつけられるということになっています。

なお、この制度は、そんなに対象者が多くないであろうということが想定されておりましたので、通常、公害健康被害などの救済ですと、地方公共団体に仕事をお願いするということになるわけですが、そういう手の込んだことはやめようということになったようです。

これはひとつは地方公共団体に新たに法定受託事務を国が押し付けることはできないという地方分権の新たな動向があつて、そういうことになった面もあるようですが、被害者にとってはちょっと不便な面もあるわけです。そこでしようがありませんので、自治体にご協力いただいて窓口のあつせんだけをお願いしようとか、あるいは環境省には地方事務

所がありますので、その地方事務所で積極的に窓口の役割を果たそう、こういうことになっておりますが、最終的に認定はすべて国が一本ですることになっています。

認定そのものは形式的には石綿健康被害救済基金で行うわけですが、その前提としては環境大臣が中央環境審議会の意見を聞いて、その意見に基づいて判定をする。ですから基金が自ら判断する余地はほとんどない、こういうことのようにです。その上で当初スタートしたときは中皮腫と肺がんだけが指定疾病でした。

どうしてそうなったかといいますと、労働災害の場合にはどういう作業にどのくらいの期間従事しておられたかということが、比較的明らかなわけですが、こちらの特別救済制度で救済対象になる方は、一人親方の場合は分かるんですが、それ以外の方についてはどういう石綿暴露歴があるのかがなかなか客観的には明らかではない。そこでやむなく症状の面から問題なくこれは石綿粉じん起因だと言えりようなものであれば、認定する上で問題が少ないだろうということでした。

石綿による中皮腫については、確かに制度をつくったときにいろいろお聞きしますと、8割は間違いなく石綿粉じん起因だということでしたので、であるならば、もう残りの2割の方がどういう方であろうと、それはもういいだろう。全部それは石綿粉じん起因だということでも割り切っても一向に構わない、こういうことにしたようです。これに対して肺がんについては、これは病像から見て石綿によるものであることがある程度分かりますので、そういう方については救済対象にしましょうということでもスタートをしたということでした。

救済内容はここにありますように医療費の自己負担分だけですから、これもちょうど公害健康被害の初期の制度とまったく同じです。それから療養手当としては定額です。もし不幸にもお亡くなりになったような場合のご遺族に対する葬祭料も定額でお払いをすることになってはいますが、何でこんなになったかという、これも大変予後が悪い病気を指定疾病としているということなので、余り表現がよくないのですけれども、不幸にもこの病気にかかれた方は、おそらくそんなに長く生きられることが想定できないというのが当時の医学的な常識だったわけですね。

そうなると症状をいろいろ検討して、1級、2級、3級なんて議論をやってもしょうがないじゃないか、それよりも定額で迅速に救済をして差し上げることが望ましい。そしてもしその認定された方々が相当早いこの制度発足以前にお亡くなりになっていた場合には、特別遺族弔慰金という制度が別にあるんですが、その金額に至るまでは追加払いをしようと、こんなふうになっていますので、これらの点を含めても全体にやっぱり緊急避難的な制度であったということが言えると思います。

しかし、労災での救済をうけておられる被害者の方々とは、さっき外山さんが言われたようにはっきりと格差があつて、いろいろな問題がありますし、私どもも患者の方々からのご意見を委員会でお聞きしていますと、確かにこの病気は治療を受けるためにも、かなりの長距離通院をしなきゃいけないということがあつた。だからこれだけのお金をもらつて

いかにもいいように見えるけれども、ほとんどもう通院のための費用も出ないので、そのあたりは何とかならないのかというお話を聞きまして、うん、そうだなということです。いぶん考えたんですが、なかなか財務省の壁が厚いということで、いまだにまだ思うに至っていないというわけです。

それから労災との格差ということがずいぶん厳しく追及されまして、確かにそうだなということもありましたので、著しい呼吸困難を伴う石綿肺やびまん性胸膜肥厚という症状についても、呼吸機能の障害が非常に著しいということであるならば、これは石綿起因ということは十分考える余地があるというドクターたちのご意見もありましたので、それを入れましょうということになったわけですが、しかし、これになりますと、ここではどういう形でどの程度石綿に暴露されたかということが、かなり診断の上で重要な意味を持てきますので、これまでと違いまして、この二つの病気を追加したことによって、認定をするときに、どういう形でアスベストに暴露されたかということは、資料としてかなり入れなきゃいけないということが出てまいりました。

このことは肺がんについても、やはりその暴露歴というものを考えて判断をするという必要が出てくるということにつながってきますし、さらに著しい呼吸困難を伴う石綿肺とかびまん性胸膜肥厚のようなものを追加していきますと、これはさっきのように予後が極めて悪くてというような話には必ずしもならない場合がある。

もちろんこれらの疾病にかかられた方が、その後、中皮腫、肺がんに移行される可能性が非常に高いので、早い段階から救済しようということを入れてはあるわけですから、時にはその症状が長く続かれるということがありますので、そうなりますと、ここまで広げたということは、将来的には、この制度をもう一回見直さなきゃいけないということのきっかけになったのだらうなと私は思っています。

つまりやっぱり症状によって救済の程度を変えなきゃいけないということが必然的に起こってくると思っていまして、つまりは哲学が少し変わってきたというのであれば、同じ制度をそのまま続けていくことには少し無理があるのかなという気がしているところです。

スライドにお示ししたのは制度運用の実態でありまして、上の方に平成 24 年までのデータが出ておりますが、今年 2 月に公表されました判定の結果公表の中に累計が出ておりまして、中皮腫は合計で 4,759 件、肺がんが 1,023 件といったような形で認定を受けておられます。

こんなところが特別の救済制度についてですが、この特別の救済制度があるということだけでは済まないということを私は強く感じて、大防法の改正にも積極的に取り組もうと思ったわけです。

石綿の汚染の規制について、海外の動向、我が国での取り組みの対比を示してみたのが、次のスライドですが、日本で大防法が改正されて少なくとも石綿粉じんについて、一般環境に関しても規制をしなきゃいけないということになりましたのは 1989 年のことでした。このときに敷地境界線規制というのが入ったのですが、もともと大気汚染防止法では、硫

黄酸化物や煤じんのような物を燃やす際にでてくる汚染物質に関しては、排出口で出てくる量をとらえて規制をするという仕組みが、とられてきています。もっとも硫黄酸化物については、燃料の種類を抑えて硫黄分の少ない燃料を使ってもらうことによって汚染を抑える、そういう仕掛けも持っていたわけです。

ところが粉じんに関しては、そういう出口で規制をするとか、燃料そのものの質で規制をするということではどうにもならない面があるものですから、施設の構造をどうするかと作業の手順をどうするといったようなことに着目して規制を加えてきたわけです。

例えば粉じんをまき散らす可能性がある燃料や原料用の石炭を積み上げているような場所では、ちゃんとスプリンクラーを作って水をまけというようなことを規制の基準にする。その通りやっただけであれば粉じんの飛散が防止できると、こういうようなことをやってきたわけです。

ところが石綿粉じんを取り上げて、これを規制しなきゃいけないということになった段階で、これまでの煤じん、硫黄酸化物の規制の手法では当然だめですし、それから構造規制という形でもどこをどう抑えるかということにしたいとも、石綿粉じんの環境中への排出、飛散の態様が各事業所ごとにまちまちということがあるものですから、この1989年の大防法改正のときには、敷地境界線規制という考え方を初めて取り入れています。

これは全体的にいうとやや無責任ということかもしれないですね。その工場、事業場の敷地のところで測ってと、そこから外へはこれ以上出ちゃいけませんよという基準を作ったわけですね。ですから中はどうなるか、それは労働省がやることでしょうかと、こういうことですから、いかにも役所らしい発想です。中でどのような対策を立てていただくかということについては一切何も言いませんというところがみそなんですね。

しかし、もうそういう形で特定粉じんについての規制が始まりました。当時のこの規制基準は1リットル当たり10本という規制基準であったと思いますが、これはWHOがそのような基準を定めているというのが、一応、環境庁のその時代の公式の見解ですけれども、この間、大防法改正で議論をしたときに教わったことは、当時もうすでに事業場の中では一番怖いアスベストは使われてないので、当時なお、使われているアスベストを考えるならこの程度の量でいいだろうということで基準が決められたというお話でした。それをお聞きしてなるほどと思いました。

そこで解体工事のときには建物の解体工事の場合にはもうすでに使われてないアスベストというわけではなくて、危ないアスベストがいっぱい残っている可能性のある建物を解体していくわけですから、これまでの大防法の規制基準は、そのままでは使えないということに気付いたと、こういうわけです。

それにしましても、この大防法の敷地境界線規制というのは、その後、この対象となる施設そのものがほとんどなくなってしまいましたので、現在では過去のお話ということになるわけです。つまりこの対象となる特定施設も2007年には全部廃止になりまして、現在では現役でこの特定粉じんの規制を受ける事業所はないと聞いておりますけれども、し

かしながら考え方としては大変面白いものだと思っています。

このスライドは環境規制をやる場合に、どういう手法で規制をすればいいかということを整理をしてみたものです。このほかにも事業によって施設整備をすることによって環境汚染や負荷を防止、削減するという手法もあるわけですが、規制的に考えるやるときに、通常は直接的な規制を考えるんですけども、これは規制対象者がどういうふうになんかやらないかということまで細かく決めてそれを守らせるというものです。

しかし、これ以外にもこういうことをここまでやってくださいよということは法律制度の上でも言いますが、それをどうやってその目標を実現するかについては自由にやってくださいという規制方法もありうるわけで、これを「枠組み規制」と呼ぶことができると思います。おそらくこのアスベストの敷地境界線の規制は、このような「枠組み規制」の最初の仕組みに該当するのだらうと思います。

その方向の手法は、その後、有害大気汚染物質規制にも当てはめることになりまして、1996年には、ここまで下げてほしいという枠組みを国が示して、あとはそれを下げるためにどうすればいいかということに関しては、事業者にお任せをするという本格的な「枠組み規制」が行われるようになりまして、それなりの成果もあげようになりました。

ついでにいいますと自主的取り組みというのは、その枠組みそのものをそもそも法律などで決めるんじゃなくて事業者の側でお決めいただき、自主的にその実現を図るよう努力いただくものですがそれがどこまで実施できたかは、社会システムとしてみんなの監視が機能するような仕組みの下で行われるというものであれば、これも広義の規制システムのひとつということができると思っております。

広義の規制には、こういった「直接的規制」「枠組み規制」「社会システムとされた自主的取組」という三つの段階のものがあるわけですが、今日の温暖化対策とか、現在、環境政策で問題になっている事柄を取り扱うときには、この枠組み規制手法というのは結構効果がありますので、その意味では、先駆というべき1989年の大防法改正は重要な法改正ではなかったかなと思っております。

さて、特定粉じんに関しては、その後、1997年に解体工事に際する粉じん飛散の規制のために「特定粉じん排出等作業」への規制制度が導入され、その後2006年、先ほどから申しました石綿被害に関する大きな法改正の一環として、大防法の領域でも、煙突の解体というようなものについてもその規制対象が広がるということになってきているわけです。

この特定粉じんの排出作業については、先ほどもすでに多くの方々からのお話があった通りですが、特定建設材料を用いるという建物や煙突等の工作物の解体の際に、これを特定粉じん排出作業として規制をかけるというものでした。改正前は作業基準を守ってもらうということがありましたが、それ以上のことはあまりなくて、これをもつぱら特定粉じん排出作業を行う人に届出をしてもらうと、こういう仕組みで制度が始まっていたわけですが、これではどうも十分ではないというのが改正のきっかけだったわけです。

いくつかの点で問題がありましたが、今後解体がさらに増えるであろうし、さらに本当

にルールを守って解体をしているのかどうかということが、都道府県などの規制主体もなかなかチェックできないという悩みがあったわけです。そこで改正では事前の調査をしっかり行ってもらう。それから何としても最終的に責任を持ってもらわなきゃいけないのは注文をする人、発注をする人だ。こういうことがいろいろと議論されたわけです。

改正点の説明は私の書きました原稿の65ページに記しておりますので、それをご覧いただければよろしいわけですが、先ほどからもすでにいろいろとご説明がありましたので、そのご説明ともうほとんど中身は重なってしまいますから、ここでいちいちまた同じことをご説明することはないだろうと思います。

しかしながら、なぜこういう議論をやったのかという委員会での議論があった点について、少しだけ補足をさせていただきたいと思います。改正前の法律は届出を行うのは特定粉じん排出作業に該当する解体工事を行う者ということになっていたわけです。この考え方は、公害規制、環境汚染規制をやる場合に、基本的には直接の汚染行為者に責任を負わせるという考え方が背景にあるだろうと思います。ずっと長いことそうすることが正しいのだと誰もが思い込んできています。

例えばひとつ例を挙げますと、土壌汚染対策法を作りましたときに、土地所有者に汚染の対策をさせるという制度をつくらうとしたのですが、ずいぶんもめまして、汚した者に責任を負わせないで何で所有者なんだとずいぶん言われてしまいました。これは頑張り通して所有者主義にしました。それは汚染された状態の土地所有者は、自分の土地が次の汚染源となっている以上、第一義的には自分が責任を負うべきだと考えたからでした。福岡県で不適正処理事件がありまして、結局、業者さんはつぶれちゃったものですから、行政代執行をやって県費を突っ込んで汚染された土地をきれいにしたんですね。そうしたら所有者さんが、ありがとうございます、きれいになりました。というのはいいのですが、また別の廃掃業者にその土地を貸そうとした事例がありました。

よくよく聞いたら、地主さんは、そのつぶれた業者さんの奥様なんですね。お連れ合いが会社を経営して奥様から土地を借りて、そこで事業をやっておられた。その土地を散々汚しまくった後、倒産されたとのことでした。

やっぱり所有者が自分の土地を自分で使わないで他人に使わせるのだったら、使わせたときの責任は所有者にあるだろうと思いますし、現実には所有者は、その土地が危険であるという状態が現に続いているのであれば、それはもう誰がやろうと、その危険な土地を持っている自分が責任を負うのは当たり前だと思います。ここでも考えてみたら似たような構造だなと思うんですね。

自分の持っている建物を壊すわけですから、その壊すときにちゃんとお金を払ってくださなきゃきれいに壊すことができないはずだと思います。これは廃棄物処理での注文者が適正な処理費用を負担しないことが不法投棄を増やすということと良く似ています。廃掃法でも、注文者責任を強化してきましたが、大防法改正検討の委員会で、「お施主様は神様」という言葉を散々聞かされました。とにかく注文者に言われたら、それに振り回されてし

まうとお話がありましたので、もうこれはいかんと思って、そこで本当は調査も全部注文をする人に調査をしていただくということにしてはどうかという議論をずいぶんいたしました。

これは最後の最後までめまして、委員会の報告としては珍しく両論併記になったんですが、結果的には建設リサイクル法等の手続きとあまりにもずれるのはよくないということで、発注者に事前に調査をさせるということについては制度化できませんでしたが、しかし、少なくとも最低限これが特定粉じん排出作業に該当するということをしかり認識していただいて、最終的には何らかの形で心理的には責任があるということを感じてもらうためにも、届出義務者を、せめてこれまでのような特定粉じん排出作業の実施者ではなく、作業の注文者に変更すること、これは何とか通したわけです。

しかし、そのときもちょっと妙な議論がありまして、そんなことを言われたって、自分のところの解体工事が特定粉じんの入っている工事かどうか分からないだろう。だったら届けろと言われても困るじゃないかと、こういったご意見もあったのですが、調べるのは、それはちゃんと調べた人が分かっていますから、その人から発注者にこれは入っていますよということをご報告してもらえば、届出をするのは当たり前。届出に行くのは自分自身が行かなきゃならんわけじゃなくて、ともかくその人の名前でご届出をするということぐらいやって何が悪いということ、これは何とか通したわけです。

そのほかにも今回の大防法改正ではまだ、先ほど外山さんから、取りこぼしがあるご指摘がありましたが、このスライドに書きましたように、発注者の事前調査義務、調査機関登録制導入（独立性確保・利益相反禁止）、作業一時停止命令制度採用、作業中測定義務一濃度基準・測定場所・分析信頼性向上、規制対象拡大一レベル3建材一、制度間連携・調整、完了検査制度導入、周辺住民への情報提供義務のありかたといった多くの課題が残されていることを率直に認めざるをえないと思います。その中の最大のものは、調査を行うときに本当にきちっと調査ができるための担保措置が必ずしも十分できてないということですね。

先ほどからお話がありましたように、もし仮にその解体を行う人が自分で調べるということにまった場合には、案外きちんと客観的に調べることができない可能性がありますから、利益相反にならないようにするためにどうしたらいいかというような問題がありそうです。

しかし、これも残念ながら、まだこういう調査機関を登録制にするまでには調査をできる組織、人が育っていないということで、しばらくペンディングということになっています。後でまたシンポジウムでもご議論になろうかと思いますが、ぜひともこれをどこかの段階で実現しなきゃいけないと思いますし、それからこれまでは特定粉じんの入っている解体工事であれば立ち入り調査ができないということだったので、それでは、そんな工事であるかどうか分からないときには立ち入りができないわけですから、どんな工事であっても解体工事であれば立ち入りができることにはしたわけですね。

しかし、立ち入りをしてみて分析をするのに時間がかかっている間に工事がどんどん終わっちゃまずいですから、例えばアスベストがどのぐらい入っているか分からなくても、浮遊物質の量が非常に多いので危ないなと思ったときには一時的に工事を止めて、その間2～3日かけて調べるぐらいのことをやるべきだ。これも審議会の答申の中には書いてあるのですが、残念ながらこれも法律では採用されるに至りませんでした。

それから先ほどからお話がありましたレベル3についてどうするかということはまだペンディングですし、そのほか解体工事に伴うさまざまな法制度があるわけですが、そのような法制度間の関係というものについては、まだまだ検討の余地があるだろうと思います。

建物解体工事があるということは、建設リサイクル法での届出制度があるのですが、これが、この石綿粉じん飛散防止の制度や、建物に組み込まれたフロン類が入った大型冷凍機器類の撤去解体に伴うフロン類ガス管理の法規制制度と連動させる仕組みがなく、無駄な努力が行われていることなどが未解決のままです。それから完了工事、完了検査についても誰にやらせるのかというような問題があり、またどの程度の解体工事については完了検査をさせるのかということは、必ずしも十分整理ができてないということで、これもペンディングのままになっています。

最後は周辺の方々への情報提供については、掲示をしていただくというところまでは決めたのですが、それ以上の説明をちゃんとするかどうかは、これはもう各事業者の自主的な努力にお任せしようということに今のところはなっている。このようなことです。

さて、廃棄物については先ほどお話がありましたし、私に与えられた時間をすでに超過しておりますから、これらの説明も飛ばさせていただきますが、予稿にも全体の流れを書いておきましたので、ご覧いただければと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

(司会) 浅野先生、ありがとうございました。では、ここで5分の休憩をいたします。スクリーン横の時計で15時41分まで、ちょっと中途半端ですみません、お休みをします。お手洗いは入り口を出てエレベーターホールの先にございます。あと各階にもあります。喫煙室、自動販売機は1階にもございますのでご利用ください。

## 第二部 パネルディスカッション

(司会) それでは時間になりましたので、第2部に入ります。第1部の講演者お三方と、牛島聡美公害環境特別委員会副委員長で、アスベスト部会長をパネリストとして、パネルディスカッションを行います。なお、4時半ごろになりましたら、会場を回りまして質問票を回収いたします。質問がおありの方は誰に対する質問か、ご所属、お名前を明記してその際にお渡しください。コーディネーターは小澤英明委員です。よろしくお願いいたします。

(小澤) それでは、これからパネルディスカッションを始めたいと思います。先ほどからお話がありましたように、10年前にクボタショックがありまして、そのとき東京弁護士会で一度シンポジウムを開いたことがございます。それから10年たって過去を振り返って、今後の対応を議論したいということですが、先ほどからお話がありますように建物の中に存在しているアスベストの飛散による被害の発生が絶対ないということ念頭に置いて、議論したいと思います。最初にこれまでアスベストについて、いろいろな案件に取り組みされた牛島弁護士から、先ほどの2件に加えて3件ほど実際の事件について紹介していただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(牛島) では、引き続きまして事例の3番目(資料13ページ)をお伝えします。平成23年(2011年)、神奈川県綾瀬市の小学校で煙突が解体される際に、内部にあるアモサイト(茶石綿)を除去しないで、9割方壊してしまったというものです。それも生徒在校中に、学業をやっている最中ですね。運動場で昼休みに遊んだり、体育の授業をやったりしているときに壊していました。煙突の外側はコンクリートでした。コンクリートならば建築廃材を減らすために、建設リサイクル法で、リサイクルを勧められています。本件も煙突をコンクリートとして、そのままリサイクルしてしまい、中間処理場にまで持って行かれてしまいました。さらに、それが砕かれて再生砕石として販売されてしまいました。途中でアスベストに気が付いた住民が問い合わせをし、解体業者に知らせました。それで工事が中断されて、調べて見たらやはりアスベストがあったということで、中間処理場から持ち出され再生砕石として撒かれた場所も突き止めようとしたのですが、分からなかったのです。住民監査・住民訴訟となり、違法工事の費用自体、または、増額分が無駄になったのだから、市が業者からその分の返還を求めようと主張しました。

煙突には通常アスベストの断熱材があって、その安全な除去の仕方を示した監理の指針が、平成23年の工事の前から、出ておりました。その小学校の設計図には「煙道」と書かれており、そこに、「日本アスベスト株式会社ニューカポスタック同等品」とも書かれていました。通常、設計図書には、矩計図(かなばかり図)など、どういう材料を使ったかが書いてあるのですから、これを入札段階でちゃんと見た人が質問をしました。こうい

うふうに書いてあるけれども、これはアスベストではないのですかと質問をしましたところ、市の作った回答書では、不明であり、レベル 3 程度ではないかと書いてあって、レベル 2 のアスベスト対策を取りなさいというふうには、なっていませんでした。

それで、煙突のアスベスト対策をしなくてもいいのだなというふうに、情報が伝わって、それで、そういう条件で入札が行われました。本来なら、この場合は、建設リサイクル法でリサイクルしなければならないコンクリートの内側にアスベストが付いていたということですから、危険なアスベストはリサイクルには適さず、解体改修前に除去すべきと決められています。分別解体計画をして出すべきなのです。本来であれば契約締結前、請負人になろうとする者が文書でどういう分別解体をすべきですよと説明する義務があったのですが、それをしませんでした。横浜地裁で住民訴訟となったなかで論点となりました。契約締結前の説明義務（建り法 12 条）は、その前提として、正しく調査した上で、説明する義務かということです。当然、調査をしなければ正しい説明はできないのですし、そこが違っていると、その後の工事方法や期間、工事代金額も違うことになるので、事前調査義務を前提にしないと正しく説明できないと住民側は主張しました。これに対して、裁判所は事前調査は要するが、契約後よりも簡単なもので足りるとしました。

今回の横浜地裁の判決は、事実に反してはいたけれども調査はしたとなって、住民訴訟による損害の返還は認容できないとされました。

この判決に対しては、アスベスト被害者を支援する団体等から強い批判がありました。事前の調査、契約前の調査というのは非常に大事だということで、この調査義務というのを厳格にすべきだと考えられました。浅野先生のお話にもあったように、発注者に調査義務というような形で負わせるのも、ひとつの案かと思います。

今度は事例 4（資料 14 ページ）ですが、レベル 3 の飛散と土壤汚染ですね。これは冷凍倉庫の外壁についていた、レベル 3 のスレートの撤去工事に関するものです。8 階建て、高さ約 30m の倉庫の周りに、断熱のために取り付けられていたスレートを撤去する工事です。この工事では、冷凍マグロを入れる金属製のケージを、クレーン車でつり下げ、そこに人が乗って、スレートのネジ回りをハンマーで叩いて飛び散らせながら、スレートを除去して、ケージに乗せて下ろすという方法がとられました。資料 14 ページ左下の写真のように、隣地に多数、アスベストスレート片が飛び散りました。数センチ角の物を映していき、この写真は 68 とあるので、68 番目でしたが、69 個までありました。それ以下の大きさの物は数えられませんでした。このスレート片を拡大していくと、外山さんがおっしゃったように、アスベストの繊維が見えてきます。繊維状の黒いところが青石綿と呼ばれる、非常に有害性の高いものですね。こういうものが飛んでいました。アスベストの水道管工場の周りでも、廃業した後に今でもアスベストスレート片が残っているところがあります。

それから、事例 5（資料 15 ページ）についてお伝えします。これはアスベストを飛散させずに済んだ、うまくいったケースです。周辺住民とのリスクコミュニケーションがうまくいきまして、私が扱った中で唯一の、飛散防止が事前にできたというケースです。新宿

にありました厚生年金会館の解体工事における、飛散防止と曝露防止の立ち入り調査等を、非常に綿密にできるようにしたのです。2010年ころから説明会とか工事協定交渉をして、立ち入り調査をしていろいろと改善が実際できたということです。このときにやった協定の内容と合意の流れをお話いたします。今日も保育園の保護者の方に来て頂いています。

節目節目で立ち入り調査をしっかりとやってくださいということで、新宿区の指定する者による調査ということで、実際には本日お越し頂いている外山さんに立ち入っていただき、アスベストの養生をちゃんとしたか、取り残しがないかというのをしっかりと見ていただいて、適宜、ここにまだ残っていますよとか、養生が不適切な部分があるというような、指摘をしていただきました。協定の内容としては、もしアスベストが周囲に飛散した場合の対応を決めておいた方がいいということで、0.6本/リットルを超えたら工事は中止。あらかじめ決めておいた転園先に、転園したい方は転園してもいいというふうな工事協定作成しました。ただ、これはすぐすんなりいったわけではなくて、住民が周辺の新宿区駅付近でビラまきをしたこともあり、新宿区役所にも子連れでベビーカーで陳情に行くなど、いろいろやはりそれなりの時間は掛かったんです。工事業者は分かりました、大丈夫です、やりますと答えましたが、それでも新宿区はそこまでできるかなと新宿区の方が渋っていたという状況がありました。やはり、業者としては工事を進めたいからということで、協定を進めますという決断をされて、新宿区も応じたという状況でした。

次、15 ページ右上は全体的に言えるんですけども、パネルの中でもお話ししようと思っ  
ているんですが、周辺住民とのリスクコミュニケーションが非常に重要だと思っ  
ていて、工事によってリスクを負わされるおそれのあるのは、やはり周辺住民であり、しか  
も、工事によって金銭的利益を得るということはあり得ない立場の人たち、こういう人た  
ちに情報があり専門的な知見、専門家の協力が得られればやはり行動ができて、非常に改  
善には資するということですね。どうもありがとうございます。では、以上です。

(小澤) それでは、これからディスカッションに入りたいと思います。今日は先ほどお  
話ししましたように建物の中に残っているアスベスト、その飛散が今後生じないようにと  
いう問題意識での議論ですけども、それに入る前にこれまで日本の建設作業員が、どう  
いうアスベスト被害に遭っているのか、そのあたりの情報をもし外山さん、お持ちでした  
ら教えていただければと思います。

(外山) 私もそう知っているわけじゃないんですけども、ひとつには厚生労働省が発  
表しています、石綿関連の労災認定事業所数を見ていると、やはり 6 割ぐらいが建設業と  
いうことで、やはり建設業はハイリスクだということだと思います。一方で、国の中にも  
建設の作業現場というのは半分屋外みたいなものであるし、隣地的な作業がたまたま行わ  
れるだけで、そんなに環境は悪くないんじゃないのかというような意見も、たまに聞かれ  
るんですけど、やっぱりそれは大きな間違いだと思うんです。発表の中でもお話ししまし

たけれども、非常に管理がされてないということが重要な問題で、やはり皆さんの感覚でも建設の現場というのは、製造の現場と比べて環境がいいというふうには、思われないうと思うんですけども、そういうことがいわれているというところがあります。

泉南の判決でも 1972 年までは国はやはり、局所排気装置とか対策を採らなかったということで、勝訴しているわけですけども、建設の場合はそれよりずっと後の、劣悪な環境のまま置かれていたというふうを考えるべきで、私も発表の中で引用しました欧州環境庁のレイトレスンズの中でも、建設業としてやっぱり失敗だったんだということが、反省を込めて書かれていますし、あと、アメリカの例でもアメリカが、アスベスト対策を大きくかじを切り替えた 1987 年だと思うんですが、このときには中小の建設業者向けの法規制を、新たに始めていくということがあるので、やはり、まだ日本はそういったことが今でも十分やりきれていないのではないのかなと、私は認識しております。以上です。

(小澤) ありがとうございます。解体に伴ういろいろなリスク、分類しますと解体作業員の健康の問題、その解体時の建物内また近隣の人の健康リスクの問題、あとは解体から排出される廃棄物の運搬処分の不適切さから生じるリスク、とあると思います。先ほど島田さんの方から分かりやすい形で、解体とリニューアルの業法についてのご説明がございましたけれども、簡単に言ってしまうと 500 万円未満の場合の解体であれば、これは建設リサイクル法上の登録という制度があると。ただ、建設業法上の許可は必要ないというお話だったと思います。リフォームに関していいますと、建設リサイクル法上の届け出も必要ないと。そういうお話だったと思うんですけども、こういう状況の中で、特に解体に当たって 500 万円未満の工事というのは、それなりにあるところ、建設リサイクル法上の登録という制度だけで、法令を順守した形の対応が十分できるのか、このあたりについてはいかがお考えでしょうか。

(島田) ある意味登録業者、登録解体業者というのは、要はそういった解体業者を法律の枠の中に取り込んで、いろいろ行政的な指導をやり得るという、そのための仕組みなわけですね。ですから、建設業法の補足的な扱いですので、要は情報の周知徹底を含めて、行政としていかに努力していくかということにつながるかと思うんですね。ちょっと先ほどの最初の外山さんへのご質問で、私は一言だけ申し上げておきたいのは、当然これから起こり得るだろう解体改修工事で石綿を飛散させない、暴露させないというのはもう基本です。それは新たな被害を生み出さないために必要なんですけども、今の統計数字上からいくと、私は今 60 歳を過ぎていますが、私たちがその仕事を始めたころの、ちょうどいけば高度経済成長期に石綿吹き付け材を非常に多用していたころですよ。

そのころは皆さんマスクもせずに、その石綿を吹いていたわけですね。工場でも同じだったかも分かりません。先ほど言われたように、工場での局所集じん装置の問題もありましたけれども、建設業ではもっと遅れていたわけですよ。ですから、そういう劣悪な状

況で作業をしていた人たちが、今発症されているということなので。そのことだけはちょっと認識しておいていただかないと、今の解体工事がずさんだから同じようなことが起こるということではないということだけ、ちょっと一言付け加えさせていただきたい。

(小澤) 分かりました。飛散している程度がとんでもなく違うということもあると。

(島田) いや、解体だってもうむちゃくちゃすれば飛散しますので同じことなんですけど、非常に劣悪な状況がもうずっと続いてきたということは、ご認識いただいた方がいいのかなということです。

(外山) それはそうだと思うんですけども、やっぱりレベルの問題もあると思うんですね。昔の製造工場のように何百 f/ml というような状況では、今は確かにはないんですけども、やはり数 f/L の単位であったとしても、やはりリスクはあるわけで、そのばく露を受ける母集団が非常に多くなってくると、やっぱり一定の割合で発症するおそれがあるということは考えるべきであって、合理的な対策ですね。必要以上のことをやれということはないんですけども、合理的な対策をやって行くということやはり、今やはり極めて重要な局面ではないのかなと私は思います。

(小澤) それで、まずはその解体に携わる人の問題でお話を伺いたいんですけども、法律を遵守している人ばかりだといいいんですけど、我々の一般的な常識的な感覚からすると、解体に携わっている方にはいろいろな方がおられるのではないかと。時にはアウトローみたいな人がかかわっているところもあるかもしれないし、法律ではなかなか手が届かないような、そういう人たちが今でも解体に従事していると。そういう理解をしていいのかどうかですね。暴力団排除条例とかいろいろ出ていますけれども、そのあたりもし情報がありましたら。

(島田) 私ですね。

(小澤) 島田さん。

(島田) そういう情報は、私は残念ながら持ち合わせておりません。うわさではいろいろ聞きますけれども、それをここで話しするような話ではないと思います。ただ、私が強く感じますのは、情報がまだまだ知らされていないというか、法律を変えてもそれが周知されていないんですね。例えばこういう例があったんですよ、今年の 6 月に大防法が改正になりました。その結果、先ほども言いましたけれども、事前調査結果の掲示が義務付けられたわけですね。これは石綿を使ってない工事でも、義務付けられたわけです。9月に

ある県の県庁所在地に行って、その講習会のすぐ隣で市が解体工事をやっていたんですね。市営住宅の解体工事をやっていたんです。そこにすら看板が出ていないんですね。

ですから、公共工事が民間工事を先導するという意味で、公共工事からそういうのをきっちりやっていただきたいと思うんですけれども、そういった情報がまだまだ周知されていない。そういう努力が必要なんだろうと思います。

(小澤) それで、最初の段階でアスベストが入っているかをチェックするのが非常に重要だということは、先ほどから講師の皆さんにお話をいただきました。一般の人には難しいかもしれませんが、解体に従事している業者の人にも、具体的にどこにどういうふうに入っているかといったことを的確に判断する能力という知識はあるのでしょうか。先ほど外山さんの方から建築物の石綿含有建材調査者ですか、そういう資格についてもお話があったので、そのあたりを少し教えていただけますか。

(外山) 私もその資格を取得しているんですけれども、講習会を受けて試験もありました。やっぱり実感として、建物のアスベストの調査が非常に難しいということですね。レベル 1 だけに限っても、やはり部分的に除去がしてあったりとか、過去の取りこぼしがあったりとか、いろいろなことがありますので。私も建物の調査を仕事として依頼されることがありますけれども、すごくこれで本当に大丈夫なんだろうかということを、何度も何度も考えながら、大きな建物だと調査をしているというのが実態ですので、やっぱり何か特別な訓練で自分でそれなりの訓練を受けた人でないと、建物の調査というのは難しいと思っています。国交省の新しい建築物石綿含有建材調査者という制度ができて、今年度から運用が始まっていて、今のところ 200 名少しの方が就労されています。

まだまだこれからも、たくさんの方が受講されて養成されていくと思いますけれども、その中の議論でも 2 日間講習をやって試験もあってということなんですけど、実地研修もやりますけれども、これでもまだ厳しいものがあるんじゃないか、というような議論もあるので。本当にやっぱり難しさがあるなというふうに、実感をしています。反面、例えばスレート板とか、牛島先生も写真でたくさんお見せしましたけれども、石綿の繊維が目で見分けるようなものも実際にあるんですね。ですので、そういったものは私たちが今、被災地の調査ですとか解体现場の調査をたくさん行っているんですけれども、その中で現場の方にルーペを持って行って、これはアスベストが入っているんじゃないかということをお示しをして、これを吸うとみんな病気になるんだよということをお話ししながら、リスクコミュニケーションの一環だと思うんですけれども、そういった対策も取れるという部分もあります。

ですので、専門家に任せる部分と、それから現場の方が積極的にかかわっていける部分とあるので、やはり両方重要なのかなと思います。以上です。

(小澤) ありがとうございます。それで、また調査を誰がやるのかという、その問題にかかわることでお尋ねしたいんですけども、先ほどお話があったように大気汚染防止法は解体の請負工事受注者が、調査義務があるということになっております。ところが、建設リサイクルの方では、先ほど牛島弁護士からありましたように、受注者となろうとする者が契約締結前に分別解体等の計画を含む内容について、発注者に説明する義務みたいなものが、一応規定されてます。そこに齟齬はないでしょうか。といいますか、我々が議論したときに、もともとその調査をするにはお金も掛かることだし、契約しない前の段階で調査をした内容を説明する義務なんていうのは、おかしいんじゃないかという議論もありました。この建設リサイクル法上の調査義務というのと、大気汚染防止法上の調査義務というのは、性格は全然違うものというふうに理解した方がよろしいのでしょうか。これは島田さん、お願いします。

(島田) 性格が違います。事前調査の目的が違いますので、事前調査の性格は違いますけれども、その事前調査と発注者への書面による説明、それから発注者による届出、これは同じスキームなんですね。むしろ大防法というのは建設リサイクル法の、その仕組みを踏まえて改正されたというふうに理解をしています。

(小澤) 我々の問題意識として、その大気汚染防止法の中では受注者が調査義務を負うというふうに、明確に書いてあるので、例えばそういう形の整理が建設リサイクル法の下でも、あっていいのではないかと考えたんですけど、そういうことは現実合っていないことになってきますでしょうか。

(浅野) 大防法の改正のときにこういうふうになったのは、さっきも言いましたように議論をして意見が分かれてしまって、もともと発注者が自分で調べるべきだという意見は結構強かったのですが、諸般の事情でなかなかそうもまいらず。そこで、だったらしょうがないな、受注者が調べろということに結果的に、玉突き式にそうってしまったということですね。しかし、とにかく調べないことには、発注者に特定粉じん発生作業として届出をさせる義務を、負わせることにしただけでは、制度が機能しませんから、しょうがないやというのでこうなったんですが。確かにおっしゃるように、じゃあ、契約前に果たして本当に受注者が、調査を自分の費用でやらなきゃいけないのかという議論は、正直に言えば、法改正の論議の中では全然やっていません。

結局、解体工事を行う者が最終的に飛散をさせる行為者なのだから、そういうことをやる以上はちゃんと自分で調べろという論理で止めています。あとはたぶん現実にはどのようにこれを契約の中で扱うかという点は、島田さんの方が詳しいと思います。現実にはそのところは最後に費用の調整が行われて、丸ごと受注者が自己負担で、何の関係もなしに費用負担するようばかなことは、起こってないのだろうと思いますが、その辺はどうな

のでしょうか？

(島田) そのために、結局事前調査にも費用が掛かります。石綿があるとすると、その措置のためにも費用が掛かるんですね。その費用を適切に発注者から受注者がもらうためには、契約の段階でお金を取り決める、お金を取り決めるためには事前調査が前提になるという、そういうニワトリと卵の関係になっちゃうわけです。ですから、建設リサイクル法上はこういうことになっていまして、元請になろうとする人が事前調査をやりなさい。その事前調査の結果、分別解体計画を作って発注者に書面で説明をして、その分別解体に基づいてお金を決めて、契約をしなさいという仕組みになっているわけですね。ですから、それと同じようになります。

ただ、その元請として決まっていない人が事前調査をやるかという問題があるので、現実的にはまずあなたに発注しますよという内示であったり、仮契約であったり、あるいは必要などころはお金を抜いて総体として解体工事を契約した後、その事前調査の結果に基づいて詳細な費用、事前調査の費用であったりそういった工事の費用であったり、そういった費用を含めて請負契約、工事契約をするという手順になろうかと思うんです。

(小澤) 分かりました。それで、ちょっと話を変えたいと思うんですけども、今解体のリスクについてお話ししていましたが、解体前の平常の建物の利用の中で、アスベストが飛散している危険性というのがどの程度あるのかということについて、島田さんの方からご説明いただけますか。

(島田) 先ほども説明をしましたがけれども、建物を使っている間で解体改修工事をする前、建物を使っている状態で法的規制を受けるのは建築基準法、それから、石綿障害予防規則の第10条に、吹き付けられた石綿がある建物での措置というのがひとつだけありまして、法律的にはそういうのを受けています。そういった中で既存の吹き付け石綿等が、まだ多くの建物で残っているという状態はあると思います。ただ、それがどれぐらい現実に飛散をしているのかということについては、もともと確認されていないということになるかと思います。

(小澤) 牛島先生、どうぞ。

(牛島) 例えば、学校でパニックというのが昭和62年にあり、また、平成17年6月のクボタショック後も調べられまして、平成17年の11月の段階で1重量%以上の石綿が使われていたのが、調査対象の5%、6,270機関で5,000㎡ありました。日常利用室も5,000室ありました。その後だんだん除去などの措置もされまして、平成25年になりますと350㎡と。そのうち、飛散のおそれのあるところが140㎡というふうに、やはりまだ残ってい

る、これは学校だけの統計ですけれども、その他のところでもまだあるんだなど。つまり、露出しているところがやはりまだあるというふうな情報が、平成 25 年の、これは文科省のお知らせになっていました。

(島田) いいですか。

(小澤) どうぞ。

(島田) それについては、アスベスト規制の時間的な変化があるんですね。一番最初に練馬区で小学校の PTA で問題になって始まった、最初のアスベスト騒動ですけれども、それを受けて昭和 60 年前後に学校での吹き付け石綿の除去が盛んに行われて、それは全部やるんだということでやっていたんですけど、そのとき吹き付け石綿はたぶんなくなっているんですね。石綿にいわゆる吹き付けロックウールというものがあまして、その規制が、5%以下のものは規制対象外だったんですね。5%を超えたものだけが規制でした。ですから、そのときに重量で 5%以下含有している吹き付けロックウールは、その規制対象になっていなかったということがひとつです。もうひとつは、そのときに、昭和 60 年のときには、露出している吹き付け石綿に対する対応として、例えば囲い込みをやるとか封じ込めをやるとかという措置も含めて、措置が講じられたので、吹き付けが全部除去されたのかという事は、必ずしもそうではないと。

その後平成 7 年、1995 年に規制が重量 1%を超えるものが規制対象になったということで、拡大になったんですね。今は 2006 年、平成 18 年からは 0.1%を超えるものが規制対象だということで、範囲がどんどん拡大していますので、今も吹き付けロックウールの中で規制対象になるものが残っていることは、事実あると思います。

(小澤) ありがとうございます。それで、先ほどからお話があった大気汚染防止法の改正について、皆さんの評価といいますか残された大きな課題について少しずつ、ちょっと時間がないのでひとつ二つぐらい、本当に重要だと思われるところだけお話しただきたいんですけども。まず外山さん、どういうふうな評価をされていて、特に何が一番課題として残されていると思われるか、お話しいただけますか。

(外山) それも私の発表の中でお話ししました。枠組みを変えるという意味で、発注者の責任が強化されたというのは非常に大きいと思いますし、これはこれからの改善に向けた兆しだと思うんです。ただ、課題もお話ししたようにたくさん残っています。ひとつちょっとお話しし忘れたなどと思っているのは、立ち入り権限が強化されましたね。自治体の方は疑いがあれば入っていけるということになっていますので、これはぜひ活用していただいて、抜き打ち検査をやってほしいんですね。全部じゃなくていいです。たまにでいい

です。自治体さんにはこれはいつもお願いしているんですけども、たまに厳しい抜き打ち検査を1件でもやっていただくと、その自治体での工事は緊張感が走りますので、ぜひそういうことを活用してやっていただきたいということと、今後の改正という意味では罰則の強化ですとか、期中の測定の義務化ということは当然必要になってくるだろうと思います。以上です。

(小澤) 牛島先生、いかがでしょうか。

(牛島) 私も発注者責任に変更したというのは、非常に大きいと思います。いい点として評価できると思います。今日のシンポジウムも皆さんにそういう情報を提供すると思いますか、周知するというのもひとつの目的で、皆さんのご自宅、所有する建物があれば、もしそれをリフォームする場合もしくは解体する場合、自分もそういう費用負担も含めて、責任があるのだと思っていらっしゃる方、手を挙げていただけますか。今日ここで聞きに来られた方であれば、もうほとんど全員だと思うんですけども、やはりまだ知らなくて、私はアスベスト入りの建物なんて買った覚えはないですよなんて言う人が、多いと思います。そういうことで、環境省さんもいろいろとアナウンスされているとは思いますが、いろいろなところでアナウンスをしていきたいと思っています。

問題は工事契約の締結後にアスベストが見つかったとしても、実際は契約代金を変更してやり直したというのが、私が見てきた事例の中ではなかったんですね。綾瀬小の煙突の事件では後に変更されますが、それは住民が指摘した後です。そこら辺を契約変更しやすいように、心理的にもそうやって適正にして増額するのは、いいことなのだというようにやっていただきたいと思っています。そういう意味では、事前調査のところが工事に利害関係の少ない業者への分離発注ですとかいろいろ考えた方がいいと思うんです。その上で、さらに要になるのは住民なんじゃないかなと思います。いくら分離してもやはりそこには利益関係が全く無とは限らないので、そのような関係のないところで、環境を守るのは住民であり、リスクコミュニケーションということを、強調したいと思っています。

(小澤) 島田さん、いかがでしょうか。

(島田) 最後のリスクコミュニケーションというのは、極めて重要だと思っているんですね。私がかかり説明の中でも掲示にこだわったのは、実はそのことなんです。掲示されることによって、近隣の方は調べるわけですね。それを見ていただきたいんです。使っていない、あるいは特定建築のレベル1レベル2がなくても、掲示をする。そのことによって、皆さんがそういう認識をされることになるんですね。私は、もう10年以上前の経験ですけど、新宿区内で戸建て解体をやったことがあるんです。そのときに、石綿則の通知が出た後ですから、戸建て解体なのでレベル3、屋根材のスレートがあるので、そのレベル

3 がありますよという掲示を出したんです。そうしたら、そこは並びで解体をやっていて、ひとつの解体はもうすでに終わっていたんですが、その私がやろうとする解体のときに、前のマンションの人から声が掛かって、けしからんと。

アスベストがあるものを、どうして解体するんだという話なんですね。我々はそのスレートをビスを切って、手ばらしで解体をしますという説明をしているんですけども、ただ、石綿則上はそういった作業であってもマスクをしなきゃいかんわけです。作業員がマスクをしなきゃいかんののに、その前のマンションの人は子供がいる、自分たちはマスクをしなくていいのかということ、かなり粘られました。結局、連休中にバカンスで出掛けられている間に試験施工して、相手の敷地内での粉じんも確認して、それで納得をさせていただいたんです。今日話されている事例なんかは必ず近隣の方からのクレームになるわけですね。その発端として、私はその掲示が極めて必要なんだろうと、重要なんだろうと思いついて、法改正の課題はいっぱいありますけど、改正されたことを徹底させる。そのことが今私にとっては、一番大きなことかなと思っています。

(小澤) 浅野先生、いかがでしょう。

(浅野) 積み残しがいっぱいあることは、第 1 部でも申し上げましたように正直認めざるを得ないんですが、先ほどから言われましたように、とにかく発注者により多く責任を持ってもらうというところに、何とか踏み入ることができたというのは、よかったかなと思っています。それから、本来やっぱり大気汚染防止法の役割である一般大気環境保全という観点で考えるときには、本来は敷地境界線でちゃんと基準が守られているということが、なきゃいけないだろうなと、つくづく思っていたのですが、しかし、工場と違って、建設作業のように比較的期間が短く、特に解体の場合には本当に大小さまざまあって、一律には議論にくいことは事実です。さらに解体工事の状況によっては、敷地というのも、どう考えていいかよく分からないことがある。こんなふうないろいろなことがあったので、まあ、しょうがないかな、最終的には合意をしているところできちっとできている、大は小を兼ねるで、これで敷地境界線のところまでいくことはないだろうということにしたわけです。

敷地境界線のほうはむしろ、どうしても問題だと思うなら自治体の方で、測定をやる以外にないかなということにしてはいるのですが、この場合にもやっぱり現実をしっかりと押さえながら、きめ細かく対応しなきゃいけないことがあるだろうなと思います。それからもうひとつ、残念ながら制度改正するときに思うことが十分できなかったのは、やっぱり短期間にきちっと正確に測るという技術も、今の段階ではそれが十分にはないということや、そのための技術者が育ってないということがもろもろあるということでしたから、この程度で収めたということがありますので、5年ぐらい経つてもう1回見直すときには、かなり思い切ったことができるんじゃないかと考えております。

(小澤) ありがとうございます。アスベストの調査に費用が掛かるという問題があるんですけども、そういう調査に公的な補助を出すべきだという意見もあるかもしれません。しかし、出した場合は、本来所有者が負担すべきものを税金で負担しているんじゃないかとか、反論もあるかもしれません。そのあたりどなたか。外山さん、お願いします。

(外山) 助成は国交省の方から出ているんですね。これは解体工事の石綿の事前調査ではなくて、使用中の建物調査に関して1棟当たり25万円までは、申請をすれば出るんですけども、ただこれを実際にできる、こういう能力がある自治体というのが、限られているという問題点があるんですけども。全国的に見ると、いくつかの自治体がこれはできているということです。あと、25万円なので非常にやっぱり限定的な調査しか、できないという問題がありますけれども、足りない分は所有者が出すということでできますので、一応そういう制度自体はございます。

(浅野) たぶん、もし何も調べないで石綿粉じんを解体工事に伴って勝手に飛散をさせるということが、被害の新たな発生につながるのであれば、その発生したときに要するコストは、莫大なものになるということを考えると、そのコストを少し早めに社会で負担をしておくということも、ないわけではないだろうと思います。もともと特別救済制度も、社会全体がアスベストである意味では恩恵を被ったんだから、そのことの償いは社会全体でなきゃいけないということで作られたというわけですから、その意味では同じだろうと思うんですね。もちろん最終的には所有者が自分で責任を持つのが原則だと思いますけれども、しかし、社会全体のリスクをどう抑えるかという目で見たとときの、社会での負担分散の意義はあると思います。

(小澤) 牛島先生、どうぞ。

(牛島) 資料の18から19ページに雑駁ですけども、その補助金の制度として国がやっているものを挙げておきました。民間の建物に関する除去もしくは調査について、平成22年度のもんですけど、国土交通省の方でそういうのをつくっていいですよということで、都道府県単位で約30%がつくっており、政令指定都市では100%にあります。これも、あまりお知らせが十分行き渡っているのかどうかと思うので、業者さんは知ってらっしゃるんでしょうけれども、施主の方に関してもこういう情報が行きわたる必要があります。また、国は、石綿工場のアスベスト被害者に、1人当たり1,300万円の国家賠償を支払うというふうに言っています。今後、建物からの健康被害者に対する負担を国がすることになれば膨大なお金も掛かり大変ですので、建物からのアスベスト被害を防ぐために対策に補助金などを使うべきだと思います。

(小澤) ありがとうございます。いくつかの法律で、どういう調査をしてどう対処すべきかということについては先ほど特に島田さんの方から、かなり分かりやすく説明いただいたと思っていますけれども。結局石綿障害予防規則という、要するに労働者の健康保護のための、労働安全衛生法の下での規則からすると、レベル 3 まで調査をなささいということになっていると思いますが、一方大気汚染防止法では、レベル 1 レベル 2 の調査が義務付けられています。その齟齬と申しますか、もともと解体とかで労働者の健康を保護するために、レベル 3 まで調査をなささいということになっているのであれば、その調査結果に基づいて大気汚染防止法とか、その他の法律でも届出等をすればいいだけの話ではないかといったことを、我々は弁護士の間で議論したことがあります。その、齟齬と申していいのかどうか分かりませんが、食い違い、そこはどのようなふうにお考えでしょうか。

(島田) 私の方でいいですか。

(小澤) はい。

(島田) 私は基本的にレベル 3 まできっちり識別して、事前調査は対象とすべきだという持論を持っていて、委員会でもそういうふうに発言をしたんです。結果としてはレベル 1 レベル 2、特定建築材料だけが調査対象だよということなんですけれども、常に申し上げているのは、ではあっても、それ以外のものも調べない限り、特定建築材料があるかないかというのは結論が出ないはずなので、対象としてはすべての解体改修工事が対象になっているという意味では、同じことになるのかなと思っています。ただ、そのレベル 3 まで厳密に調べているかということ、その石綿則での齟齬は若干残っているのかなと思います。

(浅野) おそらく一番難しい問題は、レベル 3 まで調べろということが大防法で義務付けたとしても、その後の効果と結び付けないと、調査義務といってもうまくいかないでしょうね。やはり個別法がそれぞれの法律の目的で、ばらばらになっているということの問題が、根本的にはあるなとつくづく思います。労働安全の方は労働安全の観点からいろいろなことを言っている、廃棄物は廃棄物で勝手なことを言っているというような感じです。どこかで制度全体を統合していかないといけないということを本当にこういった制度の検討の仕事をするときには感じることです。

(小澤) 結局、レベル 3 まで石綿障害予防規則では調査しろということになっていて、ただ、大気汚染防止法ではなかなかそこまでいかないというのは、義務付けることによる効果というのが本当にどこまで読めるかというあたりが、疑問がそれなりに出たというこ

とでしょうか。

(浅野) つまり、大防法上それをレベル 3 まで調べて、レベル 3 についてはどういうことをしなさいということが、出てこないと取りあえず考えられたものですから、今回はしょうがないかなということだったんですけれども、果たして本当にそうかどうかという疑問については、委員会でも島田さんがだいぶ強調されておられました。

(島田) 私は、今浅野先生がおっしゃるようなことからすると、建設リサイクル法で事前調査が義務付けられているんですけれども、この建設リサイクル法はリサイクル目的のための事前調査ということなんです。ただ基本方針の中で、例えばそのレベル 3 の石綿含有建材しかり、フロンもしかりです、アスベストだけではなくて、フロンの放出であったり、いろいろなそういう有害物がいっぱいあるわけ、これは建設業者にとってみれば、解体改修工事に特化した形で、有害物を含めた事前調査をきっちり確立させる、その方がより分かりやすく、より徹底するんですよ。だから、アスベストだけでどうこうというよりも、私はその方が実際に建設会社を指導し規制するという観点でいけば、その方が有効だと思いますけどね。

(小澤) では、牛島先生、どうぞ。

(牛島) 私も同感ですね。今日のシンポジウムを聞いていてもやはり分かりにくいなって(笑)。あらためて思いまして、やはり統一法があり、統一書式がありみたいな方が非常にいいだろうと思います。また、レベル 3 についてはちょっと私は素人考えなんですけど、いわゆる養生内でやれるような仕組みができれば、壊し方が手ばらし、湿潤化を十分していなくても、うまくいくのではないかなというのを、ちょっと感じてはいるんですが。その辺、実際にやっという方はどうでしょうか。

(島田) その養生内と言われるのは、隔離養生の中でですね？

(牛島) ええ。厳密な、どの辺までかはいろいろな考え方があると思いますけど。

(島田) それをやると、もう工事金額が 2 倍とか 3 倍じゃなくて、ひと桁変わってくるんじゃないですかね。例えば、大きな倉庫の屋根とか外壁なんかだったら、スレートがほとんど使われているわけですね。そういったものを手ばらしすることだけでも、大変な作業にはなるんですけれども、それをその全体を覆ってしまうとなると、いわば大仏殿を全体改修するのと同じような工事になっちゃうんですね。

(牛島) 実際にもうネジのビス山を切ってやればまだいいですけど、結局ハンマーでドンドンとたたいて割っているのが結構あるというふうに聞いていて、実際そういう事件もあるんですけども、ビスでしっかりやれば飛ばないようにできるという感じですか。

(島田) 現実的には機械ばらしされている事例は、まだまだ多いと思うんですよ。ただ、原則はやっぱりその手ばらしということは、くどいほど言っているんですね。ただ、手ばらしでもそれを実際、いちいち持って下りないといかんですよ。手ばらしをやっても投げ落としちゃう。投げるために割れちゃうんですね。だから、やっぱりその高所作業を扱っていて手ばらしして、それを下ろしてやる。その手間だけでも時間もすごくかかりますし、費用もすごく掛かるんですけど、最低それはまずやらないと。それを抜きにして、じゃあ、全部囲ってやれるかという、それはやっぱり社会的なコスト負担が、大きくなりすぎるんじゃないかという気がしますね。どうですか、外山さん(笑)。

(外山) そうですね、やはり現状では手ばらしと散水という基本ができていないという状況ですので、まずそれをきちんとやっていただくということが、最重要かなと私は思いますね。私も今調査をしていますけれども、かなりの割合でレベル 3 に関しては、もう重機による解体ですとかバール破碎というのは、散水もないというのが見られますので、そこをまず何とかしたいと思います。

(司会) 手を挙げたい方がいらっしゃるみたいですけど。

(永倉) ひとつだけ。

(小澤) どうぞ。

(永倉) アスベストセンターの永倉と申します。レベル 3 について届出義務が法的にないという議論になっていますけれども、17 ページの表を見てもらうと分かるんですけど、条例でレベル 3 の届出義務を設けているところが実際ありますので、これはこの条例を制定している自治体で届けないと、違法になってしまいます。そのことで、レベル 3 については届け出る自治体と必要がない自治体と、まだらになっているということで、かなり混乱を現場でしていると。それがひとつの大きな原因になっていると思います。ですからレベル 3 についても、今ご議論があるようにこれは統一的に、やはり届出とか施工の仕方を統一していく必要があるだろうと、ひとつ思います。

(小澤) ありがとうございます。先ほど島田さんの方からもお話がありましたけれども、解体に伴ってどういうことを守るべきかというのを、統一的に法律でしっかり決めた

方がいいんじゃないかというのは、普通に考えると思うんですけど、浅野先生、そのあたりは実際に難しい話なんですか。

(浅野) そうですね、正直言うと難しいでしょうね。でも、今の霞ヶ関の雰囲気というのは昔に比べると、省庁横断で物を考えるという雰囲気はかなり出てきています。そういう意味でいえば、かつての程に難しくないと思いますが、たぶん難しいでしょうね。でも、例えば労働安全の観点でここまでやらなきゃいけないとあって、それで調べさせられていて、結局そのデータをこちらの法律の方でまた使うのであれば、同じデータを使っているわけですから、調べて届けをしなきゃいけない者に、負担を余計課しているわけじゃないということから話を始めていけば、あとは役所の間で調整が付けば済むことだというような面が、かなりあるような気はいたします。

(小澤) どこの省庁がリードする話なんですか。

(浅野) そこはそうですね、でも、やっぱり国民の健康を守るという意味でいえば厚労省、あるいは一般環境を守るといえば環境省というのがまずはあって、その次は国交省という順番となりそんな印象はありますが、どうでしょうか。

(小澤) 分かりました。あと、会場の皆さんから出た質問について、答えていただきたいと思うんですけども。それでは、会場から質問がいくつかありますので、ご紹介してお答えいただきたいと思うんですけど。島田さんと浅野先生に、「再生砕石中にアスベスト建材が混入している実態が、全国にあります。私たちの調査では、再生砕石であるところどこにでも混入されています。解体工事に問題があることは推察できるのですが、法的処分を受けた事業者は出ていません。罰則を厳しくした方がいいのか、補助金を付けてきちんと解体処分できるよう、行政指導を強めた方がいいのか、どう思われますか」という。斉藤さんからのご質問ですけど、島田さんと浅野先生、いかがでしょう。

(島田) 私は廃棄物が専門ですから、私のところでは、廃掃法が改正されたときに、スレートなどをいかに受けないか、出口で止めるかと、いうことでいろいろとお客さんに周知したり、ループで確認してそれを入れないようにするとかいう努力は、しているんですけど。それは、我々の自己防衛でそういうことをやっています。根っこは解体時にスレート等を一緒に解体をしないことが本来基本なので、そこを徹底すると、やっぱり解体工事そのものの規制ということになるかと思えますね。その分別解体を、きっちりやるということしかないと思います。それ以降は先ほども言いました我々処理業者のところでの規制程度ですが、それ以降の話はどちらかというと被害者であって、手の打ちようがなくなるだろうと思います。

(浅野) 罰則でということが何となく分かりやすいような気もするのですが、しかし、今の法律構造の中でおっしゃるようなお話を、罰則に結び付けていくことにすると、なかなか大変な法律の構造になってしまっています。廃棄物であるかどうかということが、物とその危険性によって決まるという法律になっていけば、まだ始末がいいのですが、日本法の構造では物が危険だろうが何だろうが有用ということであれば、特別管理廃棄物に指定しない限りは廃棄物処理法の対象にならないのです。それが資源になっていると、それ自体有用物ということになってしまうので、その資源であっても危険だと思われるものについての一般的な取り締まりの法制度がない、そこでお手上げということになってしまいます。我が国の廃棄物の制度には諸外国とは異なる面があるわけです。

つまり、本来危険なものは本人が捨てる気があろうがなかろうが、捨てるべきものというふうにしておく。これは EU ではもうすでに常識になっていることですが、我が国ではまだ全然常識になってない。ここに問題がありそうです。

(小澤) ありがとうございます。あと浅野先生に弁護士の西村先生からご質問があって、公健法の汚染者負担原則等についてご質問があるんですけど、私より直接、西村先生からご質問をしていただいた方がいいかと思うので、ご質問をいただけますでしょうか。

(西村) 弁護士の西村と申します。今日いろいろお話を伺った中で救済法のお話がいろいろ出ておまして、ただ、私の方は建設アスベストの裁判を抱えてやっている関係もありまして、真の救済をということで運動をしております。そういう中で考えますと、やはり今の救済法というのは社会全体が広く負担をするという考えの下に、まさに財源負担がされているという限界があって、その一方で給付水準が非常に低いという点がやっぱり問題であるのだろうと思っています。

ですから単にその問題だけで解決はできない。社会全体の中で例えば私たちの建設アスベストの中で、建材メーカーの責任であるとかということもきちんと裁いて、そういう中で財源負担を求めていくということを私たちはやっていきたいと思っています。

ただ、そういう中で広く浅くということではなくて、やっぱり建材メーカーなり、ゼネコンなりということで、そういったアスベストによって潤ってきた業界というのが当然あるわけで、そういうところにやっぱり負担をさせていくという、そういう経験を公健法では持ってきたわけで、浅野先生はよくご存じの通りです。ですから、そういった発想でやっぱり物事を考えていくということが大変重要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(浅野) 実は同感でして、救済の方の委員会ではだいぶそういう議論もやろうとしました。ただ、なかなか壁は厚いという印象があるのですけれども、しかし、現行の仕組みは、

やっぱりどこか腰が引けたようなところがあるという印象を持ちます。相当のことをやっ  
てない限りは特別負担になってない。けどももっと緻密に考えていって、特別負担を増や  
すということはある得ると私も思っていますし、廃止された石綿健康被害救済小委員会の  
委員のうちには、西村弁護士のようなお考えの委員もおられました。

(小澤) 今の点、ほかの方はよろしいですか。じゃあ、牛島先生。

(牛島) まさに同感でして、ある地域の中で人口比でいうと被害者が少ないけれども、  
本当はそこには水道管メーカーがあったという地域もあるんですね。具体的に言うと、さ  
いたま市というところ、昔、与野市があったところにアスベスト水道管の工場があったん  
ですけど、いろいろな市が合併したもので、広く見ると被害が大したことがないというこ  
とで特別拋出から漏れてしまったと聞いています。でもイタリアから昭和 6 年に特許をも  
らってきた会社、そこが特別負担じゃないらしいということです。全国にアスベスト水道  
管を普及させてきたのですから、ここも含め、少し広めに特別負担をするところを増やす  
べきだと思います。

(小澤) それではもうそろそろ時間になってきましたので、最後に今日のシンポジウム  
のまとめみたいなことで、それぞれのパネリストの皆さんに、最後にこれははっきり言っ  
ておきたいという点がございましたら、お話しいただきたいんですけども、それではま  
ず外山さんの方から。

(外山) リスクコミュニケーションということが今日大変重要だということが言われて  
いますけれども、リスクコミュニケーションは最近少し誤解されている面もあるかもしれ  
ないんですけども、やっぱりこれは当事者の意思決定の参加によって、信頼関係を築い  
ていくということが究極の目標だと思うんですね。

そういう意味で、これまで中皮腫で亡くなった方が累計で 1 万 7,000 人以上いらっしや  
いまして、日本で最大の被災者団体である中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会とい  
うものがありますけれども、そういった被災者の方が、やっぱり意思決定に参加していく  
ということが、ぜひとも今後必要であろうと思っただけで、クボタショックを紹介しま  
したけれども、これは実はその被災者の会結成の中心になった方が尼崎を歩いて発見され  
たわけですね。

ですので、そういった経過もありますし、最近ですと文部科学省に学校の調査に関して  
予防という観点から申し入れもしていますので、その能力は十分あると思いますので、や  
はり枠組み、国レベルのリスクコミュニケーションの枠組みをつくるという意味合いで、  
被災者の方が国レベルの法規制なり、そういったものの決定に関与していくということが  
これから必要になるのかなと思っています。以上です。

(小澤) 島田さん、お願いします。

(島田) これだけはということよりもひとつ抜けていたのが、働く人の中で解体・改修工事ではなくて、建物をメンテナンスする人の暴露の問題があるんですね。今エレベーターシャフトは比較的吹き付けの石綿が使われていますので、エレベーターのメンテナンスの人は、もう最初からマスクをしているんですよ。

だけど、それ以外の建物の特に設備屋さんとか、そういうメンテをする人はマスクを着けるべきなのか、着けなくてもいいのか、そういうのでメンテのためには、その建物の事前調査をやらないといけないんですけれど、そこまで費用が掛けられないところがあって、発注者がきっちりそういう情報を持っていけば、そういう情報を伝えて、そのメンテをさせるということが必要なわけで、そここのところを結構拾い上げる必要があるのかなと思います。

労災の認定がされている中で、電気屋さんが電気室を巡回して回っている電気保管理者の方が結構労災認定を受けていらっしゃるんですね。あれは電気室に吹き付けられている石綿の暴露じゃないかなと私は思っているんですけど、そういうことが今後必要になってくるかなと思いました。

(小澤) 浅野先生、どうぞ。

(浅野) 被害者救済法の議論をやったときにつくづく感じたことですが、これからますます解体が増えるだろう。そうしたらいつごろまでのものは危ないだろうということについての事前の情報をしっかり確保しておくことがとても大事なことだと思ったわけですね。

先ほど島田さんからお聞きしたところでは、建築基準法の方で何か一生懸命台帳作りも始めたということをお聞きしたのですが、ぜひそれを急ぐべきですね。これはいろいろなところで同じようなことを経験してしまっていて、例えば PCB も廃棄物にならないと今は全然法律上処分を義務づけることができないのですが、まだ現役で PCB の入っている電気の古い器具が使われたりすることがある。こういうものをしっかりリストアップしておかないと、どんなにあと 10 年で PCB 処理を終わらしましようと言ってもそれでは終わらないおそれがあります。

このアスベストの場合も同じような問題を抱え込んでいるなということをつくづく感じていますので、ぜひちゃんとしたハイリスクの石綿を含有する既存建築物等の台帳の整備は大事だと思っています。

(小澤) ありがとうございます。牛島先生、お願いします。

(牛島) さっき言い漏れてしまったのが、大気汚染防止法の改正の中で説明義務に対する罰則が、届出違反に対する罰則はあるんですけど、説明義務違反の罰則がなかったのも、やはり説明義務違反も罰則があった方がいいと思っています。

それと保存というのが非常に大事で、この記録は長期に保存してもらわないといけないなと思うんですが、大気汚染防止法の改正をみると確か非常に短くて、工事終了までという規定になってしまっていて、あれっと思ったんですけど、石綿則なんかは 30 年とか 40 年の保存義務がありまして、解体はもう現場がなくなっちゃうから短くしてしまったのかと思うんですが、発注者及び事業者で、保存をもうちょっとするべきだなというのが二つあります。

それから今日ちょっとあまり出ませんでしたけど、泉南にしる建設国賠にしる、やはり工場労働者にしる、国がやはり広げてきた責任というのはあって、それが 2 分の 1 の責任というのが最高裁の判決になってしまったんですけども、これは根拠がないというのはいろいろな学者さんがおっしゃっていて、やはり JIS 規格になったりいろいろなことで安全ですよということで広げてきた、警告表示もないということについては、国は 100% の責任に本来なるべきだと思います。

もちろん負担の公平とか税金の使い方というのはあると思うんですけど、被害者が負担するべきではないということをおもっています。今日後ろにそういう書面のも置いてありますのでよろしくお願ひいたします。

(小澤) その説明義務違反に対して罰則がないという形になってしまったんじゃないかということなんですけれども、そこはそういうことだったんでしょうか、島田さん。

(島田) ありません。

(小澤) それはまたなぜなんですか。

(島田) 特にその議論はしていませんけれど、それはもう行政的にその罰則が必要かどうかという判断がされたのかと思います。我々が考えるときにすべて罰則でというところからは、やっぱり気にはなるところなんです。

(小澤) 分かりました。記録に関してだと石綿障害予防規則だと何十年か残せということになっていると思うんですけど、それではそっちの方では残っていると理解をしてよろしいですか。

(島田) それは石綿則では 40 年という保存期間があります。これは自治体によっては 40

年保存を条例で義務付けているところもあります。ただ、石綿則での40年義務付けは事業所を閉鎖したときに、その記録を監督署に提出をするという仕掛けがあるんですね。ですから記録は確実に行き渡る。自治体にそのことを確認したら、それは何も考えていませんでした。ですからその事業所がなくなったときに40年保存するとすると、その記録はどうするんですかという問題を併せてきっちり仕掛けとしてつくられないと意味がなくなると思います。

(小澤) すみません、私の質問ばかりであれですけど、大気汚染防止法上の記録はすぐにはないかもしれない、なくなるかもしれないけれども、石綿障害予防規則に基づくそういうその調査結果に関して言うと、長いこと保存されているから、それをチェックすれば分かるということになりますかね。

(島田) はい。

(小澤) ありがとうございます。それではもう時間もまいりましたので、このあたりでパネルディスカッションを終了させていただきたいと思います。

(司会) では最後に東京弁護士会公害・環境特別委員会の西島委員長より閉会のごあいさつをいたします。

(西島) 本日はご参加いただいた皆様、それからご講演いただいた皆様、大変ありがとうございました。建物にどのようにアスベストが使われているのか、それから解体・リノベーションの現場で、どのようにそれが取り扱われてきちんと処理されているのか。そして、これから特にそういった現場で新たな被害が起きないように、法改正がどのように行われてきたかということがよく理解できたと思います。

実際どのような使用実態があるかということの調査の重要性ということが、皆様からご提起いただいたと思うのですが、今日は特に解体・リノベーションの場面を想定したお話でしたけれども、これから起こる災害の場合なんかを考えますと、早期に実態把握を行うということの重要性というのは、ますます大きくなってきていて、そこに公的な支援、資金的なものですとか、人材育成のお話なんかもあったと思うんですけども、そういった支援がますます重要になっていくのかなということを感じました。弁護士会も人の健康、生命に関する重要なテーマですので、引き続き取り組みを進めてまいりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(司会) では以上で本日のシンポジウムを終了いたします。パネリストの皆様にあらためて拍手をお願いいたします。そして、アンケートにご協力をお願いいたします。出口にあります回収箱にお入れいただければと思います。

## 当日配布資料

- 1 (1) 津村 八江 弁護士 資料  
アスベストに関連する近年の最高裁判決  
..... 6 4
- (2) 牛島 聡美 弁護士 資料  
建物解体・回収におけるアスベスト飛散事故と裁判例  
..... 7 1
- (3) 芝田 麻里 弁護士 資料  
アスベスト処理と廃棄物処理法  
..... 8 2
- 2 (1) 外山 尚紀 氏 資料  
被害・救済の現状とこれからの対策  
..... 9 9
- (2) 島田 啓三 氏 資料  
解体・リノベーション工事におけるアスベスト対策  
..... 1 0 8
- (3) 浅野 尚紀 氏 資料  
石綿被害の救済と防止  
..... 1 1 4
- 3 齊田 紀子 弁護士 資料  
石綿に関する建築基準法改正の経過  
..... 1 2 6

# アスベストに関連する近年の最高裁判決

- 1. アスベストについて
- 2. 労働者による損害賠償請求についての判例
- 3. 賃貸物件内の工作物責任についての判例

東京弁護士会  
環境委員会アスベスト部会

(出典 ANN)

# 1. アスベストについて

## 1. アスベストについて

天然の繊維状の鉱石で、  
クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、  
アモサイト（茶石綿）等がある。



アスベスト原石



吹付けアスベスト

## 2. アスベストの特徴

非常に細い繊維状の物質で、加工しやすい。  
耐久性・耐熱性等に優れる。  
安価であるため、建設資材や電化製品等に広く使用されていた。

(写真出典 アスベストセンター)

# 1. アスベストについて

## 3. アスベストの被害

飛散により空気中に浮遊し、  
肺がん、悪性中皮腫等の原因となる。  
数十年と潜伏期間が長い。  
閾値がなく、少量の曝露でも  
健康被害の発症の可能性がある。

(写真出典 独立行政法人環境保全機構)

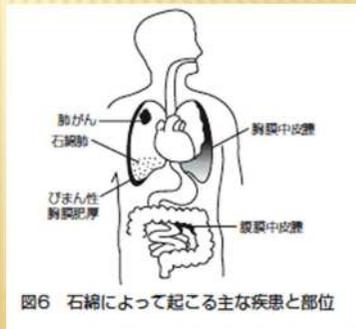
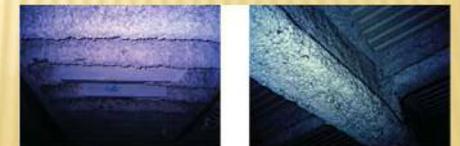


図6 石綿によって起こる主な疾患と部位

# 1. アスベストについて

## 4. 現在も残るアスベスト

解体時に飛散の可能性の高さで分類  
レベル1：発じん性（飛散しやすさ）が著しく高い  
石綿含有吹き付け材等  
レベル2：発じん性が高い  
石綿含有保温材・断熱材  
レベル3：発じん性が比較的低い  
石綿含有成形版等



(写真出典 独立行政法人環境保全機構)



労働者の健康被害について  
国の責任を認めた判例

平成26年10月9日 最高裁判決  
(泉南アスベスト判決)

## 事件の概要

大阪の泉南地域等でアスベスト製品を製造していた工場  
で石綿製品製造に従事し、肺がん等を発症

元労働者・遺族ら



国



(写真出典 泉南市役所)

### 国の責任

・石綿疾患の発生等を防止するために  
労働基準法・労働安全衛生法に基  
づく規制権限を行使しなかったこと  
(国家賠償法1条1項)

## 1 審と 2 審の判断がわかる

2006年提訴

### 第1陣訴訟

1 審・認容○

2 審・棄却×

厳格な許可制とすると  
経済発展を阻害する。  
国の判断は合理的。

2009年提訴

### 第2陣訴訟

1 審・認容○

2 審・認容○

技術の進歩や医学的知  
見にあわせて適時適切  
に権限を行使すべき。

## 最高裁の判断 (平成26年10月9日)

### × 最高裁の判断枠組み

国の権限不行使

権限を定めた法の趣旨・目的・権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、不行使が許容限度を逸脱して著しく合理性を欠くときは違法。

昭和33年頃には医学的知見が確立し、局所排気装置の義務付けに必要な技術的知見もあった。

昭和33年5月26日(労働基準局長通知)から国が規則を定め装置を義務付けた

昭和46年4月28日までに働いた原告に対し  
第1陣(和解:最高裁認定額と同様):

原告27人に約2億7000万円

第2陣:

原告54人に約3億3000万円

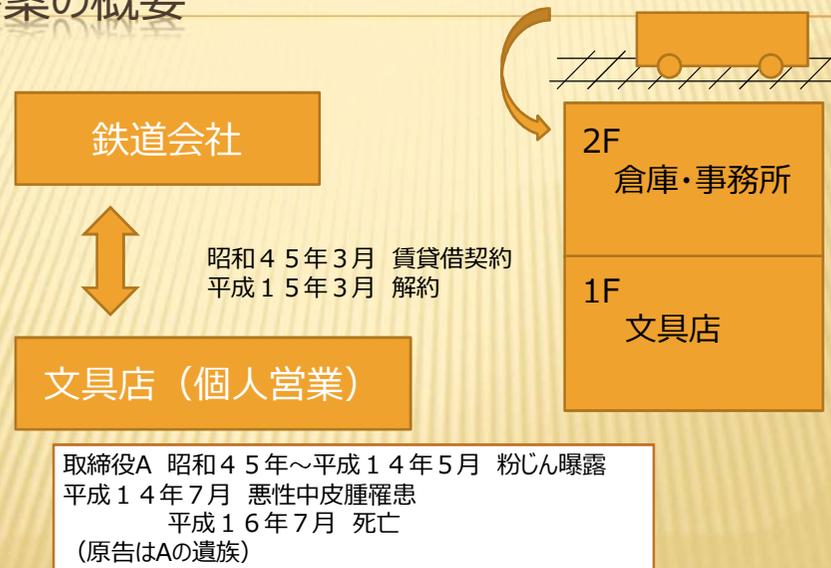
(国の責任は2分の1)

(写真出典 関西労働者安全センター)



吹き付けアスベストによる工作物責任の判断枠組みを示した判例  
平成25年7月12日 最高裁判決

## 事案の概要



## 使用された吹き付け材アスベスト

アスベストの中でも危険性が高い。

- × アスベスト(クロシドライト25%)含有吹き付け材が約3センチの厚さでむき出しのまま施行。



鉄道の振動により、昭和62～63年以降は、アスベスト繊維が粉じんとなって飛散し、倉庫内の商品棚・商品・床面等に降り積もっていた。

平成15年の測定（平均）：  
 非作業時：3.09 f/L  
 清掃・搬入時：18.8 f/L  
 商品搬出時：6.71 f/L  
 （本件石綿撤去工事前：220 f/L）



(写真出典 関西労働者安全センター)

## 原告の主な請求

### 工作物責任に基づく損害賠償請求

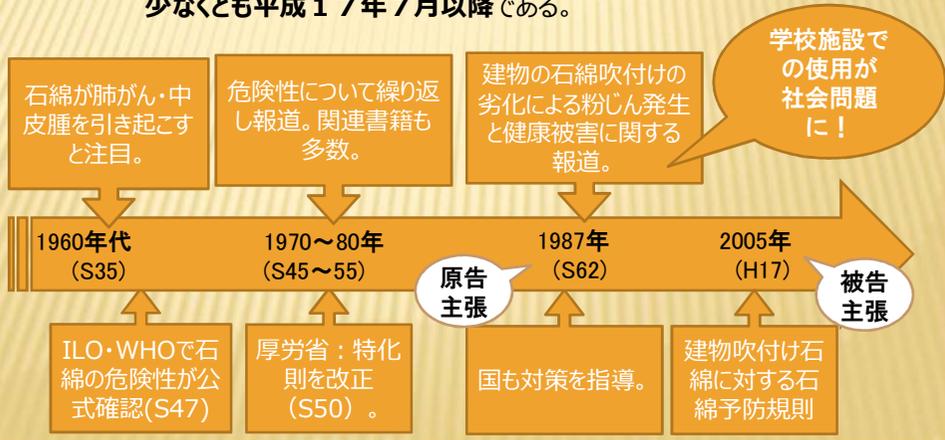
- 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じたとき、工作物の占有者は、被害者に対して損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。（民717条1項）。

占有者・・・必要な注意をすれば責任は免れる。

所有者・・・無過失責任。

## 本件建物に瑕疵が生じた時期の主張

原告主張：少なくとも昭和62年ごろには「通常有すべき安全性を欠く」  
 被告主張：吹付け石綿は昭和62年11月まで指定耐火材として認められ、危険性は世間一般に認識されておらず、建物吹付け石綿に対する国の対策は平成17年7月の石綿障害予防規則が初めてであるので、**少なくとも平成17年7月以降**である。



## 最高裁の判断（平成25年7月12日）

× 被告の工作物責任について  
 「土地の工作物の設置又は保存の瑕疵」とは  
 当該工作物が通常有すべき安全性を欠いていること。

本事例の性質  
 石綿の粉じん曝露の健康被害の危険性についての科学的知見・一般人の知見・法令上の規制を含む行政的な対応は時とともに変化している。

土地工作物責任を負うか否かは・・・

## 最高裁の判断（平成25年7月12日）

× 工作物責任についての判断枠組み

① 人がその中で勤務する本件建物のような建築物の壁面に吹き付け石綿が露出していることをもって**当該建築物が通常有すべき安全性を欠くと評価されるようになったのはいつの時点かを証拠に基づいて確定した上で**

② その時点以降に、Aが本件建物の壁面に吹き付けられた石綿の粉じんに曝露したことで、Aの悪性中皮腫の発症との間に**相当因果関係を認めることができるか否か**を審理して初めて判断できる。

原判決は  
 「いつから通常有すべき安全性を欠くか」を明らかにしていない。

⇒高裁に差戻し

① 違法となった時期

② ①以降の損害との因果関係

## 差戻し控訴審の判断（平成26年2月27日）

① 瑕疵があると評価されるようになった時期：  
 昭和63年2月

遅くとも、環境庁・厚生省が通知を発した「昭和63年2月ころ」には、建築物の吹付けアスベストの曝露による健康被害の危険性及びアスベストの除去等の対策の必要性が広く世間一般に認識されるようになったと認めるのが相当。

### その他の点

- 昭和63年以降も吹付けアスベストが露出したままの建物が多数存在した点・・・対応が追い付かなかったにすぎない。
- 吹付けアスベストに対する明確な規制がされたのが平成17年である点・・・行政の規制は諸般の事情で本来規制されるべき時期より遅れて規制されることはよくあり、「瑕疵があると評価されるようになった時期」の認定を妨げない。

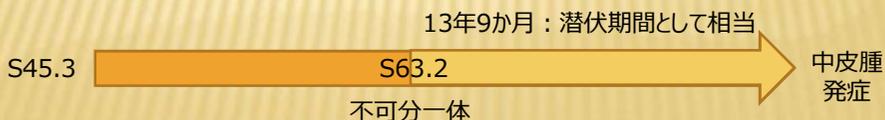
## 差戻し控訴審の判断（平成26年2月27日）

②①以降の粉じん暴露と中皮腫発症の相当因果関係：  
あり

石綿粉じん暴露と石綿関連疾患との間には関係があり、被告の責任期間は昭和63年2月からでも約**13年9ヶ月**という長期間で、それ自体中皮腫の**潜伏期間として相当**と考えられる期間である。

被告の**責任期間内の暴露と責任期間外の暴露の両者が不可分一体となって被害者を中皮腫に罹患させた**と推認するのが相当である。

被害者の中皮腫がもつばら被告の責任期間外の暴露によるとの疑いを抱かせる程度の反証がない以上、被告の責任期間内の石綿粉じん暴露と石綿関連疾患との相当因果関係は高度の蓋然性をもって立証されている。



## 最高裁の判断の枠組み

### × 最高裁の判断

知見の発展とともに瑕疵と認識された場合の工作物責任の有無について、瑕疵と判断される基準時と、それ以降の損害との間に相当因果関係を認定することを求めるもの。

### × 今回の判例で判断されていないこと

- ・アスベスト使用建物がいつからが瑕疵と判断されるか
- ・アスベスト使用建物の瑕疵の存否の判断の考慮要素
- ・債務不履行・不法行為責任の前提となるアスベストの被害に対する予見可能性の判断枠組み

# 大阪泉南アスベスト国賠訴訟

安倍首相  
塩崎厚労相

直ちに全面解決の  
政治決断を！

最高裁、国の責任を認める



昨日、最高裁判所第1小法廷（白木勇裁判長）は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟について、国の規制権限不行使の違法を認め、原告勝訴の判決を言い渡しました。

国は、労働者の生命・健康を保護するために、「できる限り速やかに」「適時にかつ適切に」

規制権限を行使しなければならぬ。国が、産業発展を最優先し、国民の生命・健康を犠牲にすることがあつてはならない。昨日の最高裁判決は、この当たり前の正義を確認したものです。

大阪・泉南地域は70年以上も前から深刻なアスベスト被害が続く、わが国のアスベスト被害の原点です。2006年5月の提訴後、すでに14名の原告が死亡し、他の原告も高齢化と病状の悪化が進んでいます。原告らの「命あるうちに解決を」の願いは切実です。

国は、最高裁判決を真摯に受け止め、1日も早く泉南アスベスト訴訟の全面解決を決断すべきです。

## 私たちの3つの基本的な解決要求

- ①国による真摯な謝罪  
深刻な被害の発生・拡大させ、かつ救済を長引かせたことに対する真摯な謝罪
- ②原告らに対する賠償  
最高裁判決を基準にした、政治決断による速やかな1陣・2陣の一括解決
- ③協議の場の設置  
原告以外の泉南地域の被害者の救済、残存アスベストの除去等に向けた協議

	国の責任	昭和46年までの違法【注1】	昭和46年以降の違法【注2】
1陣地裁	○	○	○
1陣高裁	×	×	×
2陣地裁	○	○	×
2陣高裁	○	○	○
最高裁	○	○	×

注1：局所排気装置の設置義務付け

注2：濃度規制の強化・防じんマスクの着用義務付け等

大阪泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団  
連絡先 村松昭夫弁護士 06-6369-0309

平成25年7月12日最高裁判決 参考画像  
(関西労働者安全センター提供)

左上：文具店内の掃除の状況

左下及び右下：文具店吹きつけ青石綿



# 建物解体・改修における アスベスト飛散事故と裁判例

東京弁護士会  
公害環境特別委員会  
アスベスト部会  
3月14日

事例1  
中野区内のスーパーマーケット  
解体での  
アスベスト飛散事故訴訟

近隣住民との訴訟上和解  
飛散事故 平成17年4月頃  
訴訟 平成18-21年







## 時系列

- |           |   |
|-----------|---|
| 平成16年9月   | 工事予定段階で区に住民が相談。                                       |
| 平成17年1-2月 | 事前の住民説明会1、2回目   |
| 3月        | 解体工事開始  |
| 4月15日一    | 粉じんが飛散。近隣住民のベランダに粉じん付着。<br>ぞうきんで拭く。(後にアスベストが後に検出される。) |
| 4月25日     | 騒音規制違反につき始末書区が指示                                      |
| 4月28日     | 区が石綿関連の違反を業者に指摘。                                      |
| 4月30日     | 第3回住民説明会:アスベストは無いと業者が断定。<br>:住民は素材調査を要請。              |
| 5月2日      | 素材を採り、調査に出す。  |
| 5月10日     | 素材からアスベストが見つかる。                                       |
| 5月19日     | 謝罪、工事中断。  |
| 6月2日      | 解体工事協定書を住民と業者が結ぶ。                                     |
| 6月        | アスベスト除去工事完了。  |
| 8月        | 区長による解体業者への遺憾表明。<br>近隣住民が業者に謝罪と損害賠償を求める交渉。            |
| 平成18年     | 提訴。   |
| 約2年後      | 訴訟上の和解。   |

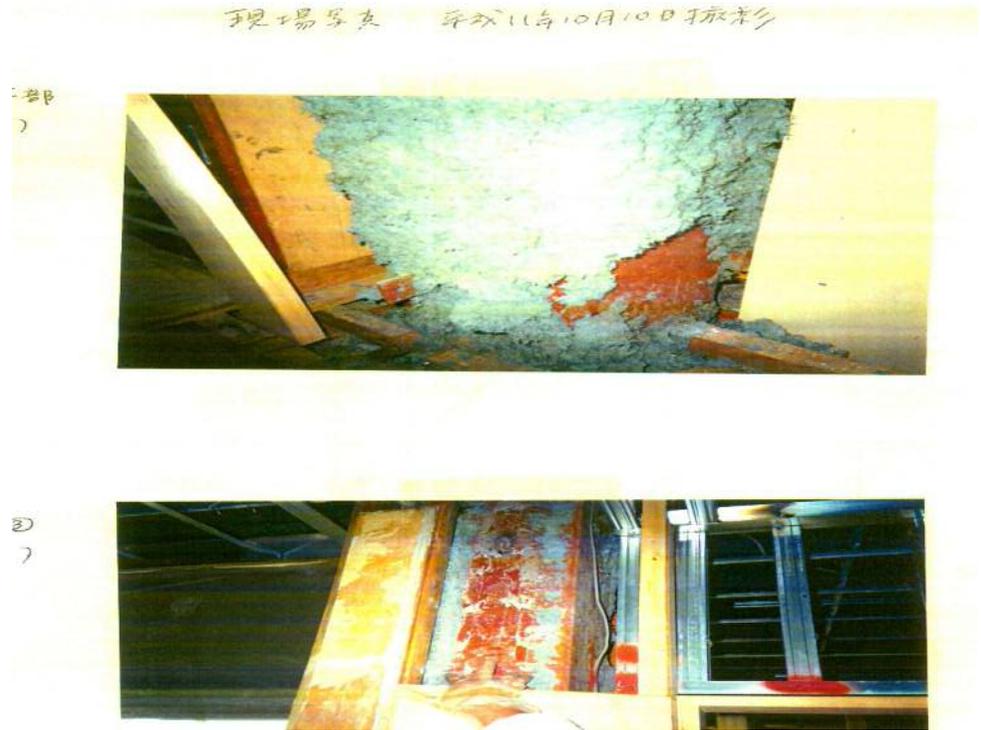
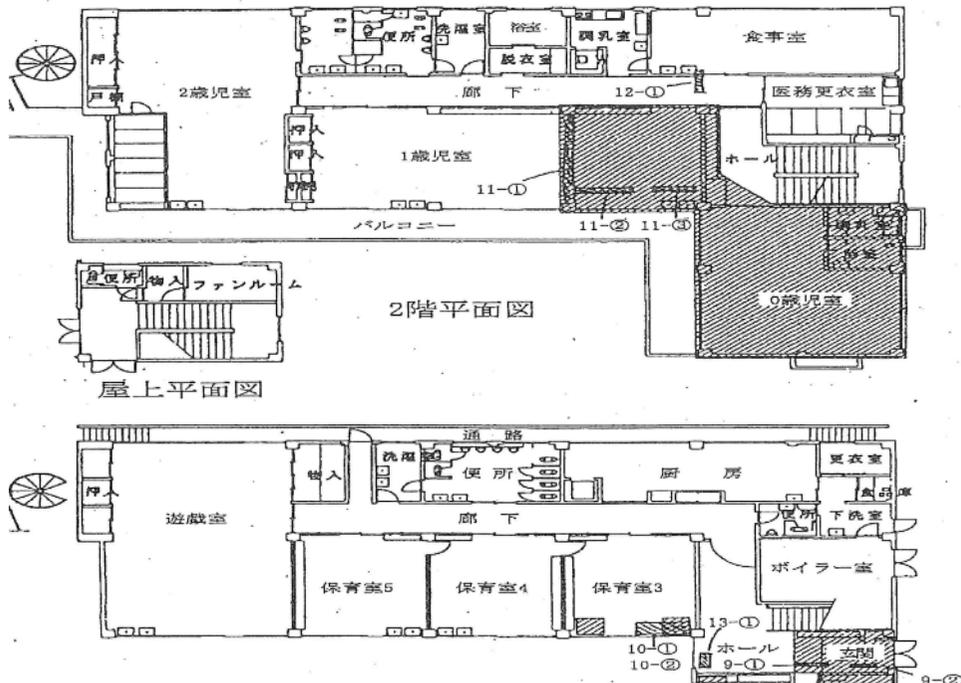
訴訟 平成18年 提訴

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| <b>原告</b> | <b>近隣住民25名(就業者含む。)</b>             |
| <b>被告</b> | <b>建物所有者(解体目的で購入)<br/>解体業者</b>     |
| <b>請求</b> | <b>損害賠償<br/>(*建材の専門家が専門委員となる。)</b> |
| <b>和解</b> | <b>約300万円</b>                      |

## 事例2 文京区立S保育園改修工事 アスベスト曝露事件

保育園で、平成11年1999年に改修工事。  
アスベストの飛散する場所で保育した。  
文京区の安全配慮義務違反等。  
平成15年 1次提訴  
平成16年 訴訟上の和解

-74-



## さしがや保育園アスベスト飛散 事件訴訟

1次原告 園児・保護者6名(全園児108名のうち)

2次原告 園児・保護者2名

被告 文京区, 改修業者, 電気設備業者,  
水工事業者

請求の趣旨 損害賠償金

司法改革のモデルケース・プロセスカード

・陳述録取制度的運用

・証拠開示的扱い

発症リスク上昇 ・約1週間で東京大気での一生分との報告書。

和解 1次300万円の支払い、2次約60万円

謝罪, 健康対策実施

(建築アスベスト対策実施, 工事状況リスト公開。

民間工事の指導徹底、2次和解後に、要綱・協定締結)

### 事例3 神奈川県綾瀬市立小学校 煙突解体事件

煙突内のアスベストを除去せずに解体  
→生徒在校中  
→コンクリートとしてリサイクル(再生砕石)  
途中で気付いた住民が知らせる。  
→工事中断→リサイクル先不明  
住民訴訟(違法工事の費用返還を求める)

### 建設リサイクル法

- ・危険なアスベストはリサイクルできない  
→解体・改修前に除去しなければならない。  
→分別解体計画  
→契約締結前に、文書で説明する義務を負う  
(建リ法12条)
- ・契約締結前の説明義務は、調査義務を要するか？  
→要する が簡略なもので足りるとされた  
(横浜地裁判決)  
⇔見積金額を途中変更せず、無いとして、事故多数！  
→より慎重な調査義務があると解すべき。(要改正)

### 事例4 レベル3の飛散と、土壌汚染

H23年 9月 台風で外壁スレートが飛ぶ。  
10月 住民説明会では三浦市も立会い、  
手ばらし・湿潤化を約束。  
21-26日 ハンマー・電動のこぎりで叩き割る。  
隣地へアスベストスレートが飛散。  
H25年8月 隣地所有者による損害賠償請求  
訴訟の提訴(1審係属中)。  
不法行為、工作物責任。





## 事例5

### 周辺住民とのリスクコミュニケーションで アスベスト飛散が防止できたケース

【概要】厚生年金会館(新宿区)の解体工事における  
石綿飛散・曝露防止の立入り調査

【当事者】 ① 土地・建物購入企業(カメラ・家電量店)  
② 解体事業者  
③ 解体現場に隣接する区立保育園保護者

【時期】 2010年2月頃から11月頃

【経過】 説明会、協定交渉、立入り調査、改善

## 協定要求と、合意への流れ

＜住民の要求＞

- ①立入調査(新宿区の指定する者による)  
⇒アスベスト対策漏れを指摘できた。
- ②飛散事故時の対応の取決め  
・0.6本/リットルを超えたら工事中止、  
・あらかじめ決めておいた転園先に転園できる。

＜協定難航＞⇒住民のビラまき

→工事業者は肯定

→新宿区は渋る

工事業者が工事進行の為、協定への動き

## 周辺住民とのリスクコミュニケーション

周辺住民は、

- ①工事によってリスクを負わされる恐れがある。
- ②工事によって金銭的利益をえない。

↓ ↓ ↓

+情報があれば +専門家の協力で

↓

行動

- ・ 周辺住民こそ、環境被害について、改善しうる。

## 法的・社会的サポート

- ・利益相反禁止規定・分離発注を環境法に導入を。
- ・罰則の強化と発動を。
- ・補助金制度の活用を促進すること。
- ・自治体・弁護士など法的インフラの充実を  
(解体・改修・不動産売買・破産処理・空き家対策に  
関わる場合に、責任が生じうること) 以上 28

## 民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度の創設状況等について

### 1. 民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度の創設状況

平成 23 年 4 月 1 日時点

	補助制度創設済			融資等 にて対応	補助制度 創設 検討中	制度 終了	補助制度 創設予定 なし	計
	合計	うち 調査	うち 除去等					
都道府県	14 (29.8%)	6 (12.8%)	13 (27.7%)	22 (48.9)	6 (10.6%)	5 (10.6%)	0 (0%)	47 (100%)
政令指定 都市	19 (100%)	19 (100%)	19 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	19 (100%)
市区町村	331 (19.1%)	311 (18.0%)	164 (9.5%)	15 (0.9%)	324 (18.7%)	20 (1.2%)	1,038 (60.1%)	1,728 (100%)
<b>合計</b>	<b>364 (20.3%)</b>	<b>336 (18.7%)</b>	<b>196 (10.9%)</b>	<b>38 (2.1%)</b>	<b>329 (18.4%)</b>	<b>25 (1.4%)</b>	<b>1,038 (57.8%)</b>	<b>1,794 (100%)</b>

※補助制度については住宅・建築物安全ストック形成事業【旧優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）】のほか、地域住宅交付金、公共団体単費補助を含む

※「補助制度創設済」の合計は調査に係る補助制度及び除去等に係る補助制度の重複を除いている

※「補助制度創設済」かつ「融資等にて対応」の公共団体については「補助制度創設済」にカウント

※「融資等にて対応」かつ「補助制度創設検討中」の公共団体は「融資等にて対応」にカウント

### 2. アスベスト対策に係る国庫補助の実施状況

○平成 18 年 2 月から平成 22 年 3 月末までにおける住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修、旧優良建築物等整備事業（アスベスト改修型））の執行状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	調査・設計		除去等		国費 計
	件数	国費	件数	国費	
公共建築物	6,719	4 億 7,690 万円	1,339	47 億 0,864 万円	51 億 8,554 万円
民間建築物	802	5,729 万円	412	6 億 3,276 万円	6 億 9,005 万円
<b>合計</b>	<b>7,521</b>	<b>5 億 3,419 万円</b>	<b>1,751</b>	<b>53 億 4,140 万円</b>	<b>58 億 7,559 万円</b>

※この他、(独)都市再生機構への補助(17 億 5,071 万円)を含めて、76 億 2,630 万円を執行  
(参考)住宅・建築物安全ストック形成事業(アスベスト改修)の予算について

(旧優良建築物等整備事業(アスベスト改修型))

平成 17 年度 50 億円

平成 18 年度 30 億円(優良建築物等整備事業予算額 52 億円の内数)

平成 19 年度 優良建築物等整備事業予算額 48 億円の内数

平成 20 年度 優良建築物等整備事業予算額 40 億円の内数

平成 21 年度 住宅・建築物安全ストック形成事業予算額 190 億円の内数

平成 22 年度 社会資本整備総合交付金 2.2 兆円の内数

平成 23 年度 社会資本整備総合交付金 1.75 兆円及び地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数

# 民間建築物に対するアスベスト補助制度の創設状況

平成23年4月1日時点

都道府県	民間に対する補助制度の創設状況等
北海道	融資対応
青森県	融資対応
岩手県	融資対応
宮城県	融資対応
秋田県	融資対応
山形県	融資対応
福島県	制度終了
茨城県	○(除去)
栃木県	融資対応
群馬県	融資対応
埼玉県	○(調査+除去)
千葉県	融資対応
東京都	利子補給
神奈川県	融資対応
山梨県	○(除去)
長野県	○(除去)
新潟県	融資対応
富山県	○(調査+除去)
石川県	融資対応
岐阜県	制度終了
静岡県	○(除去)
愛知県	○(除去)
三重県	融資対応

都道府県	民間に対する補助制度の創設状況等
福井県	融資対応
滋賀県	融資対応
京都府	融資対応
大阪府	融資対応
兵庫県	制度終了
奈良県	制度終了
和歌山県	融資対応
鳥取県	制度終了
島根県	○(除去)
岡山県	制度終了
広島県	融資対応
山口県	○(調査+除去)
徳島県	○(調査+除去)
香川県	補助制度創設検討中
愛媛県	融資対応
高知県	補助制度創設検討中
福岡県	融資対応
佐賀県	○(調査)
長崎県	○(調査+除去)
熊本県	○(除去)
大分県	補助制度創設検討中
宮崎県	補助制度創設検討中
鹿児島県	補助制度創設検討中
沖縄県	○(除去)

政令市	民間に対する補助制度の創設状況等	
札幌市	○(調査+除去)	
仙台市	○(調査+除去)	
さいたま市	○(調査+除去)	
千葉市	○(調査+除去)	
横浜市	○(調査+除去)	
川崎市	○(調査+除去)	
相模原市	○(調査+除去)	
新潟市	○(調査+除去)	
静岡市	○(調査+除去)	
浜松市	○(調査+除去)	
名古屋市	○(調査+除去)	
京都市	○(調査+除去)	
大阪市	○(調査+除去)	
堺市	○(調査+除去)	
神戸市	○(調査+除去)	
岡山市	○(調査+除去)	
広島市	○(調査+除去)	
福岡市	○(調査+除去)	
北九州市	○(調査+除去)	
	都道府県	政令市
○ 補助制度創設	14	19
利子補給 融資対応	22	0
補助制度創設 検討中	5	0
制度終了	6	0
合計	47	19

# 民間建築物に対するアスベスト補助制度の創設状況【政令市を除く全国市区町村】

平成23年4月1日時点

都道府県	民間に対する補助制度の創設状況(市区町村数)					小計
	補助制度創設済	融資等にて対応	補助制度創設検討中	制度終了	補助制度創設予定なし	
北海道	4	2	30		142	178
青森県	1		20		19	40
岩手県			2		32	34
宮城県			4		30	34
秋田県	1	1	6		17	25
山形県	1		21		13	35
福島県	1		2	4	52	59
茨城県	2		5		37	44
栃木県	3		2		22	27
群馬県	2	1	24		8	35
埼玉県	3		5		55	63
千葉県	5		13		35	53
東京都	20	9	1	2	30	62
神奈川県				1	29	30
山梨県	19		5		3	27
長野県	20		4		53	77
新潟県	7	1			21	29
富山県	3			2	10	15
石川県	1		1		17	19
岐阜県	19		7		16	42
静岡県	19		7		7	33
愛知県	17		7		29	53
三重県			4		25	29
福井県	17					17
滋賀県	16		3			19
京都府				1	24	25
大阪府	11				30	41
兵庫県	3				37	40
奈良県	15		5		19	39
和歌山県			2		28	30

都道府県	民間に対する補助制度の創設状況(市区町村数)					小計
	補助制度創設済	融資等にて対応	補助制度創設検討中	制度終了	補助制度創設予定なし	
鳥取県	10		9			19
島根県	2		15	4		21
岡山県	26					26
広島県	3	1	7	1	10	22
山口県	4		8	5	2	19
徳島県	7		17			24
香川県					17	17
愛媛県	20					20
高知県			34			34
福岡県	1		3		54	58
佐賀県	1		8		11	20
長崎県	15		3		3	21
熊本県	15		28		2	45
大分県	14		4			18
宮崎県			6		20	26
鹿児島県	1				42	43
沖縄県	2		2		37	41

※「補助制度創設済」の合計は調査に係る補助制度及び除去等に係る補助制度の重複を除いている

※「補助制度創設済」かつ「利子補給、融資対応」の公共団体については「補助制度創設済」にカウント

※「融資等にて対応」かつ「補助制度創設検討中」の公共団体は「融資等にて対応」にカウント

	市区町村数(政令市除く)	
補助制度創設済	331	19.2%
融資等にて対応	15	0.9%
補助制度創設検討中	324	18.8%
制度終了	20	1.2%
補助制度創設予定なし	1038	60.1%
合計	1728	100.0%

# 地方自治体の補助制度創設状況

平成23年4月1日時点

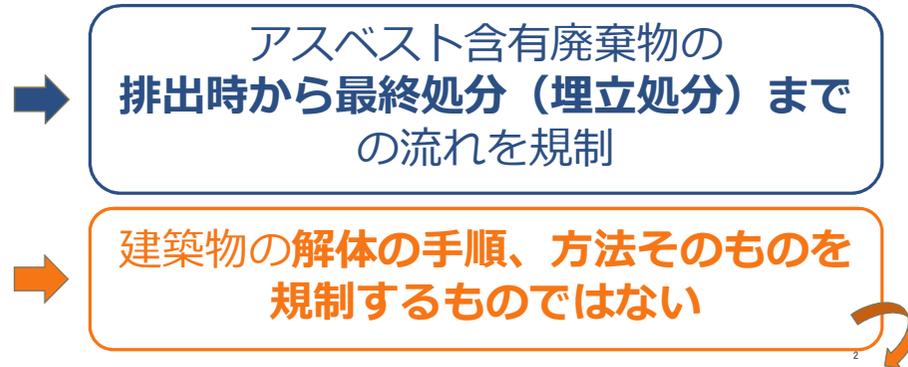
地方公共団体	制度創設済		融資等にて対応		補助制度 創設 検討中	制度終了	補助制度 創設予定なし
	調査	除却等	利子補給	融資			
北海道集計	5	2	1	3	31	0	143
北海道				○			
札幌市	○	○					
旭川市	○	○					
苫小牧市				○	○		
江別市					○		
千歳市					○		
恵庭市					○		
北広島市							○
石狩市					○		
当別町							○
新篠津村							○
函館市	○						
北斗市					○		
松前町							○
福島町							○
知内町							○
木古内町							○
七飯町							○
鹿部町							○
森町							○
八雲町							○
長万部町							○
江差町							○
上ノ国町							○
厚沢部町							○
乙部町							○
奥尻町							○
せたな町							○
今金町							○
小樽市					○		
島牧村							○
寿都町							○
黒松内町							○
蘭越町							○
二セコ町							○
真狩村							○
留寿都村							○
喜茂別町							○
京極町							○
倶知安町							○
共和町							○
岩内町					○		
泊村							○
神恵内村							○
積丹町					○		
古平町							○
仁木町							○
余市町							○
赤井川村							○
夕張市							○
岩見沢市							○
美唄市							○
芦別市							○
赤平市							○
三笠市							○
滝川市					○		
砂川市					○		
歌志内市							○
深川市					○		
南幌町							○
奈井江町					○		
上砂川町							○
由仁町							○
長沼町							○
栗山町							○
月形町							○

# アスベスト処理と 廃棄物処理法

東京弁護士会  
公害・環境委員会  
アスベスト部会

## アスベストと廃棄物処理法との関係

Q. 廃棄物処理法は何を規制しているか



## 解体の手順、方法等に関する法令

法令	内容	
建築基準法	建築物への石綿含有建材の使用禁止（ <b>建築基準法28条の2</b> ）（→用語集№2）	
建設リサイクル法	石綿含有建材を使用した建築物の解体の際の①調査義務、②分別解体計画構築義務、③計画実施措置、④計画にしたがった実施義務（ <b>建設リサイクル法9条2項、同施行規則2条</b> ）（→用語集№3～5）	
大気汚染防止法	石綿含有建築材料を使用した建築物等の解体作業における作業基準の法定（ <b>法18条の14→同法施行規則16条の4第1号、第2号→別表7</b> ）（→用語集№6～8）	
労働安全衛生法	労働安全衛生法	
	安全衛生規則	石綿作業主任者の法定（ <b>法76条→別表18の23、法77条→別表20の11、施行令6条23号</b> ）、作業環境測定義務（ <b>令21条7号</b> ）、健康診断実施義務（ <b>令22条3号</b> ）
	石綿障害予防規則	石綿含有建築材料を使用した建築物の解体作業等における作業計画、作業手順、作業方法、使用設備・装置、健康診断、作業場の管理等の法定

## 「廃棄物」とは

廃棄物（廃棄物処理法2条1項）

：「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」

① **一般廃棄物** = 産業廃棄物以外の廃棄物（→**石綿含有一般廃棄物**）→★ア

② **特別管理一般廃棄物**（令1条）  
= 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれ有するものとして政令で定めるもの

③ **産業廃棄物** = 事業活動によって生じた廃棄物のうち政令で定めるもの（→**石綿含有産業廃棄物**）→★イ

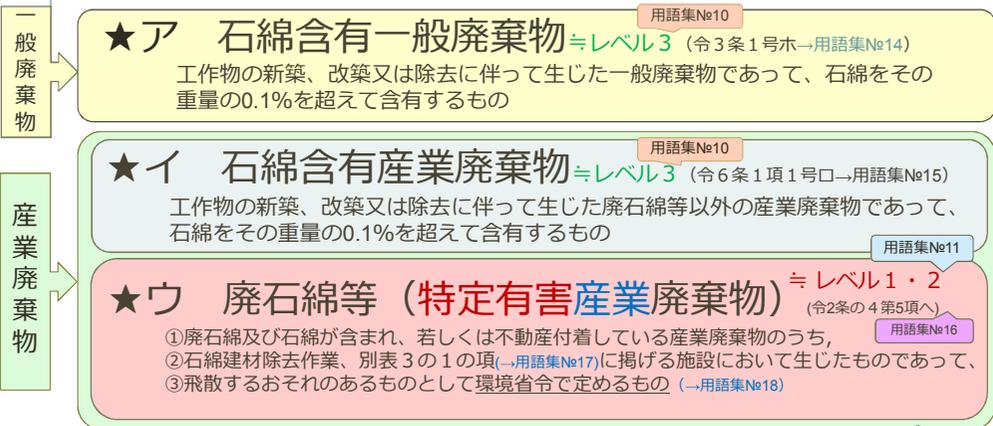
④ **特別管理産業廃棄物**（法2条5項→令2条の4）  
= 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれ有するものとして政令で定めるもの

⑤ **特定有害産業廃棄物**（→**廃石綿**）→★ウ

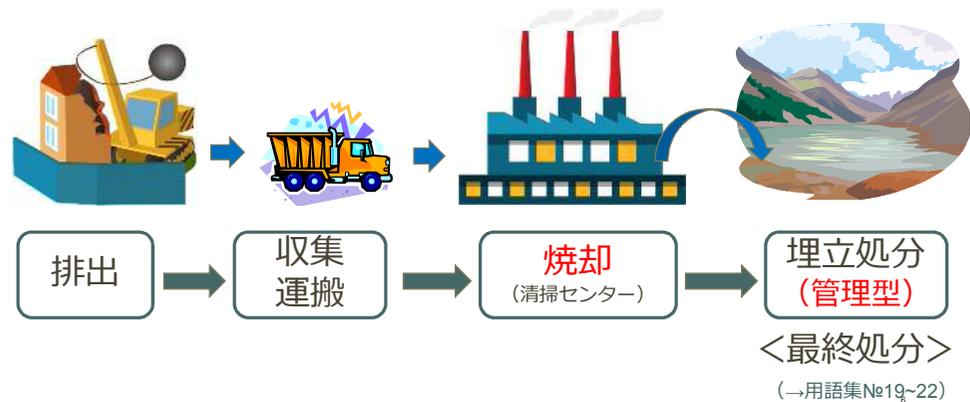
用語集№9

# アスベスト

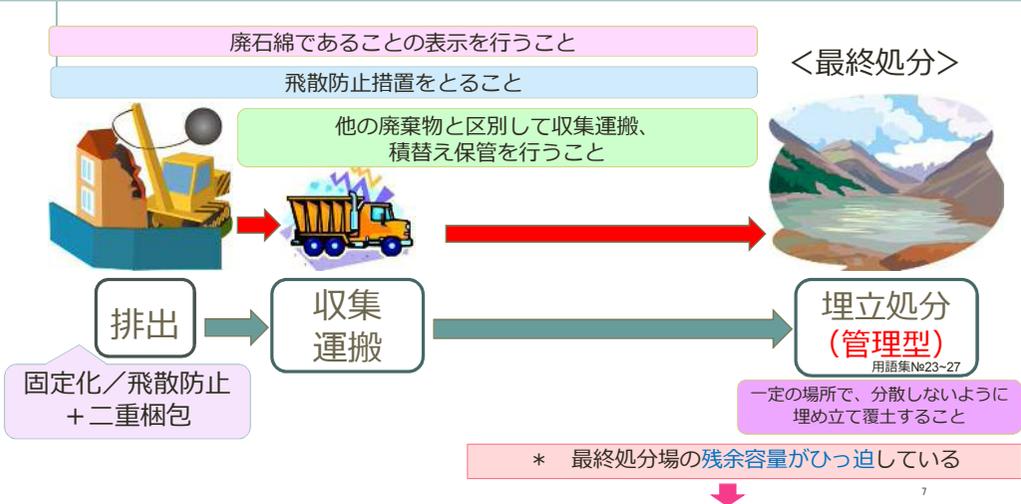
## 廃棄物処理法における分類



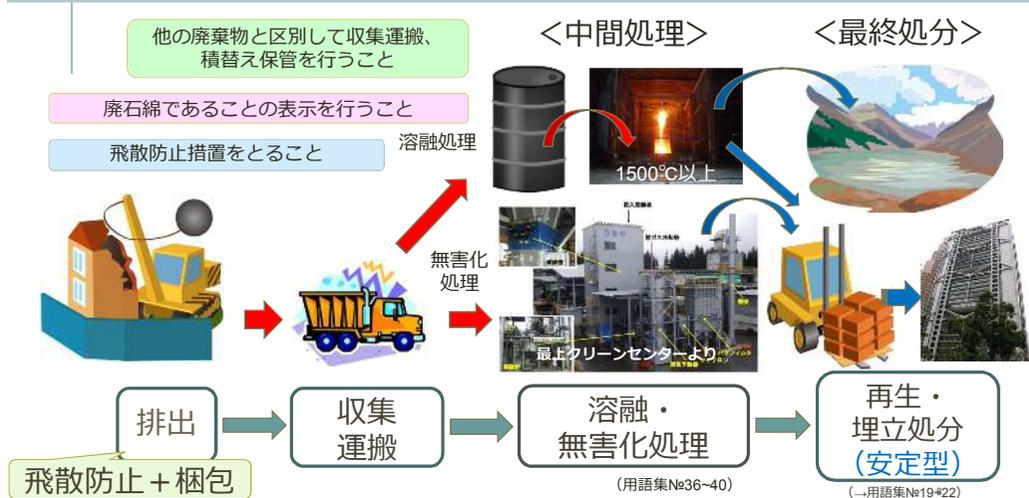
# 一般廃棄物の処理フロー



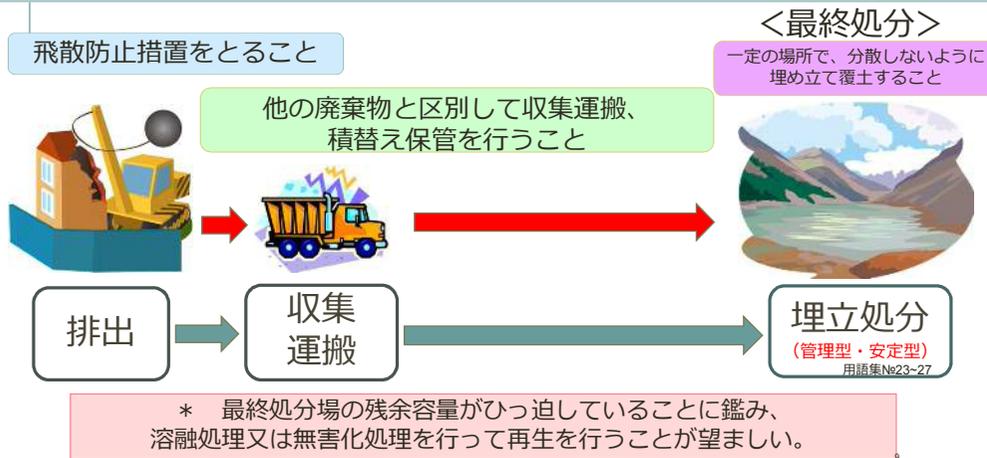
# 廃石綿等の処理フロー 1



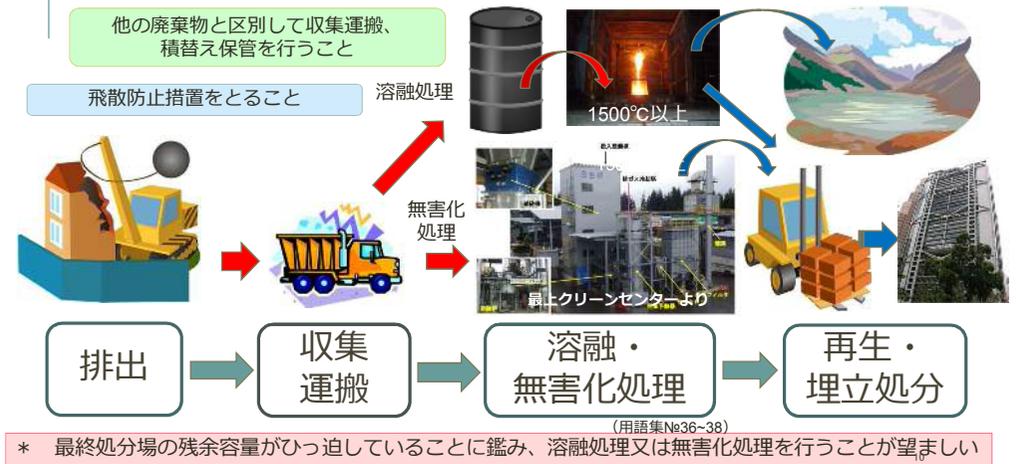
# 廃石綿等の処理フロー 2 (溶融・無害化処理の推奨)



# 石綿含有産業廃棄物の処理フロー 1

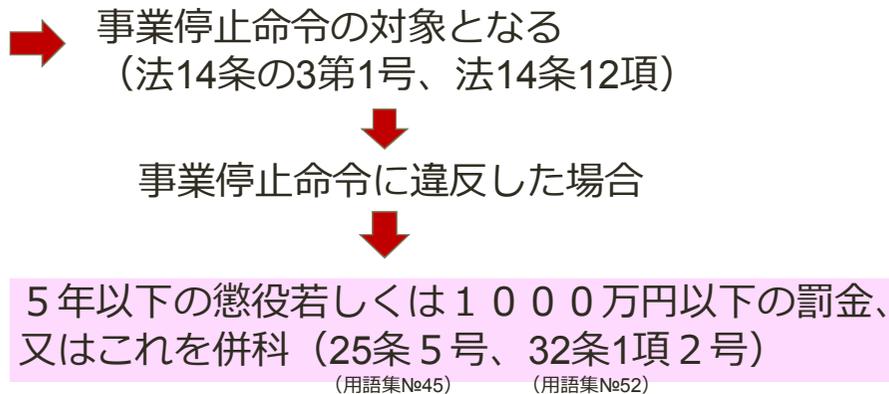


# 石綿含有産業廃棄物の処理フロー



-84-

## Q. 処理基準に違反した場合はどうなる？



## Q. 最終処分場に埋め立てた後はどうなる？

- 1 最終処分場「廃止」の届出を行う (法9条5項、施行規則5条の5の2)
- 2 最終処分場跡地について「指定区域」として指定する (法15条の17)
- 3 都道府県知事は、指定区域の台帳 (指定区域台帳) を調製し、  
保管する (法15条の18) (→用語集№43・44)
- 4 指定区域内において土地の形質の変更を行うには、都道府県知事  
への届出が必要 (法15条の19) (届出義務違反について罰則あり→  
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金：法29条16号) (→用語集№51)
- 5 都道府県知事は、指定区域の土地の形質の変更が環境省令で定める基準  
(施行規則12条の40) に適合しないときは、計画の変更を命じることが  
できる (法15条の19第4項)  
(変更命令違反→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金：法28条2号)  
(→用語集№49)

# アスベストと廃棄物処理法

## 法令・用語集

### 建築基準法28条の2

建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質（次号及び第三号において「石綿等」という。）を添加しないこと。
- 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。
- 三 居室を有する建築物にあっては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

### 建設リサイクル法の目的（第1条）

この法律は、特定の建設資材について、

- ① その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、
- ② 解体工事業者について登録制度を実施すること等により、

- ア 再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、
- イ 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、

もって

生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 建設リサイクル法9条2項

- 1 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第3項又は第3項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。
- 2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準（→規則2条）に従い、行わなければならない。

## 建設リサイクル法施行規則 2 条

- 法第 9 条第 2 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 ①対象建設工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査、②分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査、③対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、④残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査、⑤吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査⑥その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
- 二 前号の調査に基づき、**分別解体等の計画を作成**すること。
- 三 前号の分別解体等の計画に従い、**作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。**
- 四 第 2 号の分別解体等の**計画に従い、工事を施工**すること。

## 大気汚染防止法 2 条 9 項

この法律において「**特定粉じん**」とは、  
 粉じんのうち、**石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの**をいい、  
 「**一般粉じん**」とは、  
**特定粉じん以外の粉じん**をいう。

## 大気汚染防止法 2 条 1 2 項

この法律において「**特定粉じん排出等作業**」とは、  
 (ア) **吹付け石綿**その他の**特定粉じん**を発生し、又は  
 (イ) 飛散させる原因となる**建築材料**で政令で定めるもの  
 (以下「**特定建築材料**」という。)が使用されている建築物  
 その他の**工作物**（以下「**建築物等**」という。）を  
 ①解体し、②改造し、又は③補修する作業のうち、  
**その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるもの**をいう。

## 大気汚染防止法施行規則 別表 7 - 1

石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体作業の遵守事項	
イ	作業場を他の場所から隔離し、作業場の出入口に <b>前室</b> を設置すること。
ロ	作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格 Z 八二二に定める <b>H E P A</b> フィルタを付けた <b>集じん・排気装置</b> を使用すること。
ハ	イの規定により隔離を行った作業場において初めて石綿等の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する <b>集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認</b> し、異常が認められた場合は、 <b>集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</b>
ニ	石綿等の除去を行う日の当該除去の開始前に、 <b>作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認</b> し、異常が認められた場合は、 <b>集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</b>
ホ	除去する石綿等を薬液等により <b>湿潤化</b> すること。
ヘ	イの規定により隔離を行った作業場において初めて石綿等の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する <b>集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認</b> し、異常が認められた場合は、 <b>直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</b>
ト	ハ、ニ及びヘの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。
チ	特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、 <b>特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理</b> すること。

## 産業廃棄物の種類

事業から生じた以下のもの		
燃え殻	紙くず（建設業にかかるもの、紙又は紙加工品の製造業、出版業等から生じたもの、並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る）	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
汚泥	木くず（建設業にかかるもの、木材又は木製品の製造業等から生じたもの等、並びにPCBが染み込んだものに限る）	鉱さい
廃油	繊維くず（建設業にかかるもの、繊維工業にかかるもの、PCBが染み込んだものに限る）	がれき類
廃酸	動植物性残渣	動物のふん尿
廃アルカリ	ゴムくず	動物の死体
廃プラスチック類	金属くず	煤塵

## アスベストのレベルと廃棄物処理法上の区分

	発塵性 (はつじんせい)	建材の種類	廃棄物処理法上の区分
レベル1	著しく高い	石綿含有吹き付け材	廃石綿
レベル2	高い	石綿含有保温材	
レベル3	比較的低い	その他の石綿含有建材	石綿含有廃棄物

## レベル1の具体例（発塵性が著しく高い）



## レベル2の具体例（発塵性が高い）



## レベル3の具体例（発塵性が比較的低い）



## 廃棄物処理法施行令3条1号ホ （石綿含有一般廃棄物の収集運搬基準）

- 法第6条の2第2項（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）項の規定による一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。
- 一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。
  - ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、**破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。**

### 法第6条の2第2項

市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（…以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

## 廃棄物処理法施行令6条1項1号ロ （石綿含有産業廃棄物の収集運搬基準）

- 法第12条第1項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限る…）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。
- 一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第3条第1号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。
  - ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、第3条第1号ホの規定の例によること

### 法第12条第1項

事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く…）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（…以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

## 廃棄物処理法施行令2条の4第5項へ （特定有害産業廃棄物）

- 法第2条第5項（ダイオキシン類対策特別措置法第24条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
- 五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）
  - へ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、①石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）、②別表第3の1の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び③輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限り。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

### 法第2条第5項

この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、①爆発性、②毒性、③感染性④その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

## 廃棄物処理法施行令 別表第3の1の項に掲げる施設

1	大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場
2	大気汚染防止令別表第1の3の項（水銀の精錬の用に供するものに限る。）、5の項（水銀の精製の用に供するものに限る。）並びに10の項及び11の項（水銀化合物の製造の用に供するものに限る。）に掲げる施設
3	第7条第3号、第5号及び第13号の二に掲げる施設（第2条の4第5号ト（2）、リ（12）及びヌ（24）に掲げる廃棄物の処分の用に供するものに限る。）
4 ～ 47	（省略）

## 飛散するおそれのあるものとして 環境省令で定めるもの

1	「建築物等」に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿	
2	建築物等に用いられる材料であって石綿を含むものうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの イ 石綿保温材 ロ けいそう土保温材 ハ パーライト保温材	二 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
3	石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの	
4	令別表第三の一の項に掲げる施設において生じた石綿であつて、集じん施設によって集められたもの（輸入されたものを除く。）	
5	前号に掲げる特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。）	
6	石綿であつて、集じん施設によって集められたもの（事業活動に伴つて生じたものであつて、輸入されたものに限る。）	
7	廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴つて生じたものであつて、輸入されたものに限る。）	

## 最終処分場とは

廃棄物処理法に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、同法に定められた廃棄物の区分に従い埋立処分を行う処分場のこと。

廃棄物の種類に応じて

- ① 安定型最終処分場
- ② 管理型最終処分場
- ③ 遮断型最終処分場

の3類型がある。

## 安定型最終処分場とは

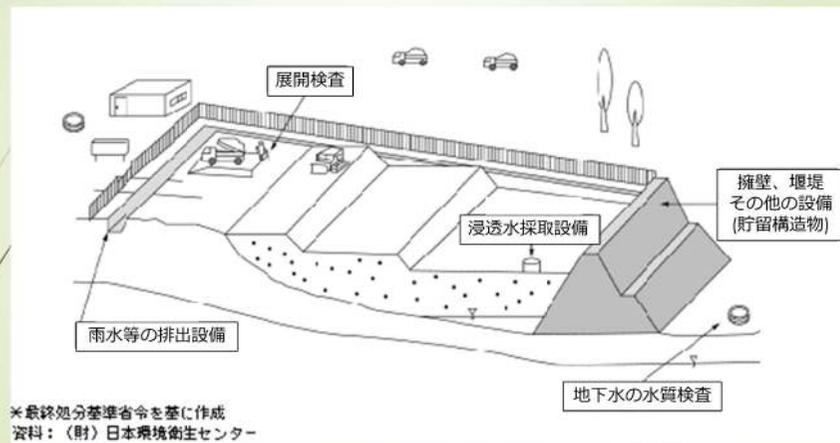
産業廃棄物の最終処分場三類型のひとつ。廃棄物の性状が安定している産業廃棄物である、安定五品目

- ① 廃プラスチック類、
- ② ゴムくず、
- ③ 金属くず、
- ④ 建設廃材、
- ⑤ ガラスくず、陶磁器くず、

安定五品目

＋  
⑥ これらに準ずるものとして石綿熔融廃棄物が埋め立てられる。

## 安定型最終処分場 構造図



※最終処分基準省令を基に作成  
資料：(財)日本環境衛生センター

環境省「平成19年版環境／循環白書」より

## 安定型最終処分場



(株式会社スカラベサクラ 第二最終処分場 <http://www.daiken-green.co.jp/news/news20070418-000419.html>より)

## 管理型最終処分場とは

最終処分場のうち、遮断型処分場・安定型処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる処分場。



具体的には、**廃油（タールピッチ類に限る）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体および燃え殻、ばいじん、汚泥、銚さい等およびその廃棄物を処分するために処理したもの**（施行令第2条第13号）が埋立処分される（施行令第7条第14号八）。

埋立廃棄物中の有機物等の分解や金属等の溶出に伴い、汚濁物質を含む保有水等（埋め立てられた廃棄物が保有する水分および最終処分場内に浸透した地表水）やガスが発生するため、最終処分場内部と外部を貯留構造物や二重構造の遮水工によって遮断し、保有水等による地下水汚染を防止するとともに、発生した保有水等を集排水管で集水し、浸出液（最終処分場の外に排出された保有水等）処理施設で処理後に放流する。また、発生したガスは、ガス抜き設備によって、埋立廃棄物層から排出する。

Q. 管理型最終処分場であれば  
常にアスベストを埋め立てられる？

➡ No

処分場ごとに埋立許可品目が決まっており、許可品目以外の物を埋め立てることはできない。



アスベストを埋め立てることができるのは、許可品目に「石綿含有廃棄物」もしくは「廃石綿等」の記載がある場合のみ（15条1項、2項4号）

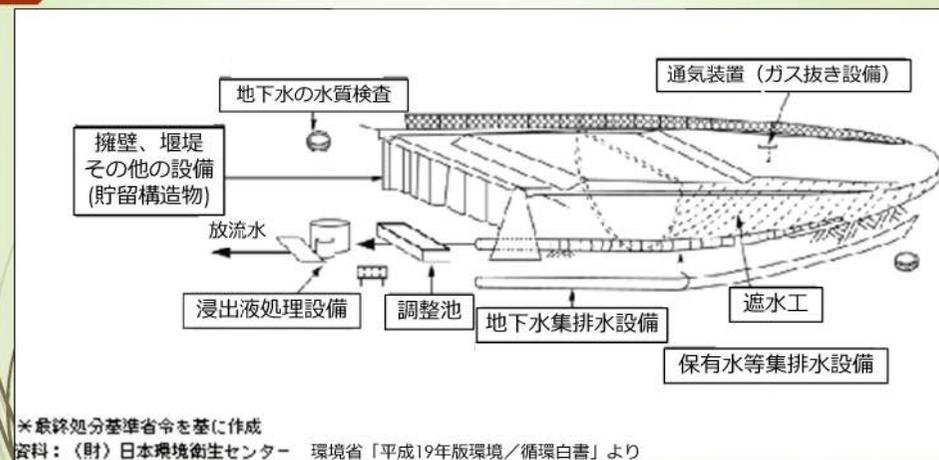
Q. 管理型最終処分場にアスベストを埋め立てる場合の特別な基準があるか

→ Yes

廃棄物処理法施行令6条第3号コ

- (1) 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。
- (2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

## 管理型最終処分場 構造図



## 管理型最終処分場



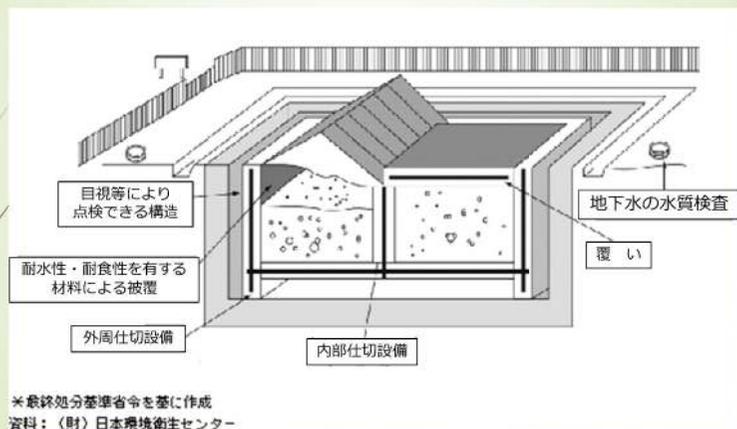
(株式会社明和クリーンHPより)

## 遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる最終処分場。

廃棄物中の有害物質を自然から隔離するために、処分場内への雨水流入防止を目的として、覆い（屋根等）や雨水排除施設（開渠）が設けられる。

## 遮断型最終処分場 構造図



※最終処分基準省令を基に作成  
資料：(財)日本環境衛生センター  
環境省「平成19年版環境／循環白書」より

## 遮断型最終処分場 - 3



(イー・ステージ株式会社HPより)

## 最終処分場の特徴的な構造基準と維持管理基準

最終処分場の種類	構造基準	維持管理基準
安定型最終処分場	浸透水採設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 搬入物の展開検査の実施</li> <li>● 浸透水の水質検査の実施</li> <li>● 周縁モニタリングの実施</li> </ul>
管理型最終処分場	浸出液処理施設の設置 二重の遮水層の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水流入防止措置</li> <li>● 周縁モニタリングの実施</li> <li>● 放流水水質の排出基準の遵守</li> <li>● 発生ガスの適正管理</li> </ul>
遮断型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外周・内部仕切り設備などの貯留構造物の仕様を設定</li> <li>● 一区画の埋立面積 (50㎡以下) と埋立容量 (250㎡以下) の規模を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水流入防止措置</li> <li>● 周縁モニタリングの実施</li> </ul>

## 中間処理とは

廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化すること。

具体的には、廃棄物の性状に応じて焼却、破碎・選別、圧縮・成形、中和、脱水などの処理を行うこと。

## 安定化とは

- ごみの中間処理、処分プロセスにおいて、ごみが**生物的、物理的、科学的に安定な状態になること**、または**そのような状態にすること**をいう。

## 積替保管とは

収集運搬業者が、輸送効率の向上を目的として、少量の産廃が各所に分散しているものを集約したうえ、まとめて処分場などに運搬すること。たとえば、2トン車で運んできた産廃を10トン車に集約して遠方の埋立地へ処分するなど。

積替保管を行うにあたっては、収集運搬業の許可とともに積替え保管の許可を得ることが必要。



## 廃棄物処理法規則第8条の13号第5号二 (廃石綿等の保管基準)

- 法第12条の2第2項の規定による特別管理産業廃棄物**保管基準**は、次のとおりとする。
  - ⑤ 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。
    - 二 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、**梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置**

法第12条の2第2項  
事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、**環境省令で定める技術上の基準**（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

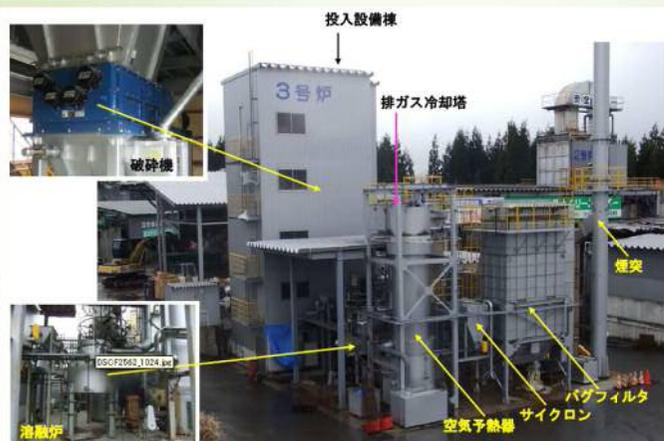
## 無害化処理とは

石綿を含む廃棄物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物について、**高度な技術**を用いて**人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状**にすること



- ア 石綿含有廃棄物等の無害化処理に伴い生ずる物（「無害化処理生成物」）に**石綿が検出されないこと**。
- イ 「検出されない」とは、**位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合において、定量限界（0.1%未満としたもの）を下回ることをいい、具体的な分析方法としては「建材製品中の、アスベスト含有率測定（日本工業規格JIS A 1481）に準拠した方法を用いることと」**する。
- ウ イにおいて、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、**電子顕微鏡を用いた検定を行うこと**。

## アスベスト無害化処理施設（例）

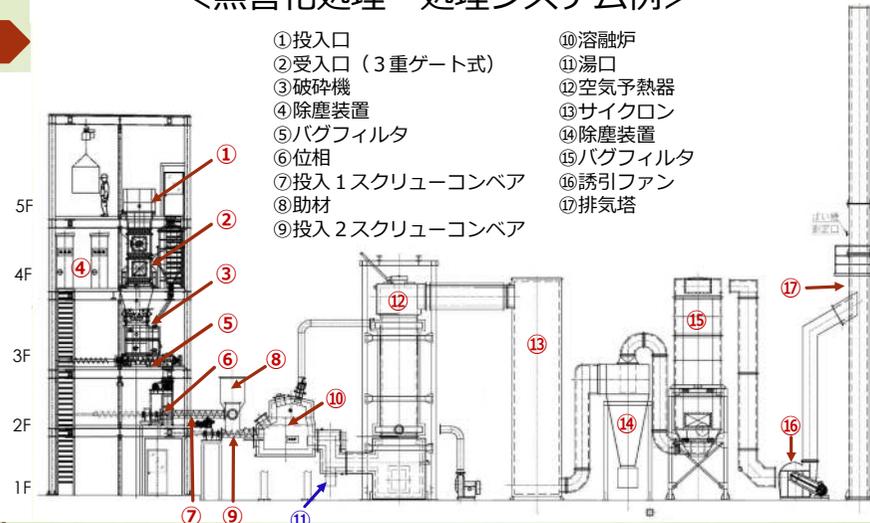


二重ビニール袋詰めされた廃石綿等は、  
①投入口より  
②3重ゲート式受入ホッパを通して  
③破砕機で破砕され、  
④切出、  
⑤位相、  
⑦投入1、⑨投入2スクリュウコンベアによって搬送され、  
⑩助材と共に  
⑩溶融炉に投入される。

溶けた廃石綿等は、  
⑪湯口より連続的に排出され、水冷固化され  
**水砕スラグ (> Ns39) として回収される** (→リサイクル)

(最上クリーンセンター)

## ＜無害化処理 処理システム例＞



## 水砕スラグ



再生細骨材として  
リサイクル可能

飛鳥建設株式会社 プレスリリース  
<https://www.tobishima.co.jp/news/news130329.html>

## 無害化処理と溶融処理との違い

処理法が要求している安定型処分場に搬入可能な中間処理である「**溶融処理**」とは、**1500℃以上の高温での溶融処理**であり、**無害化処理**とは、**1500℃以上の高温による溶融処理とは異なる「高度な技術を用いた方法」によって科学的に石綿の成分を変化させ、無害化処理生成物より石綿成分が検出されないこととする処理方法。**

無害化処理として認められるためには環境省の認定が必要であり、平成26年9月1日現在の無害化処理認定施設は、**全国で2社のみ。**

## 廃棄物処理法9条の10 (石綿含有一般廃棄物の無害化処理に係る特例)

- 1 石綿が含まれている一般廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの**高度な技術を用いた無害化処理**(廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。)を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。
  - 一 当該無害化処理の内容が、当該一般廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
  - 二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
  - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

## 廃棄物処理法15条の4の4 (石綿含有産業廃棄物の無害化処理に係る特例)

- 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として**環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理**を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。
  - 一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
  - 二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
  - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

## 「指定区域台帳」記載事項 (施行規則12条の34第1項,3項)

- 1 指定区域に指定された年月日
- 2 指定区域の所在地
- 3 指定区域の概況
- 4 埋立地の区分
- 5 土地の形質の変更の実施状況
- 6 地下にある廃棄物に**石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量**

## 「指定区域台帳」に添付される図面 (施行規則12条の34第1項,4項)

- 1 土地の形質の変更の実施場所及び施行方法を明示した図面
- 2 指定区域の周辺の地図
- 3 **石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面**

## 廃棄物処理法の罰則（1）

### 5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科

25条1項	1号	無許可営業罪
	2号	営業許可の不正取得
	3号	事業範囲の無許可変更罪
	4号	事業範囲の変更許可の不正取得
	5号	事業停止命令違反、措置命令違反
	6号	委託基準違反
	7号	名義貸しの禁止違反
	8号	処理施設の無許可設置

## 廃棄物処理法の罰則（2）

### 5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科

25条1項	9号	処理施設設置許可不正取得
	10号	処理施設の無許可変更
	11号	処理施設の変更許可の不正取得
	12号	無確認輸出（未遂も含む→25条2項）
	13号	処理業の受託禁止違反
	14号	不法投棄罪（未遂も含む→25条2項）
	15号	焼却禁止違反（未遂も含む→25条2項）
	16号	指定廃棄物の保管・処理禁止違反

## 廃棄物処理法の罰則（3）

### 5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科

25条	2項	第1項12号（無確認輸出罪）	} の未遂
		14号（不法投棄罪）	
		15号（焼却禁止違反）	

## 廃棄物処理法の罰則（4）

### 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこの併科

26条	1号	委託基準違反・再委託禁止違反
	2号	施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反
	3号	施設無許可譲受、無許可借受
	4号	無許可輸入
	5号	輸入許可条件違反
	6号	不法投棄・不法焼却目的の収集運搬（準備罪）

## 廃棄物処理法の罰則（5）

### 1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金

28条	1号	情報処理センターに係る秘密保持義務違反
	2号	土地の形質変更命令・措置命令違反

## 廃棄物処理法の罰則（6）

### 6月以下の懲役または50万円以下の罰金

29条	1号	施設使用前検査受験義務違反
	2号	欠格要件に該当した旨の届出義務違反
	3号	マニフェスト交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載交付
	4号	運搬業者マニフェスト写し義務違反、記載義務違反、虚偽記載
	5号	マニフェスト回付義務違反
	6号	処分業者マニフェスト写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載
	7号	マニフェスト写し保存義務違反
	8号	虚偽マニフェスト交付

## 廃棄物処理法の罰則（7）

### 6月以下の懲役または50万円以下の罰金

29条	9号	マニフェスト未送付による産業廃棄物の引渡
	10号	虚偽マニフェスト送付又は報告
	11号	電子マニフェスト虚偽登録
	12号	電子マニフェスト報告義務違反、虚偽報告
	13号	勧告に係る措置命令違反
	14号	産業廃棄物の処理困難通知義務違反、虚偽通知
	15号	産業廃棄物の処理困難通知写し保存義務違反
	16号	土地の形質変更届出義務違反、虚偽届出
	17号	事故時の応急措置命令違反

## 廃棄物処理法の罰則（8） 両罰規定（法人に対する罰則）

32条 1項1号	3億円以下の 罰金	25条1項1号（無許可営業） 2号（営業許可の不正取得） 3号（事業範囲の無許可変更） 4号（事業停止命令違反、措置命令違反） 12号（無確認輸出） 14号（不法投棄） 15号（焼却禁止違反）
		25条2項（12号、14号、15号の未遂）
	各本条の罰金	25条1項（1号～4号、12号、14号、15号を除く） 26条、27条、28条第2号、29条又は30条

53

### 廃棄物処理法 3 条 1 項 (排出事業者処理責任の原則)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

54

### 公害防止事業費事業者負担法 2 条の 2 (公害防止事業費事業者負担の原則)

事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。

2015/3/14

東京弁護士会シンポジウム アスベスト被害 予防の現状と課題

## 被害、救済の現状とこれからの対策

特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター  
外山尚紀

### 1.アスベストとアスベスト含有建材

アスベスト（石綿）：天然の繊維状ケイ酸塩鉱物、20世紀を通じて全世界で使用されたが、発がん物質のため禁止の方向性。【3】

発がん性：クリソタイル（白）＜クロシドライト（青）、アモサイト（茶）

The Evil Dust - the history of asbestos, an excerpt 【4】

[https://www.youtube.com/watch?v=5yz4H\\_7JFQo](https://www.youtube.com/watch?v=5yz4H_7JFQo)

アスベスト対策の各段階 【5】

1.採掘 2.輸送 3.製造 4.加工

5.調査、分析 6.維持、管理 7.除去、解体 8.廃棄

日本では1.から4.は終了したが、各段階に関わった人々に被害が発生。

今後、5.から8.の各段階で対策を誤るとさらに被害が拡大する。

採掘の例 カナダ セットフォード鉱山 2011年生産中止 【6】

輸送の例 日本 港湾荷役 【8】

製造の例 ヴェトナム スレート工場 【9】

加工の例 日本 2000年 【11】

石綿含有建材 【12-27】

レベル1 吹付け材（吹付け石綿、吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト等）

レベル2 耐火被覆板、配管保温材、折板裏断熱材、煙突用断熱材

レベル3 成形板等その他全て

主なアスベスト含有建材の出荷量とアスベスト使用量

【28】

製品名	石綿含有率 (%)	製品出荷量 (トン)	推定石綿使用量 (トン)	製造終了年
スレート波板	10~15	14,355,120	1,893,405	2004
住宅屋根用化粧スレート	8~15	13,582,000	1,576,020	2004
スレートボード	10~20	5,793,797	918,803	2004
押出成形品	12	3,316,500	397,980	2004
けい酸カルシウム板 (第1種)	5~25	2,345,179	378,575	2004
サイディング	5~15	1,579,000	132,150	2004
スラグ石膏板	5	1,314,844	65,743	2003
石綿含有ロックウール吸音天井板	4	666,442	26,657	1987
バルブセメント板	5	466,400	23,320	2004
けい酸カルシウム板 (第2種)	20~25	22,524	5,511	2004
合計		43,441,806	5,418,164	

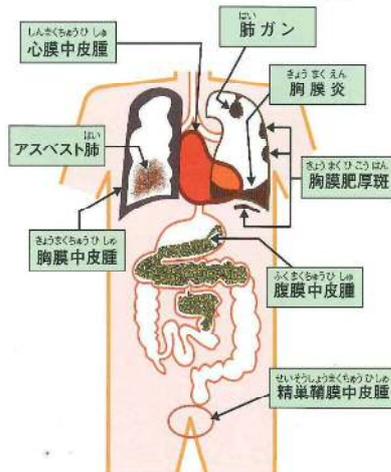
78%

参考「石綿含有建築材料廃棄物量の予測  
量調査結果報告書」(2003年(社)日本  
石綿協会)

「石綿(アスベスト)含有建材データベー  
ス」(2013年版 国土交通省、経済産業  
省)

## 2. アスベスト被害と補償

### アスベストでおきる病気



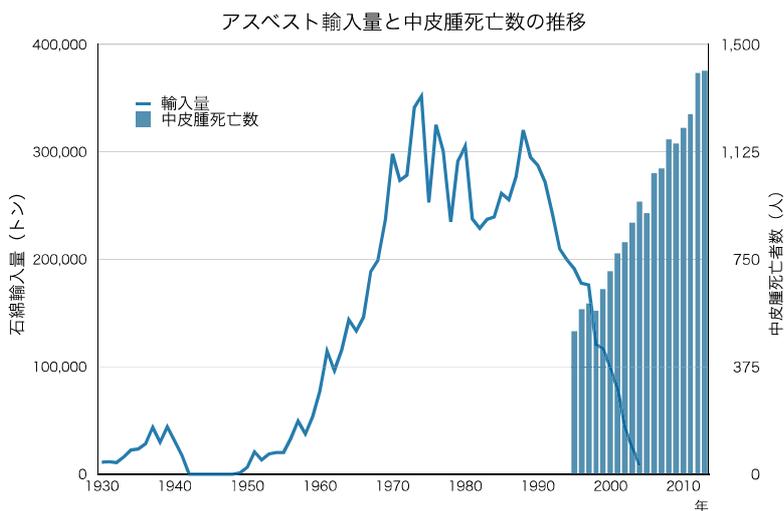
【34】

悪性（がん性）疾患

中皮腫：アスベストが原因の悪性腫瘍

肺がん：年間死亡者数7万人のうち2-3,000人がアスベストによると考えられる。

【35】



2002年 声を上げはじめの被災者 【36】

2005年 6月 クボタショック 5人の中皮腫 【37】

11月 85人の中皮腫

2014年 6月 286人がクボタ見舞金・弔慰金、救済金 書類提出 【38】

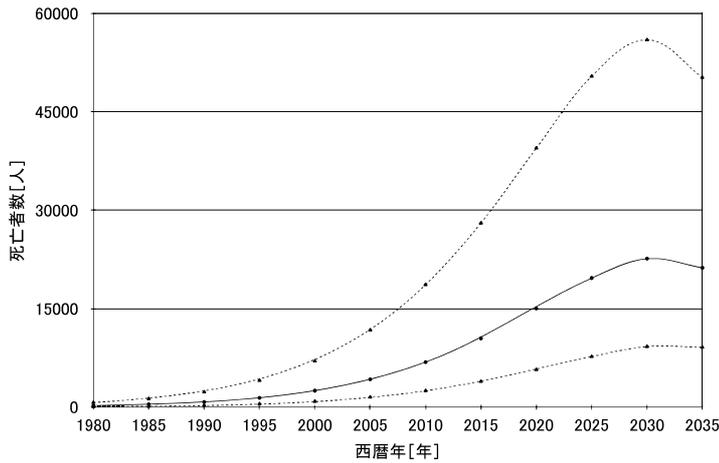
「現在の知識に照らして過去を振り返ると、アスベスト関連疾患の発見と防止の機会をみすみす逃したとつくづく感じざるを得ない」 【41】

トーマス・レジ 元主席産業医療監督官 1934

欧州環境庁編、「レイトレスンズ」、七つ森書館

中皮腫による死亡者の将来予測(Murayama, 2002)

【42】



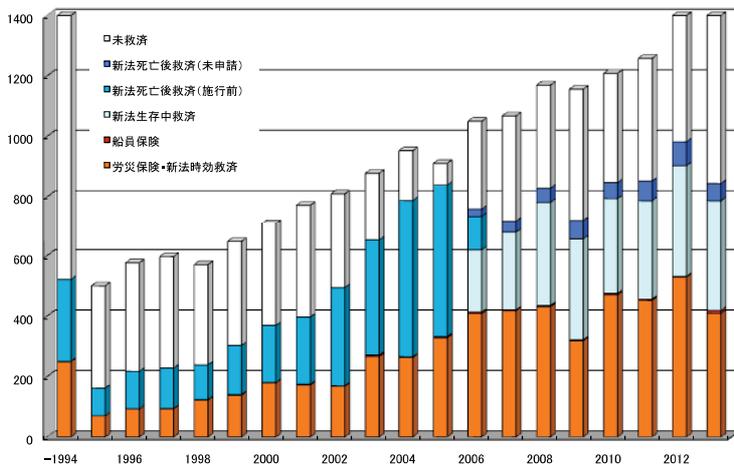
アスベスト関連疾患の補償 【43】

職業ばく露：労働災害保険、船員保険、公務災害保険

その他のばく露（家族ばく露、環境曝露、事業主）：石綿健康被害救済法（2006）

補償の篤さ 労働災害保険 > 石綿健康被害救済法

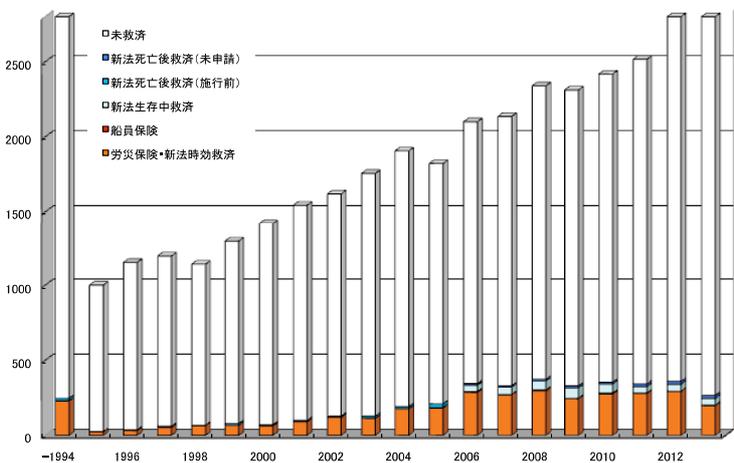
【44】



中皮腫死亡者の救済状況

石綿対策全国連絡会議作成

【45】



肺がん死亡者の救済状況

石綿対策全国連絡会議作成

## アスベストのリスクの特徴【46】

- どこにでもある。大量にある。
- 容易に発じんして目に見えない。臭いもない。
- 閾値がない、致命的な病気を起こす発がん物質。
- 病気の潜伏期間が極めて長い。
- 今後も被害が増え続ける。
- だれでも病気になる可能性がある。

強力な規制と支援が必要

## 3. 建物のアスベストリスク

### 気中アスベスト濃度とばく露濃度【48】

アスベスト粉じん飛散

粉じんの挙動？

作業者のばく露 > 近傍作業者のばく露 > 周辺住民のばく露  
攪乱要因 風、清掃、歩行、付着

測定方法：フィルターに採取 光学顕微鏡400倍で計数

単位：f/ml、f/L

### 気中アスベストの濃度と発がんリスク【49】

ばく露濃度  $A$  f/mL

ばく露時間  $B$  h

ばく露量  $X=A \times B$  (f/mL・h)

ばく露量と発がんリスクは比例する。

疫学データを基にばく露量から発がんリスクを求めることができる。

### アスベストばく露量と発がんリスクの関係の指標【50】

リスク評価指標	曝露量	評価値	条件	1f/mL*時間の100万人に対する発がんリスク
日本産業衛生学会	1f/mL(クリソタイルのみのとき)	肺がんの過剰死亡リスク1000人あたり2.96人 中皮腫の過剰発がんリスク1000人あたり3.59人 計6.55人	労働曝露を想定し、曝露開始16歳、曝露期間50年間、潜伏期間10年、平均存命77歳 曝露時間合計40h×48週×50年間=96000h	0.068
	1f/mL(クリソタイル以外を含む)	肺がんの過剰死亡リスク1000人あたり12.13人 中皮腫の過剰発がんリスク1000人あたり14.71人 計26.84人		0.28
WHO	0.5f/L	喫煙者の肺がん+中皮腫の過剰発がんリスク 100万人あたり40人 非喫煙者の肺がん+中皮腫の過剰発がんリスク 100万人あたり22人	生涯曝露を想定し、曝露時間合計70年間=24h×365日×70年間=613,200h	喫煙者 0.13 非喫煙者 0.072
EPA	0.4f/L	肺がん+中皮腫の過剰発がんリスク 10,000人に1人	生涯曝露を想定し、曝露時間合計70年間=24h×365日×70年間=613,200h	0.41
Hughesモデル	1f/mL(クリソタイルのみ)	肺がんの過剰死亡リスク1000人あたり1.5人 中皮腫の過剰発がんリスク1000人あたり0.9人 計2.4人	学童の曝露を想定し、曝露開始9歳、曝露期間6年間 曝露時間合計35h×36週×6年間=7560h	0.32
	1f/mL(クリソタイル以外を含む)	肺がんの過剰死亡リスク1000人あたり0.6人 中皮腫の過剰発がんリスク1000人あたり4.4人 計5.0人		0.66

労働科学研究所「産業安全保健ハンドブック」2013 4.3.12 石綿（アスベスト）

#### ばく露量と補償【51】

中皮腫：原因はアスベスト

労災認定基準となる曝露量=職業ばく露歴1年

肺がん：喫煙による肺がんが大部分

労災認定基準のためやすとなる曝露量=25 f/ml・年（発がんリスク2倍）

#### 職業ばく露の基準【52】

クリソタイルのみの場合 150f/L

クリソタイル以外を含む場合 30f/L

曝露時間合計40h×48週×50年間=96000h

発がんリスク 1/1,000

職業ばく露 数f/Lから？

#### アスベスト含有建材に対する作業と発生するアスベスト粉じん濃度【53-56】

《別紙および参考文献参照》

#### 建設現場の特徴【57】

「屋外の臨時の作業場所」 作業環境測定、局所排気装置の義務がない。

管理されずに粉じん発生作業がいつでも、どこでも、予告なし、自覚なしに行われる。

「石綿暴露のシナリオ中の“最悪のケース”と言える石綿使用現場の労働者の実態認識していなかったことが、石綿への対応が遅れて不適切であった理由の一部である」

欧州環境庁編、「レイトレススズ」、七つ森書館

## 4.大気汚染防止法改正とこれからのアスベスト対策

#### 大気汚染防止法改正内容【59】

- 1.アスベスト除去作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更
- 2.解体等工事の事前調査の結果等の説明
- 3.報告及び検査の対象拡大

#### 委員会で検討されたが見送られた事項【60-69】

- 1.大気濃度測定の義務付けと評価基準
- 2.レベル3建材への規制
- 3.罰則強化
- 4.完了検査

## アスベスト対策の各段階【70】

- 1.採掘 2.輸送 3.製造 4.加工
  - 5.調査、分析 6.維持、管理 7.除去、解体 8.廃棄
- 5.から8.のための戦略的取り組みが必要。

## リスク管理を軸とした石綿対策

### 欧州議会 2014【71】

「石綿による労働衛生上の脅威および全ての既存石綿廃止の展望に関する欧州議会決議」

- ①石綿の検査および登録
- ②資格および訓練の確保
- ③除去計画の策定
- ④石綿関連疾患の認定。
- ⑤被害者団体の支援
- ⑥世界的石綿禁止へ向けた戦略

### オーストラリア 2013【72】

アスベスト安全・根絶庁（The Asbestos Safety and Eradication Agency）設立

「アスベスト問題の意識啓発と管理のための国家戦略計画」

- ①長期間の行動の変化を導く作業やばく露による危険性に対する一般市民の意識啓発
- ②取り扱いと管理の良好実践例を特定し全国へ広める
- ③政府と商業ビルでの含有建材の場所と状態を確認し記録する
- ④高リスクの含有建材の除去を優先する除去プログラムの開発と実行
- ⑤ばく露、予防と疾患の治療についての全国調査
- ⑥世界的石綿禁止キャンペーンの中での指導的役割の継続

### オランダ【73】

アスベストは2024年までにオランダの家屋から除去されなければならない。

<http://www.nltimes.nl/2015/03/03/asbestos-must-stripped-dutch-homes-2024/>

## 昨年の動きから【74】

- 1.大気汚染防止法改正  
「枠組み」を変える。
- 2.建築物石綿含有建材調査者制度スタート  
調査に初めての公的資格制度導入。
- 3.建材分析方法JIS A 1481改定  
国際基準の石綿分析の始まり。

## 参考文献

- Health and Safety Executive (1973) Guidance Note EH 35, Probable asbestos dust concentrations at construction processes.
- 木村菊二 (1971) 「作業現場の石綿粉塵」労働の科学, 9, pp.22-24.
- 木村菊二 (1976) 「アスベスト粉塵の測定法についての検討」第49回日本産業衛生学会第20回日本産業医協議会講演集, pp.372-373.
- Hisanaga, N. et al (1988) "Asbestos exposure among construction workers", In Proc 7th International Pneumoconioses Conference, Pittsburg, PA, August 23-26, pp. 1053-1058.
- 桜井治彦他 (1989) 「一般家屋壁材施工時の発塵状況調査結果」スレート協会技術部論文集, 32, pp. 43-53.
- 黒沢弘他 (1989) 「スレート切断での石綿粉塵濃度に及ぼす石綿含有量の影響」スレート協会技術部論文集, 32, pp.1-7.
- 外山尚紀他 (2002) 「建築物解体作業現場における石綿曝露に関する検討」産衛誌, 244, p.327.
- Reitze, W. B. et al, (1972) "Application of sprayed inorganic fiber containing asbestos: occupational health hazard" Am.Ind. Hyg. Assoc. J, 33, pp.178-191.
- Lumley, K.P.S. (1971) "Buildings insulated with sprayed asbestos: a potential hazard" Ann. Occup. Hyg, 14, pp. 255-257.
- Sawyer, R. N, (1977) "Asbestos exposure in a Yale building Analysis and resolution" Environmental Research, 13 (1) , pp.146-169.
- Mynarek, S. et al, (1996) "Asbestos exposure of building maintenance personnel" Regul Toxicol Pharmacol, 23 (3) , pp.213-224.
- Crossman, R. N. et al, (1996) "Quantification of fiber releases for various floor tile removal methods", Applied Occupational and Environmental Hygiene, 11 (9) , pp.1113-1124.
- 外山尚紀他 (2002) 「建築物解体作業現場における石綿曝露に関する検討」産衛誌44, p.327

表：アスベスト含有建材に対する作業と発生するアスベスト粉じん濃度

発表年	著者	対象	作業状況	n	測定結果 (f/ml)	(幾何) 平均 (f/ml)
1973	HSE	石綿板	電動ドリルによる穿孔		<2	
		石綿板	手鋸による切断		2-4	
		石綿板	電動鋸による切断		2-20	
		石綿断熱板	穿孔		2-10	
		石綿断熱板	研磨、成形		6-20	
		石綿断熱板	こすり、破碎		1-5	
		石綿断熱板	電動鋸切断		5->20	
1971	木村菊二	石綿板	切断 (除じん装置なし)		10.8-16.2	
		石綿板	切断 (除じん装置あり)		7.4-10.0	
1976	木村菊二	スレート板	切断 (吸じん装置あり)	3	2.47-3.50	3
		スレート板	切断面清掃		8.11-18.05	
		石綿板	切断 (除じん装置あり)		7.40-10.00	
		大型の石綿板	電動鋸 (吸じん装置あり)	15	2.89-25.08	6.63
		大型の石綿板	電動鋸 (吸じん装置なし)	4	147.03-391.5	220.5
		大型の石綿板	電動丸鋸 (吸じん装置あり)	4	33.74-90.17	55.05
		大型の石綿板	電動丸鋸 (吸じん装置あり)	4	13.30-391.5	81.7
		小型の石綿板	手動鋸 (吸じん装置なし)	4	0.31-2.55	1.01
		小型の石綿板	手動鋸 (吸じん装置なし)	4	0.11-0.38	0.18
		小型の石綿板	切断面の清掃	3	17.23-162.4	67.08
		小型の石綿板	切断面の清掃	4	8.36-18.75	11.05
1988	Hisanaga	成形板	切断	4	125-787	214
		成形板	切断	3	103-630	245
		成形板	切断、穿孔、釘打ち一部鋸切断	8	1.3-131	11
		成形板	切断、穿孔、釘打ち一部鋸切断	7	0.9-48.1	5.4
		成形板	穿孔、釘打ち	8	0.3-14.1	2
		成形板	穿孔、釘打ち	15	0.1-4.6	1.3
		成形板	手工具による切断、研磨	1	12.1	
		成形板	手工具による切断、研磨	2	0.04-0.12	
1989	桜井治彦他	サイディング	電鋸切断30cm×10 (吸引機防塵マット)	3	0.007-0.04	
		サイディング	上記の個人曝露濃度	1	0.086	
		サイディング	電鋸切断30cm×10 (袋集塵機防塵マット)	3	0.01-0.08	
		サイディング	電鋸切断30cm×10 (集塵ボックス)	3	0.01-0.50	
		サイディング	上記の個人曝露濃度	1	2.05	
		サイディング	電鋸切断30cm×10 (対策なし)	3	0.32-0.52	
		サイディング	上記の個人曝露濃度	1	1.17	
		サイディング	電鋸切断30cm×10 (吸引機防塵マット)	3	0-0.43	
		サイディング	上記の個人曝露濃度	1	0.2	
		サイディング	電鋸切断30cm×10 (袋集塵機防塵マット)	3	0.22-0.72	
		サイディング	上記の個人曝露濃度	1	0.27	
		サイディング	電鋸切断30cm×10 (集塵ボックス)	3	0.21-0.76	
		サイディング	上記の個人曝露濃度	1	0.27	
		サイディング	電鋸切断30cm×10 (対策なし)	3	0.27-0.63	
		サイディング	上記の個人曝露濃度	1	0.2	
1989	黒沢弘他	フレキシブル板 (CH25%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		1.23
		フレキシブル板 (CH5%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		0.44
		フレキシブル板 (CH0%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		0.08

発表年	著者等	対象	作業状況	n	測定結果 (f/ml)	(幾何) 平均 (f/ml)
1989	黒沢弘他	ケイカル板 (CH25%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		1.92
		ケイカル板 (CH5%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		1.49
		ケイカル板 (CH0%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		0.14
		波板 (CH25%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		1.56
		波板 (CH5%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		1.07
		波板 (CH0%)	電動丸鋸切断 (排気装置なし)	5		0.11
2004	外山尚紀他	屋根用スレート (屋外)	電動工具切断100cm、釘打ち	1	0.14	
		スレート波板 (屋外)	電動丸鋸切断240cm	2	0.19-0.31	0.25
		サイディング (屋外)	電動工具切断195cm、釘打ち	2	0.13-0.23	0.17
		サイディング (屋外)	電動工具切断189cm	3	0.049-0.27	0.11
		フレキシブル板 (屋内)	電動工具切断150cm、穿孔、釘打ち	3	0.33-0.40	0.35
		ケイカル板 (屋内)	電動工具切断170cm、釘打ち	3	1.9-6.9	3.5
		ケイカル板 (屋内)	電動工具切断144cm、釘打ち	3	1.8-7.0	3.1
		ケイカル板切断後 (屋内)	清掃	1	0.54	
1973	HSE	吹付け石綿	石綿吹付け作業 (Pre-dumping装置)		5-10	
		吹付け石綿	石綿吹付け作業 (Pre-dumping装置なし)		>100	
		保温材	保温材の除去 (without through soaking)		1-5	
		保温材	保温材の除去 (水を撒布しながら)		5-40	
		保温材	保温材の除去 (乾燥状態で)		>20	
1972	Reitze他	吹付け石綿	石綿吹付け作業	6	30-100	
		吹付け石綿	吹付け材のホッパー投入	4	5-22	
		吹付け石綿	吹付けノズルから10フィート (約3m)	1	71	
		吹付け石綿	吹付けノズルから10フィート (約3m)	1	70	
		吹付け石綿	吹付けノズルから15フィート (約4.5m)	1	17	
		吹付け石綿	吹付けノズルから20フィート (約6m)	1	37.6	
		吹付け石綿	吹付けノズルから20フィート (約6m)	1	66	
		吹付け石綿	吹付けノズルから35フィート (約11m)	1	10	
		吹付け石綿	吹付けノズルから75フィート (約23m)	1	46	
1971	Lumley他	吹付け石綿	落ちた吹付け石綿に触れる	16	0.3-52.6	11.89
		吹付け石綿	吹付け石綿の下で物を移動	2	4.8-7.6	6.2
		吹付け石綿	堆積した吹付け石綿を掃く	1	3.75	
		吹付け石綿	吹付け石綿を掃く	1	350	
1971	Sawyer他	吹付け石綿	吹付け石綿に本棚が接触	3		15.5
		吹付け石綿	電灯の交換	2		1.4
		吹付け石綿	1×2フィート (0.3×0.6m) を除去	3		17.1
		吹付け石綿	8×12フィート (2.4×3.7m) を除去	11		82.2
		吹付け石綿	電気工による1.2mの照明取付け	6		7.7
		吹付け石綿	乾燥状態で吹付け石綿除去中の室内	7		74.4
		吹付け石綿	除去作業後の清掃	10		6.5
1996	Mlynarek他	成形板	天井材除去 (個人曝露5-140分間)		0.03-3.5	0.35
		成形板	天井材除去 (個人曝露8時間)		0.04-1.5	0.03
		成形板	天井材除去 (定点30-683分間)		0.002-0.056	0.011
		成形板	天井材除去 (定点8時間)		0.0003-0.0088	0.0027
1996	Crossman他	成形板	床材除去 (定点)		0.013-0.11	
2002	外山尚紀他	吹付け石綿 (個人曝露)	吹付け石綿下の天井板 (石綿非含有) 撤去	6	1.22-5.04	2.27
		Pタイル (個人曝露)	パールによる破砕撤去	1	0.18	
		セメント板 (個人曝露)	パールによる破砕撤去	1	4.35	
		吹付け石綿 (定点)	吹付け石綿下の天井板 (石綿非含有) 撤去	4	0.72-3.03	2.17
		Pタイル (定点)	パールによる破砕撤去	8	0.05-0.21	0.1
		セメント板 (定点)	パールによる破砕撤去	4	0.05-5.60	1.33

# 解体・リノベーション工事における アスベスト対策

2015. 3. 14

建設廃棄物協同組合 島田啓三

## 石綿関連法令(大防法・石綿則等)

### 各法令の規制対象となる石綿含有建材

解体等工事に係る規制				
建基法	石綿則		大防法	
規制対象 (使用禁止)	レベル1	吹付け石綿・ 石綿含有吹付けロック ウール	特定建 築材料	特別管理産 業廃棄物「廃 石綿等」
		ひる石吹付け・ パーライト吹付け		
	レベル2 保温材、断熱材、 耐火被覆材			
	レベル3 成形板等			石綿含有産 業廃棄物

### 石綿飛散防止対策の概要(大防法)

解体等工事						
特定工事						
掻き落とし・切断・破砕による 除去		掻き落とし等によら ない除去		封じ込め・ 囲い込み		
石綿含有 吹付け材 (レベル1)		石綿含有 断熱材・保温材・ 耐火被覆材(レベル2)		(レベル1・ レベル2)		石綿含有 成形板等 (レベル3)
作業 場内 隔離 等	特殊 工法 グロー ブバグ 工法等	作業 場内 隔離 等	特殊 工法 グローブ バグ工 法等	周辺 の 養生	特殊 工法 配管保 温材等	湿潤化 原則手ば らし
(元請)事前調査・発注者への説明・掲示 / (知事等)報告聴取・立入検査						
特定粉じん排出等作業届(発注者)						
1号		1号		2号		4号
作業基準の改正(粉じん漏えい監視等)						

### 石綿飛散防止対策の概要(石綿則)

解体等工事									
掻き落とし・切断・破砕による除去			掻き落とし等による除去			封じ込め・囲い込み		除去	
石綿含有吹付け材(レベル1)		石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル2)		当該作業員以外立ち入り禁止等		(レベル1・2)		石綿含有成形板(レベル3)	石綿含有建材なし
作業場内隔離等	特殊工法	作業場内隔離等	特殊工法	当該作業員以外立ち入り禁止等	特殊工法	作業場内隔離等	原則手ばらし	湿潤化	
グローブバッグ等		グローブバッグ等			配管保温材等				
[Redacted]									
工事計画届									
作業届(レベル2の封じ込め等の届出が追加)									
[Redacted]									
「石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく措置(漏えい監視等)									

### 近隣向けの掲示(事前調査結果・作業方法等)

		レベル1	レベル2	レベル3	石綿なし
石綿則	事前調査結果	石綿ありの掲示(石綿則)			石綿無の掲示
	作業方法等	行政指導(部長通知)		同左	同左
大防法	事前調査結果	特定工事該当の掲示(法第18条の17)			特定工事該当なしの掲示(法第18条の17)
	作業方法等	掲示(規則第16条の4/作業基準)			

### 解体等の作業における法届出一覧

	レベル1	2	3	期日
安衛法(工事計画届)	耐火・準耐火建築物の吹付け除去		不要	14日前まで
石綿則(作業届)	上記以外の建築物・工作物の吹付け除去・封じ込め・囲い込み	建築物・工作物の除去・封じ込め・囲い込み作業	不要	施工開始前まで
大防法(特定粉じん排出等作業実施届)	建築物・工作物の吹付け除去・封じ込め・囲い込み	建築物・工作物の除去・封じ込め・囲い込み	不要	14日前まで

- \*1) 作業届と計画届双方の対象となる場合は、計画届に作業届の内容も含めればよい。
- \*2) 自治体によっては、**条例上の届出義務**もあるので留意する。

特定建築材料(レベル1、2)対象  
 <掻き落とし等による除去>  
 大気汚染防止法施行規則に規定する作業基準

- ① 作業方法等の掲示
- ① 作業場の**隔離**と**前室**の設置
- ② 隔離作業場の**負圧化**と**HEPAフィルター**付き**集じん・排気装置**による排気
- ③ 薬液等による**湿潤化**
- ④ 作業場の隔離解除の際、除去面への**飛散防止剤**の散布と**粉じんの処理**
- ⑤ **漏洩監視**のための測定等(改正で追加)

## 作業場を隔離する場合の概念図

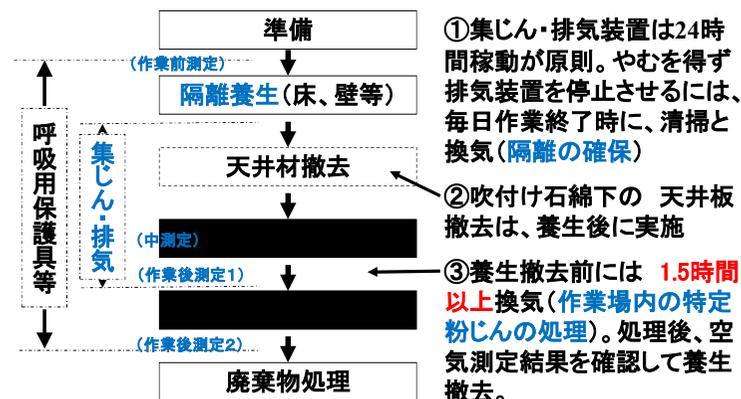


漏えい監視の強化(大防法、石綿則とも同様の改正が行われた)

- ①セキュリティゾーンからの漏えい
  - ・毎日の作業前に、前室が負圧になっていることを確認
- ②集じん・排気装置排気口からの漏えい
  - ・除去作業開始前に集じん・排気装置の正常稼働を確認
  - ・除去作業開始直後、デジタル粉じん計等を用いて集じん・排気装置の漏えいの有無を確認

9

## 作業場を隔離する場合の除去作業手順



10

## レベル3建材の解体時の主な規制 (石綿則における規制)

- 事前調査(石綿則第3条)
- 作業計画(同第4条)
- 石綿を取り扱う作業: 飛散防止のため当該石綿等を湿潤な状態のものとする(同第13条)
- 石綿を取り扱う作業:
  - ・労働者に呼吸用保護具及び作業衣または保護衣を使用させる
  - ・呼吸用保護具は同時に作業に従事する人数分用意する
 (同第14条及び第45条)
- 石綿等を取り扱う作業場: 関係者以外の者の立入禁止、その旨を見やすい箇所に表示する(同第15条)
- 石綿作業主任者の選任(同第19条)
- 石綿則第4条第1項各号に掲げる作業:
  - 当該労働者に対し特別教育を行う(同第27条)

## 建設リサイクル法／解体工事とリノベーション工事

## 建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

- 建設廃棄物の再資源化を促進させることを目的とした法律
- 対象工事
  - ①特定建設資材(木材、コンクリート、アス・コン)を使用
  - ②次の規模以上の工事
    - ・解体工事(床面積80㎡) ・新築工事(床面積500㎡)
    - ・改築工事(請負金額1億円) ・その他の工事(請負金額500万円)
- <義務付け事項>
  - 発注者・・・事前届出
  - 元請業者・・・事前調査、分別解体計画の作成、事前措置(吹付け石綿等付着物の除去等) 分別解体及び分別(石綿含有成形板等)
- ・・・解体等工事における届出対象が広いので、行政の工事把握の手段として有効・・・

## 解体工事業者とリフォーム業者

請負金額	解体工事	リフォーム工事
定義	建築物等の構造耐力上主要な部分(建基令1条3号)の全部または一部を取り壊す工事(分別解体手順①事前措置②内装解体③屋根材撤去④躯体解体⑤基礎の撤去)	解体工事に該当しないもので、内外装の仕上げ材の撤去・新設を行う工事(①事前措置②内装解体③屋根材撤去等は解体工事と同じ)
500万円以上の工事	①建設業者(建設業法の許可を取得している者) 許可区分/建築工事業・土木工事業とび・土工事業 (14年に建設業法改正、「解体工事業」の新設、未施行)	①建設業者 許可区分/建築工事業 内装工事業、塗装工事業、屋根工事業、管工事業、電気工事業等 (仕上げ材の新設を行うものは、既設部分の仕上げの撤去を行うことができる)
500万円未満の工事	①同上 ②解体工事業者(建設リサイクル法の登録をしている者)	建設業法の許可不要(軽微な工事)

## リノベーション・リフォーム工事実施業者

- 建設業者(建設業の許可を取得している業者)
  - ①総合建築業者(建築工事業)
  - ②専門工事業者(内装工事業、左官工事業、塗装工事業他)
  - ③リフォーム専門工事業者(内装工事業、左官工事業、塗装工事業他)
  - ④設備業者(メーカー施工部門含む)(電気工事業、管工事業他)
- 建設業を営む者(建設業の許可を取得していない者)
  - ・・・500万円未満の工事のみを請け負う業者

## リノベーション・リフォーム工事における法規制

工事の種類	建築基準法	建設業法	建設リサイクル法
戸建て住宅のリフォーム	× (内外装のみであれば、大規模修繕・模様替えに該当せず)	△ (工事金額500万円以上の場合のみ建設業許可必要)	× (通常、修繕・模様替え(リフォーム等)1億円未満)
マンションの1戸リフォーム	×	△ (同上)	× (同上)
マンションの大規模修繕	× (内外装のみであれば、大規模修繕・模様替えに該当せず)	○ (同上)	△ (特定建設資材を使用するときは該当)
その他のリノベーション	△ (大規模な修繕・模様替えに該当するときのみ)	△ (同上)	△ (同上)

## リノベーション工事と石綿含有建材使用状況

工事の種類	レベル1	レベル2	レベル3
戸建て住宅のリフォーム	使用可能性は低い (パーライト、バーミキュライト吹付けの可能性)	使用可能性は低い	屋根材、外壁材、天井、軒下、床仕上げ材、その他に使用の可能性大
マンションの1戸リフォーム	使用可能性は低い (鉄骨造の場合耐火被覆に使用の可能性) (パーライト、バーミキュライト吹付けの可能性)	使用可能性は低い	天井、内壁、床に使用の可能性
マンションの大規模修繕	使用可能性は低い (鉄骨造の場合耐火被覆に使用の可能性) (パーライト、バーミキュライト吹付けの可能性) (機械室等に使用の可能性)	機械室、煙突等に使用の可能性あり	バルコニー戸境隔て板、自転車置き場等付属物、その他
その他	全ての石綿含有建材の使用の可能性あり		

## まとめ

- 事前調査が極めて重要(解体工事・リノベーション工事とも)  
大防法・石綿則で、ほぼ全ての工事で元請業者に義務付け  
施工業者に徹底を図る  
ほとんどの工事で石綿含有建材が使用されている
- 住宅関係のリフォームでは、大半がレベル3  
届出がないので、法規制に基づき飛散防止対策を講じることが重要  
湿潤化、できるだけ原形のまま、他の廃棄物と混ぜない
- 住宅以外のリノベーションでは、すべてあり得る  
レベル1, 2は届出要、飛散防止対策

### 石綿使用建材(レベル3=成形板)



スレート板

スレート板

ビニル床タイル  
(Pタイル)

- ・岩綿吸音板
- ・ケイカル板1種
- ・押出成形セメント板
- ・石綿セメント円筒
- ・住宅屋根用化粧スレート
- ・サイディング材 等

### 石綿含有建材

(レベル2: 保温材・耐火被覆材・断熱材)



耐火被覆材(ケイカル板2種等)



保温材(配管エルボ部等)



煙突断熱材(カポスタック等)



屋根用折板断熱材(フェルトン等)

## 石綿使用建材(レベル1=吹付け材)



S造の梁・柱・EVS・PS  
の耐火被覆



外壁パネルカーテンウォールの結露防止



機械室の壁・天井、スラブ下・  
折版屋根の断熱、階段裏・庇裏



浴室・階段室・金庫室・書庫・  
集合住宅居室等の天井

お疲れ様でした

# 石綿被害の救済

- 労災による補償
- 労災救済を補完する民事損害賠償
- 労災救済の適用がない被害者（いわゆる「一人親方」、労働者の家族、工場・事業場周辺居住者等）への特別救済制度＝石綿による健康被害の救済に関する法律

## 石綿被害の救済と防止

福岡大学法科大学院教授  
浅野 直人

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日：基金の創設	平成18年2月10日
救済給付・特別遺族給付金の支給	平成18年3月27日
事業者からの費用徴収	平成19年4月1日
医療費等の支給対象期間の拡大等	平成20年12月1日
指定疾病の追加	平成22年7月1日
特別遺族弔慰金の請求期限の延長	平成23年8月30日
肺がん等の判定基準の見直し	平成25年6月18日

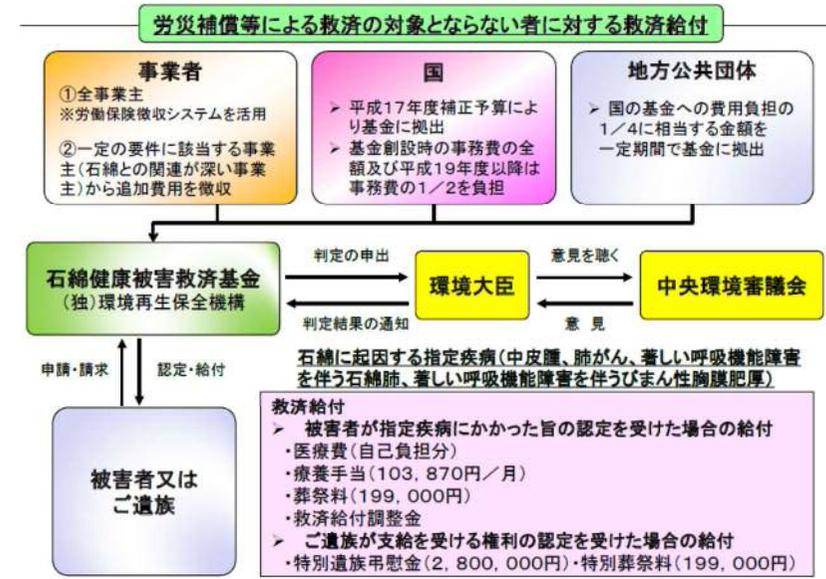
### 石綿健康被害救済法改正

#### 一 特別遺族弔慰金等に関する改正（環境省関係）

##### ○ 請求期限の延長

① 施行前死亡者の場合  
日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者の遺族の請求期限を、施行日から16年を経過したときとすること。（第22条第2項関係）※ 現行法は「施行日から6年」

② 未申請死亡者の場合  
日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者の遺族の請求期限を、当該未申請死亡者の死亡の時から15年を経過したときとすること。（第22条第2項関係）※ 現行法は「当該未申請死亡者の死亡の時から5年」



※上記のほか、労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する特別遺族給付金(厚労省所管分)がある。

## 救済の資金（一般拠出金）

労働保険の一般保険料の基礎となる賃金総額等に下記の率を乗じた額

- 1000分の0.05      2007年4月1日から
- 1000分の0.02      2014年4月1日から

## 救済の資金（特別拠出金）

下記の特別事業所（施行令にもとづく調査をした事業所に限る）の事業主が負担

- ①1951～2005年の石綿使用量1万トン以上
- ②1995～2004年までの中皮腫による死亡者数が人口の一定割合以上の地域に所在
- ③1939～2004年に石綿による労災給付者が合計10人以上

全国の1951～2005年の石綿輸入量・保険受給者数を基礎に、当該事業所の同時期の石綿使用量・保険受給者数の比率により負担額を決定

【指定疾病別の認定状況（施行前死亡者を除く）】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
中皮腫	627	525	571	572	601	572	684	4,152
肺がん	172	117	144	140	119	112	114	918
石綿肺	-	-	-	-	5	4	8	17
びまん性胸膜肥厚	-	-	-	-	9	16	15	40
計	799	642	715	712	734	704	821	5,127

【施行前死亡者の認定状況】

計	1,590	320	486	628	106	73	317	3,520
---	-------	-----	-----	-----	-----	----	-----	-------

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	82件 中皮腫 70件 肺がん 12件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件	7,641件** 中皮腫 5,556件 肺がん 1,791件 石綿肺 140件 びまん性胸膜肥厚 154件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの (認定疾病と判定するもの)	49件 中皮腫 44件 肺がん 5件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件	5,855件 中皮腫 4,759件 肺がん 1,023件 石綿肺 19件 びまん性胸膜肥厚 54件

2015年2月17日現在 他に特別遺族弔慰金支給対象 156件(5・145・2・4)

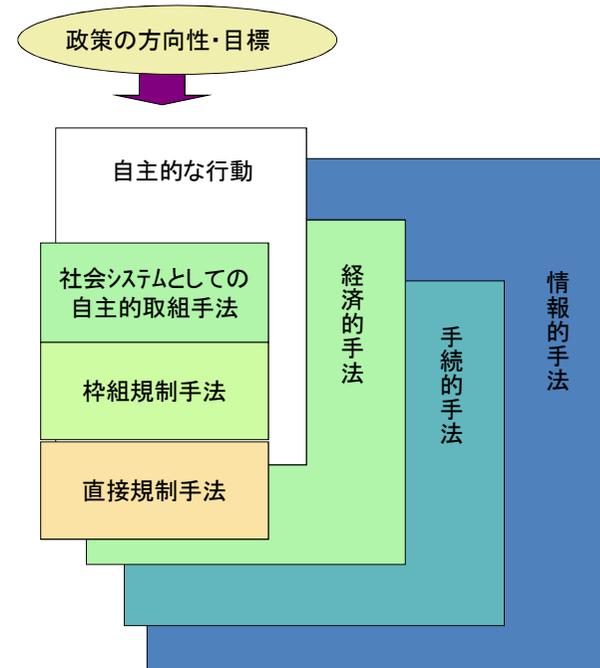
## 一般大気環境での石綿汚染の規制

- 72 ILO、WHO石綿の発ガン性を指摘
- 73 米国 吹き付け禁止
- 75 スエーデン 青石綿流通・使用禁止
- 83 アイスランド 全石綿使用禁止
- 84 ルウエイ 全石綿原則使用禁止
- 86 ILO 青石綿使用、吹き付け禁止提唱、デンマーク・スエーデン白石綿原則使用禁止
- 89 WHO 青及茶石綿使用禁止勧告
- 90 オーストリア 全石綿使用禁止
- 91 オランダ 全石綿使用禁止
- 92 イタリア 全石綿使用禁止
- 93 ドイツ 全石綿使用禁止
- 75 吹き付け原則禁止
- 77 環境庁モニタリング開始
- 87 日本石綿協会青石綿使用中止
- 89 大気汚染防止法改正(敷地境界線規制開始)
- 92 飛散性石綿廃棄物を特別管理廃棄物
- 95 茶及び青石綿輸入・製造・使用禁止、労働安全衛生規則改正
- 97 大気汚染防止法改正(解体工事規制開始)
- 00 PRTR法施行
- 04 全石綿原則使用禁止
- 97 フランス 全石綿使用禁止
- 99 英国 全石綿使用禁止
- 01 チリ・アルゼンチン 全石綿使用禁止
- 03 オーストラリア 全石綿使用禁止
- 05 EU 全石綿使用禁止

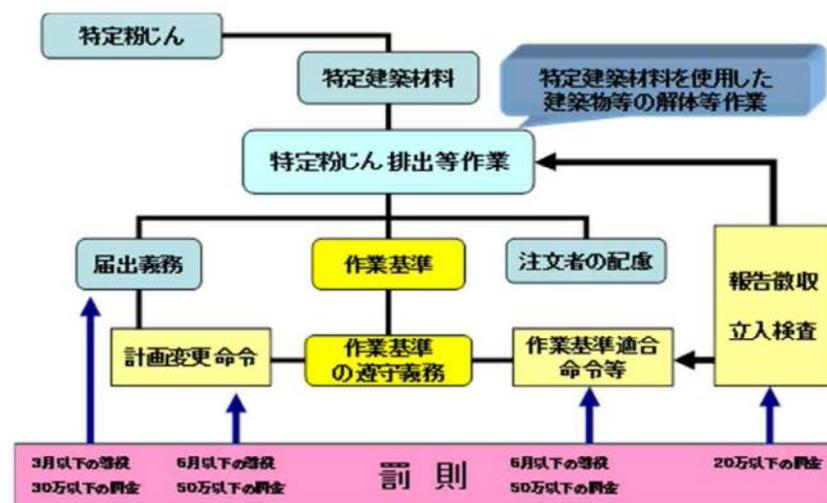
# 大気汚染防止法の規制

- × 排出口規制      ばい煙・硫黄酸化物
- × 燃料規制        硫黄酸化物
- × 構造規制        粉じん
  
- × 敷地境界線規制      特定粉じん（石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質で政令で定めるもの）  
 ←一種の「枠組み規制」

\* 発生施設設置届出義務・計画変更命令・実施制限（法18条の6-18条の9）・濃度測定及び記録義務



## 特定粉じん排出等作業



## 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

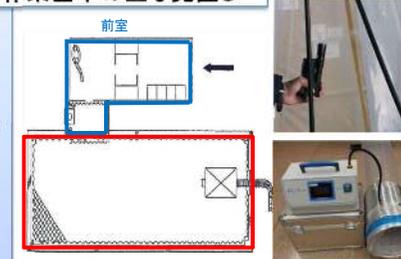
### 改正の趣旨

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）が平成25年6月21日に公布され、大気汚染防止法について以下の事項が改正された。
  - (1) 特定工事の実施の届出義務者を受注者から発注者及び自主施工者に変更
  - (2) 解体等工事の受注者に対し事前調査並びに調査結果の説明及び掲示を義務付け
  - (3) 都道府県知事等による立入検査等の対象拡大
- 中央環境審議会の「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」において、集じん・排気装置等の性能を確保することについて検討が必要とされたため、アスベスト大気濃度調査検討会において、技術的な検討を行い、平成25年10月にその結果を取りまとめた。
- 上記を踏まえ、届出事項や作業基準等に関する規定を改正する。

### 改正の概要

- (1) 届出の添付書類に記載する事項の見直しを行う。
- (2) 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事（事前調査等を要しない建設工事）を規定する。  
 石綿等の製造、輸入、使用等が禁止された平成18年9月1日以後に建て始めた建築物等の解体等の作業を伴う建設工事等、その建築物等以外の建築物等の解体等の作業を伴わないもの等
- (3) 解体等工事に係る説明の時期を規定し、解体等工事の開始前に説明を行うこととする。
- (4) 解体等工事に係る説明の事項を規定する。  
 調査を終了した年月日、調査方法、調査結果
- (5) 特定工事に係る説明の事項を規定する。
- (6) 解体等工事に係る掲示の方法を規定する。
- (7) 解体等工事に係る掲示の内容を規定する。  
 調査者の氏名又は名称及び住所等、調査を終了した年月日、調査方法、（特定工事に該当する場合）特定建築材料の種類
- (8) 作業基準の見直しを行う（主な内容は右図のとおり）。
- (9) 特定粉じん排出等作業の実施の届出の様式の見直しを行う。
- (10) 必要な経過措置を設ける。

### 作業基準の主な見直し



- ① 石綿除去作業の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認
- ② 石綿除去作業の開始前と開始直後に、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認
- ③ 確認により異常が認められた場合は、必要な措置を実施
- ④ 確認結果等を記録し、特定工事が終了するまでの間保存等

## 改正内容

- (1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更  
 現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。
- (2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等  
 解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。
- (3) 報告及び検査の対象拡大  
 都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律案

### 改正の必要性

- 建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されるとともに、立入検査権限の強化、事前調査の義務づけ、大気濃度測定の義務化の必要性等について地方公共団体から要望。
- 東日本大震災の被災地においても、石綿を用いた建築材料が使用されている建築物や煙突内部の石綿除去工事、解体工事において、石綿の飛散事例が確認。
- 昭和31年から平成18年までに施工された、石綿使用の可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加。
- 平成18年の大気汚染防止法の改正法の附則において施行後5年を経過した場合に検討を行うこととされているところ。

## 石綿廃棄物の扱い

**石綿含有一般廃棄物** 日曜大工などによって排出された石綿スレート等の外装材等（石綿を重量の0.1%を超えて含有するもの）

**石綿含有産業廃棄物** 廃石綿以外の石綿スレート等の外装材、床タイル等（石綿を重量の0.1%を超えて含有するもの）

**特別管理産業廃棄物 廃石綿等**

## 石綿廃棄物の扱い

### × 廃棄物の種類

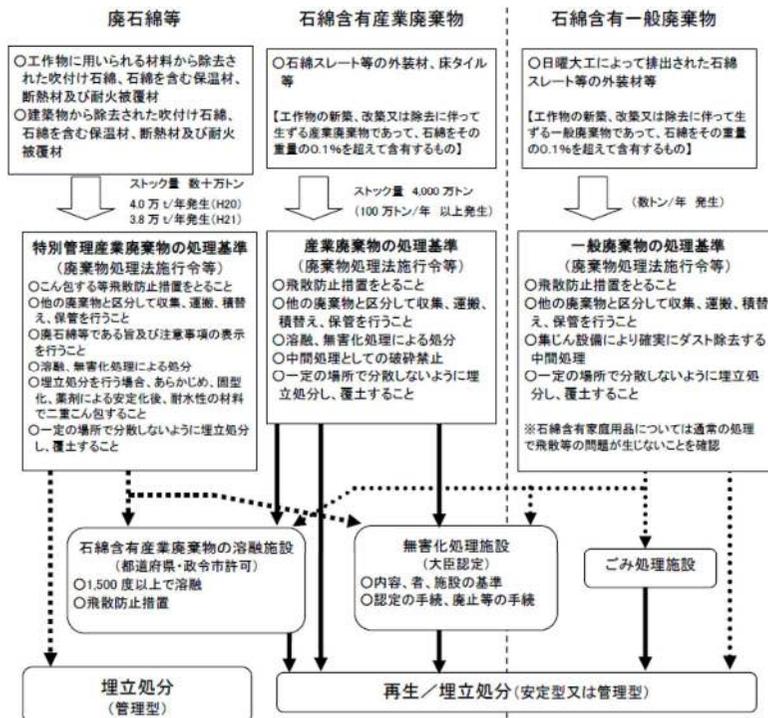


# 廃石綿

- ① 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
- ② 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
  - イ. 石綿保温材
  - ロ. けいそう土保温材
  - ハ. パーライト保温材
- ニ. 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- ④ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ⑤ 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

表 1-1 廃石綿等に該当する石綿建材の具体例

区分	石綿建材の具体例	製造期間	密度 (g/cm <sup>3</sup> )
吹付け石綿	吹付け石綿	—	—
	石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)	—	—
	石綿含有ひる石吹付け材	—	—
	石綿含有パーライト吹付け材	—	—
保温材	石綿保温材	1914～1980	0.3 以下
	けいそう土保温材	1890～1974	0.5 以下
	パーライト保温材	1961～1980	0.2 以下
	けい酸カルシウム保温材	1951～1980	0.22 以下
断熱材	水練り保温材	～1988	—
	屋根用折版裏石綿断熱材 煙突石綿断熱材	～1989 ～1988	—
耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板	～1978	0.5 以下
	石綿含有けい酸カルシウム板第二種	～1999	
	石綿含有耐火被覆塗り材	—	



福岡大学法科大学院特任教授 浅野 直人

## 1 はじめに

2014年に大気汚染防止法が改正されて、建物解体に伴うアスベスト粉じんに対する規制が強化された。これを契機として、アスベストによる環境上の被害の防止と救済に関する環境法上の仕組みについての整理を行い、シンポジウムでの報告の基礎となる情報を提供することとしたい。

## 2 アスベスト健康被害の救済法

アスベストによる健康被害の救済は、当初の被害者の大多数が、アスベストを扱う工場・事業場ないし作業現場の労働者であり、その後、アスベストが露出する壁面で業務に従事していた労働者等への被害も問題となってきたが、いずれにせよ、多くの場合の救済は、労働者災害補償保険法による労災給付によって行われてきた。しかし、2005年6月、尼崎で工場周辺居住者への被害が問題となったことを契機に、労災等の救済の対象にならない被害者について、2006年2月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、3月20日から申請受付が開始された。同法は、「石綿が長期にわたって我が国の経済活動の全般にわたって幅広く、かつ大量に使われてきた結果多数の健康被害が生じてきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があつて因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ」「石綿による被害救済者の間に隙間を生じないように迅速かつ安定した制度を実現する」目的をもったものとされ、アスベストによる疾病り患の認定を受けた場合には、医療費の自己負担分及び毎月定額（現在は月額103870円）の療養手当が給付されるほか、死亡時に葬祭料（現在は199000円）及び特別遺族弔慰金との調整給付を行うこととした。同法はまた、法施行前死亡者で認定を得た場合の遺族への特別遺族弔慰金（280万円）等の給付制度も設けていたが、その申請期限は法施行日から3年後とされていた（なお、同時に労災制度での救済は5年で時効となるため、救済を受けることなく死亡した被害者の遺族への特別遺族給付金制度が別途、労災制度の枠内で実施されることになった）。その後2008年の法改正によって救済給付の支給開始時を最大申請3年前に遡及させるとともに、未申請であっても法施行後の死亡者の遺族への特別給付制度が設けられたほか、法施行前死亡者の遺族への特別給付制度への申請期限が3年から6年に延ばされた（さらに2011年改正で、申請期限はさらにあと10年延期された）。

この制度では、想定される救済対象者数との関係から、疾病り患の認定は地方公共団体

や国の地方支部局長ではなく、国から事務の委託をうけた石綿健康被害救済基金が、環境大臣から得た判定に基づいて行うもこととされ、環境大臣は中央環境審議会の意見をきいて判定を行うこととされている。救済給付に要する資金は、国が2007年度補正予算で拠出した基金（388億円）の資金及び2009年以降の毎年の事務費の半額に相当する資金、地方公共団体が基金に拠出する資金（基金の4分の1）に加えて、労災の保険料に追加拠出（発足当初は1000分の0.05であったが、2014年からは1000分の0.02）を求めてこれが充てられる（ただし、アスベストとの関連の深い業種の事業主（たとえば大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設が設置されていた工場・事業場等）にはさらに追加拠出を求めることとされている）。

なお、同法による救済対象となるのは、制度発足当時は、中皮腫とアスベストに起因する肺がんであったが、2010年7月から、これに加えて、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と、びまん性胸膜肥厚が追加された。認定は、基準日から申請の日の前日までの期間に5年間を加えた期間、有効とされ、認定の更新をうけた場合は、さらに5年間有効期間が延長される。

アスベスト被害者救済法は、労災救済との間で「切れ目のない」救済を図るものとして制定されているが、しかし、この理念が完全に実現されているわけではない。これは救済の責任原理及び費用負担者のありかたの違いによる。労災制度は、使用者の雇用契約上の安全配慮義務を前提とする救済責任によるものであり、労働基準法75条以下による無過失責任をふまえた、労働者災害補償保険法によるもので、救済給付が労災保険によるとしても、これは、制度上の責任分散が図られているに過ぎない。しかし、アスベスト被害救済法は緊急の救済の必要性によるもので、個々の被害者に関しては責任主体を確定できないという前提にもとづく救済制度であり、費用負担者はすべての労災の費用負担者に分散されている。この点は、かつての公害健康被害救済に関するいわゆる旧法（公害法律）に類似しているといえる。そして、制度発足時の救済対象者は、予後がきわめて不良と考えられていた中皮腫を中心としたものであり、したがって救済内容の点では、個々の被認定者の被害の程度を問わずに前述のとおり定額とされ、認定に有効期間が定められているものの、基本的には、長期の給付の継続を想定しない仕組みとされている。

その結果、労災救済との間では、救済対象となる疾病の範囲、救済給付の内容にかなりの差異が生じる結果となった。このうち、対象疾病については、制度の検討過程で、この救済制度の対象者は、労災制度と異なり、雇用の記録等からのアスベストへの曝露歴に関する事実認定が容易ではないことから、とりあえず症状からアスベスト曝露の事実を推認できる疾病を対象とすることが適当とされたことに由来する。しかし、この救済制度の対象者には、労災救済の対象者と同様の労働環境で就業していたが、経営者の立場にあって、「労働者性」がないため、労災制度の対象に含まれない者がおり、それらの場合に特に労災救済との差異が不合理であると、強く指摘されるようになり、前述のとおり、2011年には制度見直しによって、救済の対象が拡大された。このことによって、アスベストへの曝

露歴の資料を加味しなければ、厳密には診断が困難な疾病が救済の対象とされたことになる（この点は、やや性格が似ている肺がん患者の認定についての認定基準に関する論議にも影響を与える結果となり、実際に、2012年には、認定基準の見直しが行われている）。これはさらにまた、予後の点での相違のある疾病群を同様に救済対象とすることを意味するわけであって、すべての被認定者を同一内容の救済とする制度見直しの必要があることを示唆するものともいえる。

しかし、潜伏期間が長く、いったん発症した場合には予後が不良であるアスベストの健康被蓋に関しては、発症後の救済以上に、発症の未然防止が重要であり、工場での垂末 B スト製品の製造や新規の使用が禁じられた現在でも、過去に製造され使用されたアスベスト製品を含む建物等の解体・改造にともなうアスベスト飛散の防止が、現在なお残された大きな課題であることを、改めて強調する必要がある。

### 3 一般大気環境におけるアスベスト汚染の規制

海外でアスベストの有害性が本格的に指摘されるようになったのは、1970年代初めであるが、日本でも1971年には、労働災害対策としてすべてのアスベスト取り扱い作業について局所排気装置の設置の指導が開始され、労働安全衛生法にもとづく「特定化学物質等障害予防規則」が施行された。同規則は1972年、次いで1975年に改正されてこの時期にアスベストは発がん性物質として位置づけられ、吹き付け作業の原則禁止等が決められた（その後の1988年にはさらに労働安全衛生法が改正されて規制が強化され、さらに1995年の法施行令等の改正で、青石綿と茶石綿の製造・輸入・譲渡・使用が全面的に禁止され、2004年には、同じく施行令（さらに建築基準法施行令の）改正により、すべての石綿の製造・使用が原則禁止、2006年には完全禁止とされた。なお、これを海外の動きと比較すれば、EU指令による青石綿の流通・使用の原則禁止は、1983年、WHOの青石綿・茶石綿使用禁止勧告は1989年、EUでの全石綿使用禁止決定は1999年、すべてのEU加盟国でのその実施は2005年であった）。しかし、これに対して、環境庁による工場周辺での一般大気中のアスベストのモニタリングが始まったのは、労災の領域での取組がはじまった2年後の1977年であり、1985年からは未規制大気汚染物質に係る一般大気環境モニタリングが始まった。そして1987年には、一般大気環境へのアスベストの排出抑制を行うよう、環境庁から関係各省への要請が行われている。さらにその後一部の工場での一般大気中へのアスベストの排出抑制が不十分とデータが集まりはじめ、1989年になって、大気汚染防止法改正によって、アスベストが特定粉じんとされ、一般大気環境への排出規制が始まった。これにより施設の届け出義務及び基準遵守義務、また濃度の測定義務が課され、基準違反には、改善命令が出されることとされた。なお、大気汚染防止法は、物の燃焼に伴って排出されるばい煙については、排出口での数値基準による規制を行ってきたが、これに対して、粉じんについては、構造の基準を設けて規制する方法をとってきた。しかし、特

定粉じんについては、新たに、施設の敷地境界線での規制値を定めるという方法が導入された。これは、どのような対策を講じるかを事業者の自主的な判断にゆだねるというものであって、注目できる規制手法といえることができる。定められた基準は、大気中のアスベスト繊維 10 本/リットルであり、1986 年の WHO の定めたクライテリア等を参照に決定された。この基準は、1987 年に、日本石綿協会が茶石綿の使用中止を決定したこと等から、工場の敷地内で有害性の大きいアスベストが製造・使用されることはない、との前提もあったと指摘されている。

#### 4 建物解体時のアスベスト飛散の対策

アスベストを含む建材が使用された建物解体時のアスベスト飛散の問題もまた、当初は作業現場の労働者の労働安全の観点から問題にされた。1986 年労働省は、労働者の健康障害予防のための事項につき通達。1995 年には建物からの石綿除去作業について、作業計画の届け出義務が労働安全衛生規則改正によって課せられることとなった（なお、2005 年には、労働安全衛生法にもとづく石綿障害予防規則が制定され、これまでの特定化学物質等障害予防規則に代えて、解体工事作業従事者のアスベストばく露防止対策が強化されている）。1997 年には、大気汚染防止法が改正され、一定規模以上のアスベスト吹き付け材等を含む建築物の解体工事を、特定粉じん排出等作業と定めて、一般大気環境保全の観点から規制の対象とし、工事施工者へ届け出義務を課すとともに、作業基準の遵守を求めた。さらに規制庁は作業計画変更命令や基準適合命令、作業中止命令を発することができることとされた。この規制は、1997 年に施行されたが、その後、2006 年には、前述の被害者救済制度の創設とあわせて、大気汚染防止法を含む関係法改正による規制強化が図られた。そして、大気汚染防止法については、解体工事の規制対象を建築物のみならず工場のプラント、煙突などの工作物に広げたほか、施行令改正により、建築物の解体規制についての規模要件が撤廃されまた対象建材が拡大された。このほか同時に、建築基準法改正により、吹き付けアスベストやアスベスト含有吹き付けロックウールの新規使用が禁止された。

ところで、この建物・工作物解体時のアスベスト飛散の防止については、その後、2013 年に大気汚染防止法が再度改正され、規制が強化された（なお、改正法は 2014 年 6 月 1 日から施行されている）。これまでの状況では、建築物等に石綿が使用されているかどうかを事前に十分調査しないまま、石綿の飛散防止措置をとらないで作業が行われる結果、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていることや、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識せず、工事施工者に対し対策をしないままに施工を求めること等により、工事施工者において十分な対応が採られないこと等が問題となっていた。また、特定工事における大気中の石綿濃度調査において、集じん・排気装置の排気口や前室の出入口等で、石綿の飛散事例が確認されていることから、隔離養生した作業場からの石綿の漏洩を監視することが必要と考えられてきた。さらに、石綿が使用されて

いる可能性がある建築物の解体は、今後、増加することが見込まれる。このような事情を考慮し、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するために規制の強化が図られた。主な改正点は次の4点である。

#### ① 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者が、特定工事を施工しようとする者から特定工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者に変更した。ただし届出者の代理の者が届出書類の提出手続を行うことは当然に許される。

#### ② 解体等工事に係る調査及び説明等

特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う前段階として、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事解体の受注者及び解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならないこととした。ただ、すべての建物等について調査を義務付けることをせず、アスベスト使用が全面的に禁止された2006年9月1日以降に建築に着手された建物等については、調査義務を課さないこととした。

なお、この調査は、石綿障害予防規則にもとづく調査と兼用させてもかまわない。また、調査の結果は、書面を交付して工事開始までに発注者に説明しなければならない。なお、解体等工事本体と同様に、特定工事に該当するか否かの調査の実施に当たっても、解体等工事の発注者の意向が大きく作用する。このため、当該調査が適切に実施されるよう、解体等工事の発注者に、当該解体等工事の受注者が行う当該調査に要する費用を適正に負担するなどの協力することを義務づけた。また、受注者等は、調査結果を工事現場に掲示板を設けて掲示しなくてはならないこととした。

#### ③ 報告徴収及び立入検査の対象拡大

都道府県知事等は、解体等工事の発注者若しくは受注者若しくは自主施工者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等を検査させることができることとなった。これにより、特定工事に該当するかどうか明らかでない段階での立入検査ができることとした。

#### ④ 作業基準の改正

特定粉じん排出等作業の実施の際、集じん・排気装置の不具合等を原因とする石綿の飛散がないように、集じん・排気装置の設置が義務付けられている特定粉じん排出等作業について基準を改正した。具体的には、負圧管理の徹底、集じん・排気装置の稼働確認などがその内容であり、確認の結果は内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存させることとした。

大気汚染防止法による規制は、一般環境への汚染物質の排出による健康影響や生活環境への影響の防止を主な目的とする、そこで、これまでの工場・事業場からの特定粉じん

については、前述のように敷地境界線での基準を設定し、その遵守を求めてきた。この考え方によれば、解体工事等によるアスベストの飛散防止についても、同様に、解体等の工事現場と一般公衆の居住・生活・通行する場所との境界線での基準を定めることが本来の在り方といえる。しかし、工場・事業場と解体等の現場とでは、敷地境界線概念に大きな差異があり、どこを基準の測定点とするべきかを客観的に決定することに困難があること、また、特定工事であることが明らかであれば、労災の制度の観点からではあるが、作業現場でのアスベスト飛散防止の措置が講じられており、その出口での規制をすることによって、より現実的な一般環境への飛散防止も図ることができると考えられるところから、今回の改正では、発想を大きく転換して、より発生源に近い場所での規制を行うこととした。粉じんについては、ばい煙と異なり、排出口での規制という一律の方法をとることが困難であって、構造基準などを柔軟に定める方法がとられてきたことからすれば、これもそのような柔軟な規制方法と考えることができよう。

ところで、改正前の大気汚染防止法は、アスベスト飛散防止の責任についてこれを専ら、作業を行う事業者に負わせることとしていた。これは環境汚染の規制について、直接の原因者に責任をおわせるという伝統的な考え方によっていたものといえる。そして、特定工事の注文者に対して、作業基準の遵守を妨げるおそれのある工期や作業方法についての条件を付さないよう配慮すべき義務を負わせていたが（18条の19）、これは強制力のないものであった。法改正の検討の中では、「お施主さま」の意向が大きいことがたびたび指摘されており、注文者にも責任を負わせる必要があることが考えられた。この点は、同時期に検討されていた、フロン類の環境中への排出規制の仕組みのうち、建物に据え付けられた大型冷凍機器類の建物解体工事に伴う撤去の際にフロン類の適切な回収を図る必要がある場合について、ここでも専ら、作業を行う事業者にのみ責任を負わせていて、注文者には単なる協力の責務を負わせるにとどまっていることと共通する課題である。

大気汚染防止法の改正では、この点について、解体等工事の作業を行う者が特定工事に該当するかどうかの調査結果を、注文者に報告・説明する義務を負わせるとともに、特定工事である場合にはその届出義務者を工事の注文者とすることによって、不適正な解体等工事が行われないようにする責任の一端をおうべきものであることを、手続き面ではあるが、明らかにした。なお、旧18条の19は、18条の20となり、配慮すべき事項のうちに工事費も含まれたが、配慮義務という枠組みそのものは残された。しかし、この改正によってもなお、不適正な工事が続くようであれば、次の段階では、注文者により直接的な責任を負わせることも必要になるであろう（なお、フロン類の管理については、改正法では、機器類の管理者の管理責任が新設されたので、解体工事の段階で、フロン類の存在を知らなかったという事態をふせぐことができるようになったものの、解体工事に際する注文者の直接的な責任が明文化されたわけではなく、問題は先送りとされている）。

このほか、解体等の工事のうちには、短時日で終了してしまうものが少なくなく、不適正な工事が発覚した段階では、すでにアスベストが飛散したのちであった、という事案が

少なくないことも問題とされてきた。この点について、改正法では、特定工事の現場の建物等への立ち入り調査しかできなかつた旧法を改めて、特定工事に該当するかどうか未確定の段階から解体等工事現場への規制機関の立ち入り調査ができることとし、また、旧法では施行者にのみ報告を求めることができなかつたことを改めて、発注者、受注者への報告の請求もできることとした。しかし、現在は数多い解体等工事についての情報が、アスベスト飛散の規制を行う担当部局に直接に届く仕組みがないことから、適時の立ち入り調査が確実に行われる担保が十分でない。この点は、建物解体に伴う大型冷凍機器類からのフロン類の漏洩防止についても同様である。今のところ建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）10条にもとづく床面積80平方メートル以上の建物解体工事に際する届出の情報が有用であるが、多くの自治体では、アスベスト規制の担当部局とは別の部局が同法を所管しており、その利用についての法的な措置は講じられていない。解体工事に伴う共通の問題を考えるとときには、手直しが必要である。

## 5 アスベスト廃棄物の取扱い

ところで、廃棄されたアスベストの取り扱いが適正に行われない場合には、さらに新たな汚染源となる恐れがある。アスベストを含む産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業に係るもの及び大気汚染防止法上の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもの、飛散性の強いものは、特別管理産業廃棄物とされており、それらの運搬ならびに処分について、取扱いの資格や施設の特別許可を要するとされるほか、厳しい処理基準が定められている。これに対して、飛散性のない産業廃棄物、また、一般廃棄物として廃棄されたものについては規制がなかったが、2006年から廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令改正により、重量の0.1%を超えてアスベストを含有する石綿含有廃棄物については、特別の処理基準を適用するものとされた。その主な内容は、飛散防止措置をとること、他の廃棄物を区分して収集、運搬、積み替え、保管をすること、一定の場所で分散しないように埋立処分し覆土することなどであり、このほかに一般廃棄物の場合は、中間処理について集じん装置で確実にダスト処理をすべきこと、産業廃棄物については、熔融、無害化処理による処分、中間処理としての破碎禁止が定められている。なお、アスベストを含む廃棄物であっても、中間処理によって有害性を除去すれば、通常の廃棄物としての最終処分が可能となる。そこで、アスベスト廃棄物の無害化促進のために、2006年の廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正により、認定をうけた無害化処理施設による処理について、処理手続きが緩和された。現在の認定施設は、2施設であり、2010年から2013年までの認定施設での処理量は、合計で廃石綿約1180トンである。なお、同時期の飛散性アスベスト廃棄物の量は、125520トンであり、コストの面での制約もあつてか、無害化処理が十分に進んでいるとはいえない状況にあることがわかる。

石綿に関連する建築基準法等改正の経過(H25.12.5首都圏建設アスベスト東京地裁判決の整理より)。

	概要等	耐火構造 2条7号	2条7号の2	防火構造 2条8号	不燃材 2条9号	耐火建築物 2条9号の2	簡易耐火建築物 2条9号の3	屋根 22条
建築基準法(S25) S25.5.24		「耐火構造」は「鉄筋コンクリート造、れん瓦造等の構造で政令で定める耐火性能を有するものをいう。」と定められた。		「防火構造」は「鉄網モルタル塗、しっくい塗等の構造で政令で定める防火性能を有するものをいう。」と定められた。	「不燃材料」の定義として「コンクリート、れん瓦、瓦、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくいその他これに類する不燃性の建築材料をいう。」と定めた。			「特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について…指定する区域内においては、建築物の屋根は、不燃材料で造り、又はふかなければならない。」と定めた(当該指定区域は「屋根不燃地域」と呼ばれる。)
建築基準法施行令(S25)								
S34改正建基法 ※内装制限導入 -126-	「耐火建築物」と「簡易耐火建築物」の規定を新設				「不燃材料」のほか、「準不燃材料」及び「難燃材料」を規定した。	「耐火建築物」とは、主要構造部を耐火構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいうと定義した。	「簡易耐火建築物」とは、耐火建築物以外の建築物で、外壁を耐火構造とし、かつ、屋根を不燃材料で造り、若しくは葺き、政令で定める防火性能を有する構造としたもの又は主要構造部である柱及びはり在不燃材料で、その他の主要構造部を不燃材料若しくは政令で定めるこれに準ずる材料で造り、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を政令で定める防火性能を有する構造としたものいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう旨定義した。	「耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根は、不燃材料で造り、又はふかなければならない。」とした。
S34改正建基令								
S38住指発第58号	石綿スレート板張りは、垂鉛鉄板張り等とともに、建基法第23条に規定する「土塗壁と同等以上の延焼防止の効力を有する構造」に該当する旨を通達し、石綿スレート板を屋根不燃地域の木造建築物の外壁材として位置付けた。							
S39改正建基令								

	概要等	耐火構造 2条7号	2条7号の2	防火構造 2条8号	不燃材 2条9号	耐火建築物 2条9号の2	簡易耐火建築物 2条9号の3	屋根 22条
S39建設省告示第1675号 ↓ S62建設省告示第1929号 により改正。	柱及び梁については鉄骨を吹付け石綿(かさ比重が0.3以上のものに限る。)で覆うなどしたものや、外壁のうち非耐力壁については石綿スレート又は石綿パーライト板を張るなどしたもの等を耐火構造として指定した。							
S44住指発第352号「準不燃材料及び難燃材料の指定に関する建設省告示の改正並びに防火材料認定要領の改正について」	石綿スレート等の普遍的又は標準的な材料に係る場合は、原則としてこれらの材料の一般的基準について認定(通則的な認定)を行うものとした上で、建設大臣は、昭和44年には、石綿スレートを不燃第1001号に、化粧石綿スレートを不燃第1002号に認定するなど、多くの石綿含有建材を、不燃材料、準不燃材料、難燃材料へと個別に認定していった。							
S44住指発第244号「建築基準法に基づく耐火構造の指定の方法の改正について」	石綿等の普遍的又は標準的な材料を加工し、又は組み合わせた耐火構造に係る場合は、原則として、通則的な指定を行うとすることで、石綿含有建材を使用した構造を耐火構造として通則的に指定した。							
S45改正建基法					「不燃材料」の定義のうち「石綿板」が「石綿スレート」と改められたほか、例示以外の不燃材料の具体的内容が政令に委任された。			
S45改正建基令  -127								
S46住指発第487号「土塗壁と同等以上の延焼防止の効力を有する構造について」	判定基準を示した。その基準に該当するものとして「厚さ3.2mm以上の石綿スレートを表面に張ったもの」を挙げている。							
S49建設省住指発第670号	上記(S46)の判定基準に該当するものとして、石綿セメントけい酸カルシウム板(8mm)張り木造下地土塗壁同等構造(外壁)を認定した。							
S62改正建基法								
S62建設省告示第1929号	S39建設省告示第1675号改正。吹付け石綿を用いたものを耐火構造から削除された。							
H4改正建基法			「準耐火構造」の規定を追加し、その具体的内容を政令に委任した。				「簡易耐火建築物」を廃止して「準耐火建築物」を新設し、耐火建築物以外の建築物で、主要構造部を準耐火構造若しくは準耐火構造及び耐火構造としたもの又はこれと同等の耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するものなどと定めた。	平成4年改正により、「簡易耐火建築物」が「準耐火建築物」に改められた。
H5改正建基令								

	概要等	耐火構造		防火構造	不燃材	耐火建築物	簡易耐火建築物	屋根
		2条7号	2条7号の2	2条8号	2条9号	2条9号の2	2条9号の3	22条
H5建設省告示第1453号 「準耐火構造の指定」	「通常の火災時の加熱に45分以上耐える性能を有するもの」として、「外壁」に関し、石綿スレートを張るなどしたものを指定した。							
H10改正建基法		耐火構造及び準耐火構造は、それぞれ耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能)又は準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能)について政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものをいうとした。  (これを受けて、建設大臣は、多数の石綿含有建材を使用した構造を、耐火構造として個別に指定した。)		防火構造は、建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつこい塗その他の構造で、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものをいうと定められた。	「不燃材料」の定義が「建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。))に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めたもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。」とされ、法律の条文上は「石綿スレート」が明記されなくなった。			平成10年改正の性能規定化により、屋根不燃地域の「建築物の屋根の構造」は「政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。」とした。
H12建設省告示第1358号 「準耐火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1172号により改正	壁の構造方法について、石綿スレートを張るなどしたものを定めた。							
H12建設省告示1359号 「防火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1173号により改正	建基令108条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法として、石綿スレートを張るなどしたものを指定した							
H12建設省告示第1367号 ↓ H16国土交通省告示第1175号により改正	「準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法」として、瓦又は石綿スレートでふいたものを定めた							
H12建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1177号により改正。	技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法について、石綿スレート板又は石綿パーライト板を張るなどしたものを定めた。							
H12建設省告示第1400号 「不燃材料を定める件」 ↓ H16国土交通省告示1178 により告示から石綿スレート	石綿スレートを、建基令108条の2の要件を充たす不燃材料として定めた							
H16国土交通省告示第1178号	告示からも石綿スレートは削除された。							
H16国土交通省告示第1172号	H12建設省告示第1358号「準耐火構造の構造方法を定める件」を改正。石綿含有建材を使用したものを耐火構造及び準耐火構造から削除した。							
H16国土交通省告示第1173号	H12建設省告示第1359号を改正し石綿含有建材を使用した構造が削除された。							
H16国土交通省告示第1175号	H12建設省告示第1367号を改正し、石綿スレートが削除された。							
H16国土交通省告示第1177号	H12建設省告示第1399号「耐火構造の構造方法を定める件」を改正。石綿含有建材を使用したものを耐火構造及び準耐火構造から削除。							

	外壁		防火規定					
	23条	24条	25条	26条	27条:特殊建築物	35条の2	61条	62条
建築基準法(S25) S25.5.24	屋根不燃地域内の木造建築物は「その外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁とし、又は延焼防止についてこれと同等以上の効力を有する構造としなければならない」と定めた。	屋根不燃地域内にある木造建築物等である特殊建築物で、一定のものについて、「その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。」とした。		延べ面積が1000平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁で有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1000平方メートル以内としなければならないと定めたが、耐火建築物や簡易耐火建築物(平成4年改正後は準耐火建築物)、主要構造部が不燃材料で作られているもの等の一定のもの(数次の改正によりその内容は変更されている。)については、この限りでないとした。	劇場、映画館、公会堂等、病院、ホテル、共同住宅等、学校、体育館等、百貨店、キャバレー、カフェー等の建築物で一定以上の規模のもの等は「特殊建築物」とされ、これらの特殊建築物について「主要構造部を耐火構造としなければならない」とした。		防火地域内の建築物については、原則として「延べ面積が100平方メートルをこえる建築物の主要構造部及びその他の建築物の外壁は、耐火構造としなければならない」と定められた。	準防火地域内の建築物については、原則として「階数が3以上であり、又は延べ面積が500平方メートルをこえるものは、主要構造部を耐火構造としなければならない。」(1項)、「木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。」(2項)と定められた。
建築基準法施行令(S25)								
S34改正建基法 ※内装制限導入 -129-	特殊建築物等の内装制限(上記(2)ア(ウ))を導入するに際し、「不燃材料」のほか、「準不燃材料」及び「難燃材料」を規定した。				特殊建築物の一部のものにつき耐火建築物としなければならない、その余のものにつき耐火建築物又は簡易耐火建築物(平成4年改正後は準耐火建築物)としなければならないと規定した。	S34改正による内装制限導入後に、更に改正がなされ、特殊建築物のほか、階数が3以上である建築物、延べ面積が1000平方メートルを超える建築物、火気使用室(調理室、浴室等で火を使用する設備・器具を設けたもの)など(政令で定めるものを除く。)について、「政令で定めるものを除き」、「政令で定める技術的基準に従って」、「室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない」と定めた。	「階数が3以上であり、又は延べ面積が100平方メートルをこえる建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない」とした。	「地階を除く階数が4以上である建築物又は延べ面積が1500平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、地階を除く階数が3である建築物又は延べ面積が500平方メートルをこえ1500平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。」(1項)、「木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ2メートルをこえる門又はへい当該門又はへいが建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。」(2項)とした。
S34改正建基令	昭和34年改正建基令1条5号及び6号において、「準不燃材料」、「難燃材料」は建設大臣が指定することとした。							
S38住指発第58号	石綿スレート板張り、垂鉛鉄板張り等とともに、同条に規定する「土塗壁と同等以上の延焼防止の効力を有する構造」に該当する旨を通達し、石綿スレート板を屋根不燃地域の木造建築物の外壁材として位置付けた。							
S39改正建基令								

	外壁 23条	24条	防火規定 25条	26条	27条:特殊建築物	35条の2	61条	62条
S39建設省告示第1675号 ↓ S62建設省告示第1929号 により改正。								
S44住指発第352号「準不燃材料及び難燃材料の指定に関する建設省告示の改正並びに防火材料認定要領の改正について」								
S44住指発第244号「建築基準法に基づく耐火構造の指定の方法の改正について」								
S45改正建基法	昭和45年改正建基法により、「不燃材料」の定義のうち「石綿板」が「石綿スレート」と改められたほか、例示以外の不燃材料の具体的内容が政令に委任された。							
S45改正建基令 -130								
S46住指発第487号「土塗壁と同等以上の延焼防止の効力を有する構造について」	外壁の延焼防止の効力を有する構造についての判定基準。							
S49建設省住指発第670号								
S62改正建基法								「地階を除く階数が3である建築物」については、外壁の開口部の構造等について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物でもよいこととした。
S62建設省告示第1929号								
H4改正建基法	平成4年改正により、「準耐火建築物」については除外された。	「準耐火建築物」については除外					「簡易耐火建築物」が「準耐火建築物」に変更されている。	「簡易耐火建築物」は、「準耐火建築物」に改められた。
H5改正建基令								

	外壁 23条	24条	防火規定 25条	26条	27条:特殊建築物	35条の2	61条	62条
H5建設省告示第1453号 「準耐火構造の指定」								
H10改正建基法			H10改正以前の建基法25条は、延べ面積が1000平方メートルを超える木造建築物等は、「その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない。」と定め、防火構造、不燃材料の採用を義務付けた。					
H12建設省告示第1358号 「準耐火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1172号により改正								
H12建設省告示1359号 「防火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1173号により改正								
H12建設省告示第1367号 ↓ H16国土交通省告示第1175号により改正								
H12建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1177号により改正。								
H12建設省告示第1400号 「不燃材料を定める件」 ↓ H16国土交通省告示1178により告示から石綿スレート H16国土交通省告示第1178号								
H16国土交通省告示第1172号								
H16国土交通省告示第1173号								
H16国土交通省告示第1175号								
H16国土交通省告示第1177号								

	63条	65条	66条	建基令1条	建基令107条	建基令107条の2	建基令108条	建基令108条の2
建築基準法(S25) S25.5.24	「防火地域又は準防火地域内においては、建築物の屋根で耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない」と定められた。	「防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる」と定め、民法234条1項(境界線から50cm以上離さなければならない)の例外を認めた。	防火地域内にある看板等で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3メートルをこえるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならないとした。					
建築基準法施行令(S25)					1項1号ないし6号において耐火性能の内容が具体的に定められたほか、同項7号においては、建設大臣が国家消防庁長官の意見を聴いてこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めて指定するものとした。			
S34改正建基法 ※内装制限導入 -132-								
S34改正建基令				「準不燃材料」、「難燃材料」は建設大臣が指定することとした。			1項3号は、屋根に関し、瓦又は石綿スレートで葺いたものを防火構造として定めたほか、1項4号は、建設大臣が国家消防本部長の意見を聴いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものをも防火構造とすることとした。	
S38住指発第58号								
S39改正建基令					1号において建築物の部分(壁、柱、床、はり及び屋根)と建築物の階に応じ、耐火時間(30分、1時間、2時間、3時間)ごとに必要な耐火性能を定め、具体的な構造は建設大臣の指定に委ね、また、同項2号は、階数が3以下で延べ面積が1000立方メートル以下の建築物における壁、柱、床及び梁にあつては、1号に掲げるものを除くほか、建設大臣が指定するもの、同項3号は、階段にあつては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等のほか、建設大臣が、これらと同等以上の耐火性能を有すると認めて指定するものとした。		2号において、間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造った壁、根太若しくは下地を不燃材料以外の材料で造った床又は軒裏に関して、石綿スレートを張ったものなどを追加して定めた。	

	63条	65条	66条	建基令1条	建基令107条	建基令107条の2	建基令108条	建基令108条の2
S39建設省告示第1675号 ↓ S62建設省告示第1929号 により改正。								
S44住指発第352号「準不燃材料及び難燃材料の指定に関する建設省告示の改正並びに防火材料認定要領の改正について」								
S44住指発第244号「建築基準法に基づく耐火構造の指定の方法の改正について」								
S45改正建基法								
S45改正建基令 ↓ 1 13 33								燃焼せず、かつ、防火上有 害な変形、溶融、き裂その 他の損傷を生じないこと、防 火上、有害な煙又はガスを 発生しないことなどの性能を 有すると認めて建設大臣が 指定するものを「不燃材料」 とすることとした。
S46住指発第487号「土塗 壁と同等以上の延焼防止 の効力を有する構造につい て」								
S49建設省住指発第670 号								
S62改正建基法								
S62建設省告示第1929号								
H4改正建基法								
H5改正建基令						建築物の部分ごとに耐熱時 間に応じて定められた耐火 性能を有すると認められる ものを、建設大臣が準耐火 構造として指定する旨を定 めた		

	63条	65条	66条	建基令1条	建基令107条	建基令107条の2	建基令108条	建基令108条の2
H5建設省告示第1453号 「準耐火構造の指定」								
H10改正建基法		平成10年改正により性能規定化され、「防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造」は、政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならないとした。						
H12建設省告示第1358号 「準耐火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1172号により改正								
H12建設省告示1359号 「防火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1173号により改正							建基令108条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法として、石綿スレートを張るなどしたもの等を指定した	
H12建設省告示第1367号 ↓ H16国土交通省告示第1175号により改正								
H12建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1177号により改正。								
H12建設省告示第1400号 「不燃材料を定める件」 ↓ H16国土交通省告示1178により告示から石綿スレート H16国土交通省告示第1178号								石綿スレートを、建基令108条の2の要件を充たす不燃材料として定めた
H16国土交通省告示第1172号								
H16国土交通省告示第1173号								
H16国土交通省告示第1175号								
H16国土交通省告示第1177号								

	建基令109条、同2、3	建基令113条	建基令129条
建築基準法(S25) S25.5.24			
建築基準法施行令(S25)		「防火壁」は耐火構造としなければならないとした。	(建基法35の2) 建物の種類に応じて、室内に面する部分の仕上げを、「準不燃材料」、「難燃材料」ないしこれらに準ずる材料の組み合わせでなければならないと定めた。
S34改正建基法 ※内装制限導入  -135-			
S34改正建基令	109条は「防火戸その他の防火設備」について、109条の2は、「簡易耐火建築物の屋根等の構造」について規定し、その中で、不燃材料で造り、又はふくものや、屋根の所定の部分を耐火構造又は防火構造としたものを規定するなどした。		
S38住指発第58号			
S39改正建基令			

	建基令109条、同2、3	建基令113条	建基令129条
S39建設省告示第1675号 ↓ S62建設省告示第1929号 により改正。			
S44住指発第352号「準不燃材料及び難燃材料の指定に関する建設省告示の改正並びに防火材料認定要領の改正について」			
S44住指発第244号「建築基準法に基づく耐火構造の指定の方法の改正について」			
S45改正建基法			
S45改正建基令 -136			
S46住指発第487号「土塗壁と同等以上の延焼防止の効力を有する構造について」			
S49建設省住指発第670号			
S62改正建基法			
S62建設省告示第1929号			
H4改正建基法			
H5改正建基令	109条の3は、「主要構造部を準耐火構造等とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準」を定め、「耐火構造、準耐火構造又は防火構造であること」や「不燃材料」を使用した構造を規定した。		

	建基令109条、同2、3	建基令113条	建基令129条
H5建設省告示第1453号 「準耐火構造の指定」			
H10改正建基法			
H12建設省告示第1358号 「準耐火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1172号により改正			
H12建設省告示1359号 「防火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1173号により改正			
H12建設省告示第1367号 ↓ H16国土交通省告示第1175号により改正			
H12建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」 ↓ H16国土交通省告示第1177号により改正。			
H12建設省告示第1400号 「不燃材料を定める件」 ↓ H16国土交通省告示1178 により告示から石綿スレート H16国土交通省告示第1178号			
H16国土交通省告示第1172号			
H16国土交通省告示第1173号			
H16国土交通省告示第1175号			
H16国土交通省告示第1177号			

## おわりに

アスベストは昭和50年まで吹き付け材として使用され、その後も成形板等として多くの建物の壁や天井等に使用されてきました。これらの建物は、築後長い年月を経た後は、建て替えあるいはリノベーションが予定されます。

アスベストは非常に細かく飛散すると広く拡散し、また閾値がないため少量の暴露でも中皮腫や肺がんとなる危険性があります。少しのアスベストによっても、将来健康被害が発生するおそれがあるのです。アスベストを使用した建物の建て替えやリノベーションを行う際には、アスベストを飛散させないようにするにはどうすればよいか課題となります。

昨今の法改正によって、レベル1やレベル2の飛散しやすいアスベストを使用した建物の解体について、除去や封じ込め、囲い込みについては法が整備され、また、特定粉じん排出等の作業の届出義務者が発注者責任となったこと、解体等工事に係る調査や説明が義務づけられたこと、都道府県知事等の報告徴収・立入検査の対象が拡大されたこと等の改正が行われました。これらの改正は多くの方のご尽力によって成し遂げられた成果です。しかし、実際の解体現場でのアスベスト対策は未だ完全とはいえません。適切な調査や正しい情報の開示を行わない業者もあり、また、必ずしも適切な解体作業が行われていないこともあります。適切な解体工事が行われているか、国民一人一人が監視するとともに、行政庁も危険な解体工事を厳しく監視・規制することが必要です。そして、将来的にはアスベストに関する複雑な法制度を整備していく必要があると考えます。

健康を害されず平穏に生活することは国民の権利であり、なによりも反故されなければなりません。学校パニック、久保田ショックによって、アスベストは多くの人に認識されるようになりました。そして、アスベスト製品の製造を行っていた元労働者の健康被害について國の責任を認めた平成26年10月9日の最高裁判決も記憶に新しいところです。しかし、建物の解体についての規制や、解体工事についてどのような点を確認すべきかについて、現在の法制度は複雑であり、一見して理解することは困難です。本シンポジウムが、現在の制度や現状の整理や、これからの法改正、アスベスト対策についての議論の一助となれば、嬉しく思います。

最後に、本シンポジウムにてご講演頂きました、外山尚紀先生、島田啓三先生、浅野直人先生、また、ご参加頂きました皆様に心より感謝を申し上げます。

公害・環境特別委員会  
委員 津 村 八 江